

# 訴 状

2025（令和7）年10月9日

静岡地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人

弁護士（主任） OG HY

当事者の表示 別紙「当事者目録」記載のとおり

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 6億0840万7602円

貼用印紙額 184万7000円

## はじめに

本訴は、いわゆる「こがね味噌会社重役一家4人殺し事件」の犯人として死刑判決を受け、死刑囚として拘置されながら一貫して無実を訴え、58年かけて再審無罪となった袴田巖さんが原告となって、一連の刑事手続に関与した警察、検察、裁判所の違法と責任を問う裁判である。

これまでの再審無罪となった者が原告となった国家賠償訴訟では、警察官の違法と責任は比較的認められることが多いが、検察官のそれが認められることは殆どなく、裁判官に至っては認められたためではない。それは裁判所が検察官、裁判官の違法と責任を極めて限定的に解しているためである。

検察官の公訴提起・公訴追行に関しては、「刑事事件において無罪の判決が確定したというだけで直ちに起訴前の逮捕・勾留、公訴の提起・追行、起訴後の勾留が違法となるということはない。けだし、逮捕・勾留はその時点において犯罪の嫌疑について相当な理由があり、かつ、必要性が認められるかぎりは適法であり、公訴の提起は、検察官が裁判所に対して犯罪の成否、刑罰権の存否につき審判を求める意思表示にほかならないのであるから、起訴時あるいは公訴追行時における検察官の心証は、その性質上、判決時における裁判官の心証と異なり、起訴時あるいは公訴追行時における各種の証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑があれば足りるものと解するのが相当であるからである。」とされている（最判昭和53年10月20日民集3巻7号1367頁）。

裁判官に至っては、「裁判官がした争訟の裁判に上訴等の訴訟法上の救済方法によつて是正されるべき瑕疵が存在したとしても、これによって当然に国家賠償法1条1項の規定にいう違法な行為があつたものとして国の損害賠償責任の問題が生ずるわけのものではなく、右責任が肯定されるためには、当該裁判官が違法又は不当な目的をもつて裁判したなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認めうるような特別の事情があることを必要とすると解す

るのが相当である。」とされており（最判昭和57年3月12日民集36巻3号329頁）、その違法と責任を問える余地は稀有なこととされている。

しかし、原告を艱難辛苦に陥れ、最終的には原告の精神に回復し難い損害を与えた刑事手続に関与した全ての司法機関の責任が問われなくて良い筈がない。

警察、検察の違法の一部と責任は再審無罪判決、刑事補償決定で認定されている。しかし裁判所の違法と責任は認定されていない。本件では裁判官が「その付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したもの」ではない正しい事実認定をしていれば原告はもっと早くに救済されていた。

裁判所が、裁判官の違法と責任を認定する司法制度自体が不合理ではあるが、受訴裁判所が原告の訴えに真摯に耳を傾けることを祈念し、われわれの主張を始めることとする。

## 目 次

<b>第1章 前提事実.....</b>	<b>15</b>
第1 当事者 .....	15
1 原告 .....	15
2 成年後見人.....	15
3 被告 .....	16
第2 事案の概要.....	16
第3 本件の経過.....	16
1 事件の発生.....	16
2 起訴前捜査の経過（甲21、95） .....	16
3 本件起訴.....	17
4 本件起訴後の捜査.....	17
5 確定審の経過.....	17
6 第1次再審の経過 .....	18
7 第2次再審の経過 .....	18
(1) 第2次再審請求.....	18
(2) 保佐人の選任 .....	18
(3) 再審開始決定と原告の釈放 .....	19
(4) 即時抗告審と特別抗告審 .....	19
(5) 差戻し即時抗告審.....	19
8 再審公判の経過 .....	20
<b>第2章 .....</b>	<b>21</b>
第1 捜査の違法.....	21
1 捜査段階は無法地帯 .....	21
(1) 検証不可能な捜査手続き .....	21

(2) 違法捜査が隠される構造 .....	21
(3) 違法捜査は偽証を有無.....	21
(4) 捜査機関の偽証は弾劾困難 .....	22
(5) 無法地帯で冤罪が生まれる .....	22
(6) 本件に存在した無数の違法行為.....	22
(7) 残された未解明の問題 .....	23
(8) 本訴訟の目的は違法行為を明らかにすること .....	23
2 事実や証拠の隠ぺいと証拠捏造等の違法行為 .....	23
(1) 本件は隠ぺいと捏造の連鎖 .....	23
(2) 捜査機関の隠ぺいと捏造 .....	24
(3) 捜査機関の違法行為の動機 .....	24
(4) 故意の違法行為の連鎖 .....	25
第2 捜査時の違法各論 .....	25
1 裏木戸が閉まっていたこと .....	26
(1) 侵入脱出口を故意に特定しなかったこと .....	26
(2) 裏木戸の内側の木部が剥がれていたこと等.....	26
(3) 裏木戸はかんぬきで閉ざされていた .....	27
(4) 裏木戸の検査を意図的にしなかったこと .....	28
(5) 裏木戸が閉じられていたこと (甲94・2013年11月26日付け裏木戸分析写真集) .....	29
(6) 無罪判決の不当な認定 .....	29
(7) 捜査機関の故意の違法行為であること .....	30
2 ベルト等で拘束された遺体 .....	30
3 表シャッターが犯人の出入り口であったこと .....	34
4 その他、警察が意図的に検査をせず、あるいは記録化しなかったもの .	36
(1) クリ小刀の検査を故意に怠った.....	36

(2) 遺体の移動等 .....	37
(3) ○○の交友関係等の捜査結果を明らかにしなかったこと .....	38
(4) 家庭教師の証言.....	39
(5) 遺体の状況 .....	40
(6) 包丁がなかったこと (甲1・第10分冊197丁・HTTO検証調書242丁) .....	44
(7) 電話機が存在していたことを隠している (同検証調書) .....	45
(8) まとめ.....	45
5 合羽 (落ちていた場所とポケットに入っていた鞘) の捏造 .....	46
(1) クリ小刀の鞘の捏造.....	46
(2) 合羽の状況 .....	46
(3) 合羽の発見 .....	46
(4) 雨合羽は着用されなかつた .....	47
(5) 合羽のポケットに鞘を入れた捏造.....	47
(6) 合羽と鞘の偽装.....	48
(7) まとめ .....	48
6 2個の金袋 (押入の布団の間に入れてあつた甚吉袋に集金した現金の入つた布の金袋) の捏造 .....	49
(1) 甚吉袋と金袋 .....	49
(2) 強盗犯認定 .....	50
(3) 不合理な強盗犯認定 .....	50
(4) 「金袋を落とした」というつじつま合わせ .....	51
(5) 裏木戸と金袋の矛盾 .....	51
(6) 元警察官の供述も捏造を示す .....	51
(7) まとめ .....	52
7 パジャマの鑑定書の捏造 (虚偽公文書作成) .....	53

(1)	パジャマと血痕.....	53
(2)	パジャマの押収.....	53
(3)	血痕を隠した写真①.....	54
(4)	血痕を隠した写真① .....	54
(5)	血痕の有無の不整合 .....	55
(6)	「血染め」報道による印象操作.....	55
(7)	鑑定内容の扱いの迷走.....	56
(8)	血痕の鑑定は不可能だった .....	57
(9)	血痕の鑑定結果は信用できない.....	58
(10)	不自然な鑑定箇所.....	58
(11)	鑑定結果は虚偽.....	59
(12)	正確な鑑定方法の不記載 .....	59
(13)	科警研で血痕は鑑定不能 .....	60
(14)	まとめ.....	60
8	自白調書すら存在しなかったこと .....	61
(1)	自白調書の虚偽性について .....	61
(2)	きわめて簡単な起訴状.....	62
(3)	犯行場所についても曖昧な起訴状.....	63
(4)	9.9 検面調書をめぐる問題.....	64
(5)	起訴状作成時になかった調書.....	65
(6)	訴因の特定すら不十分な起訴状.....	66
(7)	証拠のない「強盗目的」 .....	67
(8)	取調べ時間と内容量の不均衡.....	68
(9)	調書の日付は虚偽.....	69
(10)	録音テープの収録日を隠したこと .....	70
(11)	まとめ.....	70

9 檢察官の起訴の違法 .....	71
(1) 檢察官の起訴の違法.....	71
(2) 真犯人に結びつく事実、証拠の隠ぺい.....	72
(3) 逮捕前の証拠の捏造.....	77
(4) 結論.....	80
第3 警察官の違法.....	80
1 はじめに.....	80
(元号は、特に記載のない限り、昭和41年である) .....	80
2 偏見による決めつけ .....	80
3 長時間に及ぶ取調べの違法性 .....	81
(1) 長時間に及ぶ取調べ.....	81
(2) 取調べ時間の異常な長さ .....	82
(3) 取調べに関する法的規制 .....	82
4 取調べ状況の違法性 .....	84
(1) はじめに—取調べ録音テープの開示 .....	84
(2) 外部との完全遮断.....	85
(3) 取調べにおける劣悪な環境の作出 .....	87
5 非人道的取調べ（内容的考察） .....	90
(1) 接見妨害 .....	90
(2) 接見盗聴.....	90
(3) 供述誤導、自白強要の数々 .....	91
(4) 秘密の暴露の偽装 9月6日の取調べ .....	92
(5) 取調べ室内での排せつ行為の強要 .....	93
(6) 体調不良を無視した違法な取調べ .....	103
(7) 組織的な自白強要.....	104
6 取調べ官の事後的偽装（偽証） .....	105

(1) はじめに.....	105
(2) 立会人について.....	106
(3) 自白調書の作成について .....	108
(4) 自白後の取り調べについて .....	109
(5) 自白の強要について .....	111
(6) 勾留期間について.....	113
(7) 被害者の写真を見せたことについて .....	114
(8) まとめ.....	116
7 再審公判における認定.....	116
第4 檢察官の違法.....	117
1 違法な取り調べ.....	117
(1) 8月20日の取調べ.....	117
(2) 8月21日の取調べ.....	118
(3) 8月29日の取調べ.....	118
(4) 8月31日の取調べ.....	119
2 再審公判における検察官取調べに対する認定 .....	119
3 違法な取調べの判決に対する影響 .....	120
(1) 1通のみ採用された供述調書.....	120
(2) 9月9日付検察官調書での供述中、確定第1審判決が認定した事実 .. . . . .	121
(3) 信用性に疑義を差し挟んでいるもの .....	123
(4) 評価.....	123
5 起訴の違法性－証拠に基づかないで起訴していること .....	124
(1) はじめに.....	124
(2) 公訴事実は成立しない .....	125
(3) 結論.....	138

6 本件起訴が有罪判決に与えた影響 .....	139
7 起訴後の取調べの違法.....	140
(1) 起訴後の取調べが許されないこと .....	140
(2) 確定一審における証拠排除 .....	141
(3) 国賠法上の違法.....	142
第5 起訴後の補充捜査の違法.....	144
1 被害金のねつ造.....	144
(1) 郵便局で発見された焼けた紙幣入り封筒のねつ造.....	144
(2) MSに対する違法捜査.....	149
(3) ねつ造が判決に与えた影響 .....	150
(4) 無罪判決での言及.....	151
2 脱出・再侵入・再脱出口の捏造 .....	152
(1) 位置付け .....	152
(2) 裏木戸は閉まっていた .....	152
(3) 裏木戸が閉まっていたことを前提とする取調べ .....	154
(4) 自白と整合する証言、捜査報告書の存在 .....	154
(5) 捜査報告書がねつ造であること .....	155
(6) ねつ造が判決に与えた影響 .....	156
第6 5点の衣類及び端布のねつ造の違法.....	156
1 総論 .....	156
2 犯行直後に1号タンク内に5点の衣類を隠すことはあり得ない.....	157
(1) 犯人が5点の衣類を1号タンクに隠すとすれば犯行直後であること .....	157
(2) 1号タンクに5点の衣類を隠すことができるだけのみそはなかった .....	158
(3) 1号タンクは隠匿場所として極めて不自然である .....	158

(4) 犯人が隠したなら事件直後の捜索で見つからないはずはない ..	159
3 5点の衣類の色に関する証拠はねつ造であることを示している ..	159
(1) 総論 ..	159
(2) 5点の衣類のみそ色は薄く、血痕には赤みが残っていた ..	160
(3) みそ漬け実験 (生地のみそ色は濃くなり、血痕の赤みは消失する) .....	165
(4) 血痕の赤みが消失する化学的機序 ..	169
(5) メイラード反応によって血液の褐変はより進行する (甲75、甲7 6) ..	174
(6) 結論 ..	176
4 5点の衣類がねつ造であることを示すその他の証拠 ..	177
(1) 緑色ブリーフが2枚存在すること ..	177
(2) 右上腕部の身体の傷は1つであるのに、対応する衣服の損傷は2組 (5点の衣類とパジャマ) になったこと ..	181
5 端布のねつ造 ..	182
(1) はじめに ..	182
(2) 端布を発見した経緯が極めて不自然であること ..	182
(3) YM検察官の立証活動の不自然性 ..	186
(4) 原告の母が手にしたのは「共布」ではなく「喪章」 ..	186
(5) 結論 ..	187
6 5点の衣類及び端布をねつ造したのは捜査機関であること ..	188
7 5点の衣類及び端布のねつ造を検察官も認識し、利用したといえること .....	191
8 結論 ..	192
第7 検察官の公訴追行の違法 ..	193
1 カラー写真 ..	193

(1) 緑色ブリーフ .....	193
(2) 茶色のブリーフ (S T鑑定書添付) .....	193
(3) 証拠開示.....	194
(4) 檢察官の訴訟追行上の違法性 .....	194
2 ズボンのサイズ .....	195
(1) 「B」が色の記号であることを示す証拠を隠していたこと .....	195
(2) 「B」がサイズであると検察官が嘘をついたこと .....	196
(3) 檢察官の訴訟追行上の違法 .....	197
第8 起訴前裁判所の違法 .....	198
1 逮捕状・勾留状発付の違法.....	198
2 捜索差押許可状の乱発.....	198
3 M S F Kに対する検査結果の誤認の違法.....	199
第9 確定審裁判所の違法 .....	199
1 確定第一審裁判所の違法.....	199
(1) 5点の衣類捏造の可能性を見過ごす .....	199
(2) 血痕の重大な問題を見過ごす.....	200
(3) 捏造を無視した認定.....	201
(4) 衣類投入時期の疑義への省察の欠如① .....	201
(5) 衣類投入時期の疑義への省察の欠如②.....	202
(6) パジャマとの矛盾など証拠認定の重大な欠陥.....	203
(7) 結論.....	203
2 確定控訴審の違法 .....	204
(1) 5点の衣類に対する認定の違法.....	204
(2) 装着実験の評価判断の違法 .....	205
(3) 結論.....	205
3 確定上告審の違法 (甲4、5) .....	205

4 結論 .....	205
第10 第1次再審請求審裁判所の違法 .....	205
1 一審の違法.....	206
2 即時抗告審批判 .....	206
3 特別抗告審批判 .....	208
4 そして、第1次再審請求審の各裁判所の裁判官はその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものであるから、いずれも重大な過失がある。 .....	209
第11 第2次再審請求審裁判所の違法 .....	209
1 即時抗告審の違法 .....	209
(1) 抗告理由と審理方針.....	209
(2) 抗告審における証拠開示批判.....	209
(3) 取消し決定批判.....	210
2 結論 .....	212
第12 再審公判における検察官の違法 .....	212
1 検察官は再審公判で有罪立証をすることを表明した。 .....	212
2 結論 .....	213
<b>第3章 損害 .....</b>	<b>214</b>
第1 はじめに.....	214
第2 身体拘束期間中の損害 .....	214
1 逸失利益.....	214
(1) はじめに.....	214
(2) 基礎収入.....	214
(3) 逸失年収.....	215
(4) 生活費控除.....	215
2 身体拘束期間中の慰謝料.....	215

(1)	身体拘束そのものに対する慰謝料.....	215
(2)	取調べに対する慰謝料.....	216
(3)	死刑執行の恐怖に対する慰謝料.....	216
(4)	小括.....	217
3	刑事補償給付の控除.....	217
4	小括.....	217
第3	釈放後の損害 .....	217
1	慰謝料.....	217
2	介護費用.....	218
3	小括.....	219
第4	遅延損害金 .....	219
第5	民事訴訟に関する弁護士費用 .....	219
第6	小括 .....	219
<b>第4章 結語</b>	.....	<b>221</b>

## 請求の趣旨

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して、金6億3795万9505円及び内金6億0840万7602円に対する2025（令和7）年4月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告らの負担とする。  
との判決並びに仮執行宣言を求める。

## 請求の原因

### 第1章 前提事実

---

#### 第1 当事者

##### 1 原告

原告は、1966（昭和41）年6月30日深夜、静岡県旧S Z市で発生した住居侵入、強盗殺人、現住建造物放火事件（以下「本件」という）の犯人として逮捕・勾留されて、起訴され（以下「本件起訴」という）、死刑判決が確定し、東京拘置所に拘置された。その後、2次にわたる再審請求をして2014（平成26）年3月27日に再審開始の決定を得るとともに死刑並びに拘置の執行停止によって釈放され、再審開始決定が確定した後の再審公判で2024（令和6）年9月26日無罪判決の言い渡しを受け、同年10月9日これが確定した者である。

##### 2 成年後見人

原告は拘置中に拘禁症によって精神の変調を来していたことから、静岡家裁浜松支部は、2024（令和6）年12月16日、身上監護を分掌する成

年後見人として袴田ひで子を、財産管理を分掌する成年後見人として弁護士村松奈緒美を選任した。

### 3 被告

原告を逮捕し取調べなどをしたSZ警察署及び静岡県警察本部は被告静岡県の法執行機関である。原告を取調べ起訴し、公判を追行した検察官は被告国の法執行機関である。

原告に死刑判決を下した裁判所は被告国の司法機関である。

## 第2 事案の概要

本件訴訟は、原告が、逮捕・起訴され確定審で死刑の判決を受けて長期間拘禁されたことなどについて、警察官及び検察官並びに裁判官に違法行為があったとして、静岡県及び国に対し、国家賠償法（国賠法）1条1項、4条、民法719条前段に基づき、連帶して損害の賠償を求めるものである。

## 第3 本件の経過

### 1 事件の発生

1966（昭和41）年6月30日深夜、何者かが静岡県旧SZ市のみぞ製造会社専務取締役方に侵入し、一家4人を刃物で滅多突きにし、専務を殺害して売上金等を奪い、被害者らに混合油を散布しマッチで点火して家屋に放火し、家族3人も殺害し、家屋を全焼させるという住居侵入・強盗殺人・放火事案と目される事件が発生した。

### 2 起訴前捜査の経過（甲21、95）

静岡県SZ署と同県警察本部は合同捜査本部を設置して捜査をした。捜査本部は、犯人はみぞ工場関係者による金目当ての単独犯行と「見込み」、遅くとも1966（昭和41）年7月4日から従業員の原告（当時30

歳)に嫌疑をかけ、ボクサー崩れという偏見から犯人と決めつけ、常時尾行して同年8月18日に通常逮捕(甲1・第21分冊5丁)、連日平均12時間、最長16時間20分にも及ぶ取調べを行った(甲1・第31分冊385丁)。

原告は否認を続けていたが、勾留満期直前の9月6日に遂に虚偽の自白をさせられた。

### 3 本件起訴

静岡地方検察庁検察官は、警察との連携の下に9月9日原告を取調べて警察での虚偽自白を維持させ、勾留満期寸前の同日午後11時20分に起訴した(甲1・第1分冊1丁)。

### 4 本件起訴後の捜査

合同捜査本部と検察官(以下「捜査機関」とも言う。)は、起訴後も原告の取調べを続けてさらに虚偽の自白を重ねさせて、その都度、裏付け証拠を作成するために補充捜査を行った。しかも、捜査機関は11月15日に指定された第1回公判期日に向けて補充捜査を継続、血液鑑定など重要な証拠がこの間に作成されている。

### 5 確定審の経過

原告は第1回公判期日で否認に転じ無罪を主張した。そのため審理が重ねられていたところ、その途中の1967(昭和42)年8月31日、みそ工場の1号タンクの中から「5点の衣類」が発見された。

検察官は、当初パジャマを着て犯行に及んだとしていたが(甲1・1分冊13丁)、同年9月13日、その冒頭陳述を変更(甲1・第5分冊1670丁)、「5点の衣類」が犯行着衣であり、かつ原告の物であると主張して、原告に死刑を求刑した。

確定一審の静岡地裁はこれを容れ、1968（昭和43）年9月11日原告に死刑を言い渡し（甲2）、1976（昭和51）年5月18日東京高裁が控訴棄却（甲3）、1980（昭和55）年11月19日最高裁が上告を棄却した（甲4）。判決訂正の申立も棄却され、同年12月12日、死刑判決が確定した（甲5）。

## 6 第1次再審の経過

原告は1981（昭和56）年4月20日に第1次再審請求を行ったが、静岡地裁は1994（平成6）年8月8日請求を棄却（甲6）、東京高裁も2004（平成16）年8月26日即時抗告を棄却し（甲7）、最高裁も2008（平成20）年3月24日特別抗告を棄却した（甲8）。この間27年を要した。

## 7 第2次再審の経過

### （1） 第2次再審請求

原告は隣房の者が死刑を執行されたことなどによって拘禁症から精神の変調を来したため、原告の姉である袴田ひで子は、2004（平成16）年2月20日、静岡家裁浜松支部に後見開始の申立を行うとともに、2008（平成20）年4月25日、静岡地裁に対し、原告が「心神喪失の状況にある」として原告のために第2次再審請求を行った。

### （2） 保佐人の選任

後見開始申立事件につき、静岡家裁浜松支部は東京家裁に移送、同家裁は2008（平成20）年6月27日申立を却下したが（甲16）、東京高裁が同年12月19日、同決定を取り消し差し戻した（甲17）。差戻し後の東京家裁は、2009（平成21）年3月2日、原告について保佐開始の審判をし、保佐人として袴田ひで子を選任した（甲18）。

これで第2次再審請求審は請求人要件を満たして漸く始まった（刑事訴訟法439条1項3号）。

### （3）再審開始決定と原告の釈放

静岡地裁は、第2次再審請求においてみそ漬け実験及び職権DNA鑑定などを新証拠と認め、有罪の言渡を受けた者である原告について、2014（平成26）年3月27日、再審を開始する決定をするとともに「これ以上、袴田に対する拘置を続けることは耐え難いほど正義に反する」として死刑並びに拘置の執行を停止する決定を下した。（甲9）

検察官は、拘置の執行停止を取り消す職権発動を要請したが、裁判体が拒否したため、決定に従わざるを得ないとして釈放を指揮、原告は同日釈放された。

なお、検察官は拘置の執行停止の取消しを求め抗告したが、東京高裁は翌28日、「原裁判所の裁量判断に誤りがあるとはいえない」として抗告を棄却した（甲15）。

### （4）即時抗告審と特別抗告審

検察官の即時抗告を受けた東京高裁は、2018（平成30）年6月1日、原決定を取り消し、再審請求を棄却する決定をした。但し拘置の執行停止決定は取り消さなかった（甲10）。

しかし、最高裁は、2020（令和2）年12月22日、「原決定を取り消さなければ著しく正義に反するとして」同決定を取り消し、審理を東京高裁に差し戻した（甲11）。

### （5）差戻し即時抗告審

差戻し後の東京高裁は、再審開始決定を支持、2023（令和5）年3月13日、検察官の即時抗告を棄却し（甲12）、同決定は検察官の特別抗告断念によって同月20日に確定した。

## 8 再審公判の経過

再審公判において、静岡地裁は、約1年半の審理を経て、2024（令和6）年9月26日、原告に対し、無罪を言い渡し（甲13）、同判決は検察官の控訴権放棄により同年10月9日に確定した（甲14）。

## 第2章

---

### 第1 捜査の違法

#### 1 捜査段階は無法地帯

##### (1) 検証不可能な検査手続き

検査手続きにも、当然、憲法の要請する適正な手続きや、それに基づく法律の規制が及んでいる。そして、通常、法律の規定にしたがって検査手続きは進められる。しかし、検査においては密行性が要求されるために、大部分の手続きにおいては、検査を実施する警察及び検察以外に検査に関与する者は誰もいない。また、検査は客観的な記録がなされる部分が少なく、検査が適正に行われたか否かを後に第三者が検証することはほとんど不可能である。

##### (2) 違法検査が隠される構造

しかし、基本的には、我が国の検査機関は、検査手続きを適正に進めることが期待されており、実際、ほとんどの検査は、そのように考えてもよいかもしれない。しかし、問題は、検査機関が検査において違法な行為をした場合である。検査における違法行為は、明らかになることはほとんどないからである。

これは、まず検査の密行性が理由であるが、それだけが理由ではない。仮に警察が違法行為をしたことが検察官に知れたとしても、検察官は適切な対応をとらないことも多い。それは、検察官の仕事は、警察官に協力してもらい、動いてもらわないと成り立たないため、検察官は警察官に対して厳しく対応することをしないからである。

##### (3) 違法検査は偽証を有無

さらに重要なことは、本件で明らかになったとおり、警察官もそして検察官も、違法行為が疑われても、公判では必ず偽証によって誤魔化そうとすることである。「私たちは、適正な捜査を行いました。」と。そして偽証罪はほとんど機能していないため、捜査機関がいくら偽証をしても、それが発覚し、処罰を受けることはほぼ無いと言ってよい。

#### (4) 捜査機関の偽証は弾劾困難

しかも、裁判所は、被告人が実際に体験している取調べ状況の場面について、「警察官の証言は嘘です。」「私は暴言を吐かれ、暴力も受けました。」などと捜査機関とは反対のことを供述しても、捜査機関の証言を信用することが圧倒的に多い。まして、取調べ以外の捜査手続においては、捜査機関以外関与していないため、いくら捜査機関が偽証をしたとしても、被疑者、被告人が直接弾劾することもできないのである。

#### (5) 無法地帯で冤罪が生まれる

こうして捜査手続きは、捜査機関が違法行為を行ったとしても、結局、それが明らかになることはほとんどない。特に事件直後の現場の検証、実況見分、捜査機関による鑑定などはほとんど「無法地帯」と言って過言ではない。そのため、捜査機関が証拠を隠し、捏造し、虚偽の書類を作成することによって、事件とはまったく無関係の人物が犯人に仕立て上げられてしまうことすらある。この事件は、まさに「無法地帯が生んだ」「捜査機関の違法行為によって作られた」冤罪事件なのである。

#### (6) 本件に存在した無数の違法行為

幸いなことに、この事件では捜査機関が最後の決定的な証拠とするべく5点の衣類を捏造したが、それがもっともずさんな捏造証拠であったことから、原告は無罪判決を得ることができた。しかし、この事件では、實際には捜査段階においてこそ驚くほど多数のかつ重大な違法行為が行われて

いた。ところが、再審請求審や無罪判決では、ほとんどそれらの違法行為が取り上げられることはなかった。それは、5点の衣類が中心証拠で、それが捏造証拠であることが明らかになれば、他の証拠に踏み込む必要がなかったからと考えられる。

#### (7) 残された未解明の問題

しかし、そのために、特に本件の捜査にまつわる問題は、まったく表に出ないまま、あるいは解明されないまま残されてしまった。本件の真相や真犯人像も明らかにならず、なぜ、原告が犯人とする方向で捜査が進んでしまったのかも明らかにならなかつた。こうして、事件の解明が中途半端になり、今後、刑事手続きのどこをどのように改革していくべきであるかも提示することができず、さらには、あたかも原告が犯人である疑いも残るのではないか、などという誤った認識も合わせて残ってしまうことになったのである。

#### (8) 本訴訟の目的は違法行為を明らかにすること

そこで、本訴訟においては、確定記録、再審請求審の記録、再審公判記録、さらには新聞記事等再審公判で提出を控えた証拠、あるいは採用されなかつた証拠等を含めた新たな証拠と新たな視点によって、捜査手続きにおける違法行為を明らかにする。その上で、本訴請求は、捜査機関が事実や証拠の隠ぺいや証拠の捏造等の違法行為を繰り返し行い、その1人である検察官が原告を起訴したという著しい不正義を明らかにするものである。

## 2 事実や証拠の隠ぺいと証拠捏造等の違法行為

#### (1) 本件は隠ぺいと捏造の連鎖

この事件は、上に述べたように、捜査手続きが無法地帯であることに乘じて、捜査の初期の段階から、捜査機関が事件の真相を明らかにしたり、真犯人が誰であるのかを追及するのではなく、むしろそれらを隠した上で、無実の原告を犯人に仕立てたようとしたという事件である。

したがって、本件で捜査機関が捜査に名を借りて行った上記行為は、いずれも捜査機関による故意の違法行為である。

### (2) 捜査機関の隠ぺいと捏造

もちろん、捜査の最初の段階から故意に事実や証拠をねじ曲げることなど、前代未聞のことであり、到底、ありえないような印象を受けるかもしれない。しかし、本件では、後に述べるように火災発生直後の裏木戸の状態、凶行時の音がまったくしなかったこと、遺体のベルト等による拘束、遺体の特異な傷等事件の当初から解明が必要であり、かつ、当たり前の捜査をすれば事案の真相や真犯人に結びつくと考えられる事実について、警察が、真実を追求する捜査を進めることなく、途中で止めてしまったり、記録化しなかったのである。こんなことは、通常、ありえない。捜査を途中で止めているのは、捜査機関が、それ以上事案の真相や真犯人が明らかになることを避けたということである。捜査機関は事案の真相や真犯人に結びつく事実を隠ぺいした上で、捏造証拠あるいは虚偽の証拠を作っていたのである。そして、これらの事実の隠ぺい工作と捏造証拠等の違法行為は、すべて原告を犯人とするためであった。つまり、捜査機関は、捜査の初めから、原告を犯人に仕立て上げる方向で捜査を歪めてきたということである。

### (3) 捜査機関の違法行為の動機

捜査機関が、捜査段階で行うべきことは、証拠を収集し、犯罪の嫌疑が生じた被疑者の身柄を確保し、被疑者を起訴することである。ところが、

本件では、捜査機関は、捜査の初めから事実や証拠を隠ぺいし、捏造証拠等によって原告に対する虚偽の嫌疑を作り上げて逮捕し、自白をさせ、原告を強盗殺人放火犯として起訴したのである。

こんなことをした捜査機関の動機は、推測する以外にないが、たとえば、捜査機関が、真犯人たる反社会的組織と結びついており、その真犯人に捜査や人々の目を向けさせないようにするために、こうした違法行為をしてきたようなことが考えられるかもしれない。

#### (4) 故意の違法行為の連鎖

いずれにしても、以上述べたとおり、捜査機関が必要な捜査を意図的に行わなかつたことで事実が歪められ原告に対する嫌疑を生じさせたとすれば、それは原告に対する故意の違法行為である。当然、原告の嫌疑を直接生じさせるような証拠を捏造したり、虚偽の証拠を作成したりすれば、やはり原告に対する故意の違法行為である。

こうして本件の捜査は、違法行為を次々に重ねていき、結局、違法な起訴に結びついたものである。

以下、捜査機関の具体的な違法行為について論じていく。

## 第2 捜査時の違法各論

第1で述べたとおり、本件では、捜査段階において、真犯人に結びつくものであることから、本来確実に保全ないし記録化すべき事実や証拠の一部について、意図的に保全ないし記録化しないで隠ぺいし、あるいは意図的に捜査を進めず放置したものが多数存在した。加えて、捜査機関は、原告を犯人に仕立てるためにいくつもの証拠を捏造した。

こうして証拠の隠ぺい等の行為と捏造証拠が相俟って、原告に対する偽りの嫌疑が作りあげられ、検察官も上記違法行為を認識した上で、原告を起訴したもの

である。したがって、原告を起訴したことは、捜査機関による原告に対する故意の重大な違法行為である。

上記各違法行為は、事件とはまったく無関係であった原告に対する起訴が、理由あるもののような外観を生じさせたのである。

ここでは、本件の捜査の過程で行われた上記のような各行為を、順に検討してその違法性を明らかにする。

## 1 裏木戸が閉まっていたこと

### (1) 侵入脱出口を故意に特定しなかったこと

犯人の侵入脱出口がどこであったかは、本件の捜査で明らかにすべききわめて重要なテーマであった。実際、事件の当初の報道では、この点が事件解明のための重要なポイントとされていた。ところが、最終的に、本件の捜査において裏木戸がかんぬき等により閉まっていたのか否かの結論は出されていなかった。それは、結論を出すことが不可能だったからではない。以下述べるとおり結論を出すことはむしろ容易なことだったのである。にもかかわらず、捜査の結論が出ていなかったのは、むしろ捜査を途中で中止するなどして、意図的に明らかにしなかったか、そうでなければ出た結論を記録化しなかったからと考えられるのである。

### (2) 裏木戸の内側の木部が剥がれていたこと等

裏木戸は、外側に厚いトタン板が張られ屋根のある通路の南端に設置された丈夫な木戸で、被害者宅は、裏木戸と表シャッター以外の部分は建物の壁であり出入り口は他にはなかった（甲1・11分冊505丁）。

裏木戸の内側は、かんぬきと上下に留め金がある観音開きの構造であり、かんぬきが掛かっていれば、被害者宅に裏側から侵入することは、不可能であった。

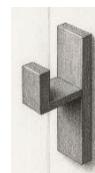
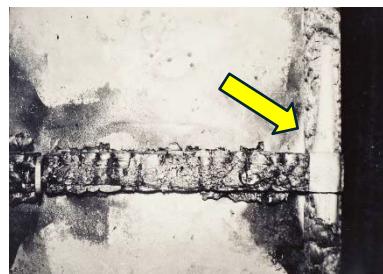


出火直後、裏木戸の外側に集まった消防団員らが木戸を開けようとしたが、固く閉ざされており、びくともしなかった。最終的に人の頭ほどの大きさの石を外側のトタン板に投げつけてようやく開けることができたのだ（甲1・第1分冊99丁・証人OGBI調書、同115丁TSI調書）。この事実だけからも、かんぬきが掛けっていたことが強く推認される。しかし、もう一つ決定的な根拠がある。それは裏木戸の内側の木部が剥がれていたことである。

### (3) 裏木戸はかんぬきで閉ざされていた

消火後の裏木戸を見ると、東扉の内側で西扉との合わせ目付近に、かんぬきが通る位置を中心に木部が剥がれていた。

力が加わったのは外側からであるのに内側が引っ張られたように剥がれているのだから、かんぬきが掛かっていた可能性が高いということになる。大きな石が投げられたときの外側からの力が、内側から引っ張る力に変わったのは、かんぬきを通して力の方向が変わった以外に考えられない



からである。  
そして、この  
点は、剥がれ  
ていた部分に  
かんぬきがど  
ののような形で

かかっていたのか、同部分がどのような構造になっていたのかが分かれ  
ば、かんぬきが掛かっていたから木部が剥がれてしまったことが、より確  
実に言えたはずである。つまり、枠木の表面が剥がれていることからすれば、上の右の図のような木製のかんぬきの受け部分があり、外側から押し  
た力がかんぬきを通して伝わり受け部分が剥がれたため、それに付着して  
いた枠木も剥がれてしまったと考えられる。

#### (4) 裏木戸の捜査を意図的にしなかったこと

当時は、多くの人が裏木戸を出入りしていたのであるから、警察が上記の事実を確認するのはきわめて容易であったと考えられる。犯人の侵入脱  
出口の確定は、捜査において最も重要な事項の一つであった。にもかかわ  
らず、上記の調査がなされた形跡がなかったのである。これはきわめて不  
自然である。それは、調査すればかんぬきが掛かっていたという結論が出  
ることがわかつたため、警察が捜査をしなかったか、捜査の結果を隠して  
しまったとしか考えられないのである。

(5) 裏木戸が閉じられていたこと（甲44・2013年11月26日付け裏木戸分析写真集）

もちろん、警察が捜査をせず、あるいは結果を隠した理由は、裏木戸が閉まっていたことが明らかになれば、警察の捜査にとって障害になると判断したからである。裏木戸が閉まっていたとすれば、犯人が裏木戸を通つて行き来していたとは言えず、工場と犯行を結びつける証拠とされた雨合羽や金袋、さらには混合油の鑑定も、すべて犯行とは無関係になってしまふからである。

以上のとおり、①裏木戸は、大きな石をぶつけてようやく開いたこと、②かんぬきが掛かっていたから内側の木枠が剥がれたこと、③警察がかんぬきの捜査に上記のように意図的に中止したこと等を合わせて考えると、裏木戸は火災発生時、かんぬきがかかった状態で閉まっていたことが認定できるというべきである。

(6) 無罪判決の不当な認定

これに対して、無罪判決は、裏木戸は開いていたから、その隙間から火が見えたものであり、消火活動のときに閉まっていたように見えたのは瓦礫が堆積したからであるなどと説明している。しかし、裏木戸は一部分、トタン板が切れて曲げられるようになっており、その部分から外が覗ける形になっていた。だから、裏木戸の内側の火が見えても、裏木戸が開いていたとは言えないである。

しかも、無罪判決は、裏木戸が開けられなかつたのは、内側に瓦礫等が堆積したからというのだ。こんないい加減な理由はない。裏木戸の内側に瓦礫が堆積するまでには時間を要したはずなのに、それまで消防隊の人たちは、内側では家が燃えているのに裏木戸の外側で待っていたというのであろうか。

ただし、確定判決は、裏木戸は上の留め金だけかかっており、かんぬきはかかっていなかったと認定している。しかし、これもまったく間違っている。そもそも上の留め金だけかかっている状況というのは、裏木戸を通行し、あるいは閉める場合に、ありえない状態であるからである。上の留め金だけかけたところで、すぐに外から押されれば留め金が取れて開いてしまうはずだからである。

また、上の留め金が、掛けた状態で落ちていたのは、外側から大きな石をぶつけたときに、留め金を止めている木ネジが抜けたと考えられるのである、かんぬきが掛けていなかったと考える余地などないのである。

以上のとおり、火災発生時に裏木戸のかんぬきがかかり、留め金もかかって完全に閉まっていたとすれば、犯人が裏から侵入したり、裏木戸を通って逃げたなどという想定は、到底できないということである。

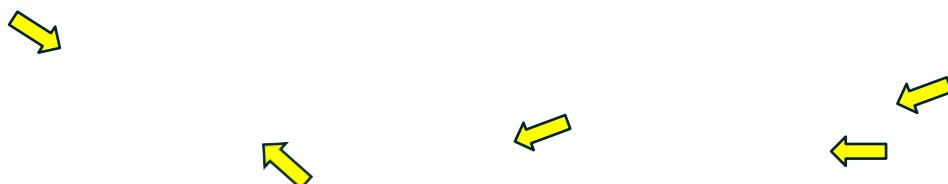
#### (7) 捜査機関の故意の違法行為であること

以上の検査機関の行為について法的に評価すると、警察が、現場検証時、裏木戸の内側の木部が剥がれていることを認識しながら、その原因について意図的に検査をしなかったことは、火災発生時に裏木戸のかんぬきがかかり、上の留め金もかかって完全に閉まっていた事実を隠すことで、裏木戸の外側に落ちていた2つの金袋、中庭から発見された雨合羽、工場内の混合油と放火に使用された油が同一であるとする鑑定（起訴前には鑑定結果は出でていないが）、工場外側の側溝内で発見された血痕の付着した手ぬぐい等の証拠が、本件の犯行や真犯人とは無関係であることを隠し、その結果他の証拠と相俟って原告への嫌疑を強固にする目的で意図的に放置されたもので、故意による重大な違法行為である。

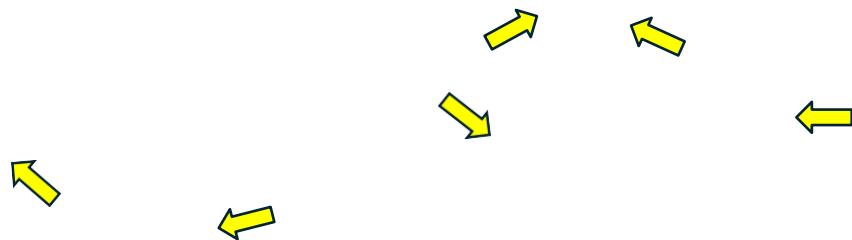
## 2 ベルト等で拘束された遺体

被害者ら全員について、腕、腰、足などに、ベルト、ロープ、鎖のような物が巻き付いている状態で一部残っている下記のような写真がある。これらは、昭和41年7月10日付T D Y T 実況見分調書（甲1・第11分冊753丁）に添付された写真である。

左と下の写真はFJKの、左下は○○の、右下はCEK（右）とMIR（左）の遺体



もちろん写真では判然としないものも多い。しかし、ベルト等であることほぼ間違いないが、それが身体に巻かれているのか、あるいはどこまで巻



かれているのかは、不明確なものばかりではある。したがって、少なくとも、これらの写真は被害者ら全員が拘束されていたことを窺わせるものであることは否定できない。そうであれば、遺体から泥や瓦礫等の汚れを落とし、ベルト等がよりはっきりとした写真を撮影し、詳細に検討する必要があったはずである。これは、捜査の過程で当然行うべきことであるし、むしろきわめて重要な職務の一つであったはずである。

しかし、警察は、それらのベルト等がどういう物であったのか、遺体のどこにどのように巻かれていたのか何も明らかにしなかつた。警察は、上記ベルト等の部分を拡大するとか、泥や瓦礫等を落として、身体に巻かれている状況を明確にしたり、ベルト等だけを外して撮影することもなかつた。あるいは密かに撮影したものがあったかもしれないが、実況見分調書等には一切添付しなかつた。

しかも、警察は、現場の検証の際、一部カラー写真も撮影していたにもかかわらず、カラー写真が存在したことすら隠していた。

そして、警察は、上記のようなベルト等がはっきりしないところがある遺体の写真の次の段階として、上記のベルト等をすべて外し、あるいは剥がし、衣類等もすべて剥ぎ取ってしまった上で遺体をきれいに洗った裸の写真だけを調書に添付した。もちろん、そうであれば、警察は、上記作業の過程において当然ベルト等がどのようなものであり、どのように巻かれていたのか確認したはずである。ところが、警察は、上記事実は何も記録に残さなかつた。要するに、警察は意図的に、上記のベルト等の存在を隠したのである。

また、上記のようなベルト等が写っている写真を添付した実況見分調書には、ベルト等の説明は一切なかつた。しかも、当時の写真は7.2×10.8 cmの大きさで、かつ、弁護人は、検察庁に保管された記録を別のカメラで複写したものしか入手できていなかつた。そのため、原告訴訟代理人らが、上記のベルト等に気がついたのは、調書に添付された写真をスキャナーで取り込んでデータ化し、より鮮明にかつ拡大して見ることが可能になった再審公判開始以降であった。

以上のように警察がベルト等を意図的に隠したことからすると、逆に、それが明らかになることは捜査機関にとって都合の悪いものであったというこ

とである。すなわち、警察の上記のような対応を併せ考慮すると、被害者らの遺体はベルト等によって拘束された状態で、刃物で突刺され殺害されたと考えて間違いないはずである。そうであれば、犯人は複数犯であったことになる。ところがそうすると、警察が推し進めていた原告一人の犯行という想定はまったく成立しなくなってしまう。被害者4人をベルト等で拘束することなど、1人でできることではないからである。そのために、警察は、ベルト等の存在をすべて隠そうとしたのである。

これについて無罪判決は、遺体解剖をした鑑定人等がベルト等の痕跡に触れていないからという理由で、拘束の事実を否定した。しかし、解剖時には、上記のとおり衣類を含め全てのベルト等も遺体から外し、あるいは剥がされていた。しかも遺体はすべて焼死体であり、身体の表面は焼けただれているところも多かった。そのため剥がされたベルト等の痕跡など遺体から判断できたはずもない。まして、鑑定人は、ベルト等が巻かれていたなどとも教えられていたわけではないから、それらに言及することなど考えられなかったのである。

むしろ、ベルト等の状態を解剖医らにも隠していたという事実は、警察が何としてもそれらの存在を隠し、原告を犯人に仕立てようとする強い意思で動いていたことをますます確信させるのである。

以上の捜査機関の行為について法的に評価すると、警察は、現場検証時、遺体がベルト等で拘束されていることに気がついたため、同事実を隠す目的で、ベルト等の部分を拡大したり、明るく鮮明にしたり、遺体から外した状態で撮影することをせず、逆にベルト等が目立たないように、同部分を暗く、小さく、泥や布などによってベルト等が隠れるような写真あるいはベルト等の部分が、あたかも着衣の焼け残りや焼死体で遺体の表面に生じる凸凹

や落下物であるように誤解するような写真以外実況見分調書に添付せず、かつ同調書の写真説明部分には一切ベルト等について記載しなかった。

上記のように、警察が上記のような写真撮影の方法や写真を選択したり、写真の説明文を記載しなかったのは、ベルト等で被害者らが拘束されていた事実、さらには同事実によって真実は本件が複数犯であることを隠ぺいすることで、原告への嫌疑が否定されないようにする目的でなされたものであつて、故意による重大な違法行為である。

### 3 表シャッターが犯人の出入り口であったこと

表シャッター犯人の脱出口として使用されたか否かは、きわめて重要な問題であった。本件では被害者宅への出入口もまた侵入脱出口も、裏木戸か表シャッターの2カ所しか考えられなかつたからである。

本件で犯人が4人を殺害した動機は、裏木戸の外にあった金袋が捏造証拠であること等から強盗であることが否定されることからして、怨恨が動機であったことはほぼ間違いない。怨恨が動機の犯人は、被害者と当然知り合いであるから、表シャッターから知り合いの者として入ったはずである。

さらに、表シャッターは、消火後の検証によって鍵がかかっていたことが明らかになっている。また、表シャッターの内側のガラス戸も開けられていた。加えて、裏木戸が閉まっていたのであるから、その事実からして、犯人がシャッターから出たことはほぼ間違いない。

すると、この点について、犯人が逃走したと思われる火災発生前頃、隣人のOGSSが聞いたという「ガラガラという音」がシャッターの開閉の音として決定的な証拠となりえたはずである。つまり、この音がシャッターの開閉音ではなかつたのかが捜査のきわめて重要なテーマであったはずである。

ところが、OGSSの供述調書では、「ガラガラという音」が、ぼんやりと、何か木材か何かが壊れたときの音ではないかなどと記されている。しかし、それに該当するような事実はない。そもそも、犯人は大きな音を出したくなかったはずである。ところが逃走時に大きな音を出したとすれば、シャッターの開閉音以外にない。音を立てずにシャッターを開閉することは不可能だからである。したがって、警察は、まずOGSSに表シャッターの音ではないかと質問をしたはずである。あるいは、OGSS自身が自らシャッタ一音であったように思うなどと説明したかもしれない。ところが、前記論告には、シャッター開閉音か否かに関する供述は何も記載されていない。これはOGの供述調書にも記載されていないということと考えられるが、きわめて不自然である。

この点は次のように考えられる。OGSSがシャッターの開閉音の可能性があると供述したとすれば、警察にとってきわめて都合が悪い。シャッターが逃走口であったとすれば、工場の2階に住んでいた原告や、犯人と工場とは、まったく結びつかなくなってしまうからである。しかし、OGSSの供述を無視して、はっきりとシャッター音ではなかったと記載するわけにはいかない。OGSSが承知しないからである。そのために警察は、供述調書に、そのシャッターの開閉音に関連した事実自体を一切記載しなかつたのである。ということは、逆に、OGSSは、シャッターの開閉音の可能性を否定しなかったということである。

以上のように、警察の対応と、OGSSの供述調書にシャッターの記載がないこと、シャッターに鍵が掛かっていなかつたこと、内側のガラス戸も開いていたこと等を合わせ考えると、この音は間違いなくシャッターを開閉した音であつて、犯人は表シャッターから出たことが認定できるというべきである。

以上のとおり、表シャッターが犯人の逃走口であったことは、間違いないにもかかわらず、警察が、意図的に、表シャッターであることを否定するために、OGSSの「ガラガラという音」をシャッターの音であるとの供述調書を作成しなかったことは、原告への嫌疑が否定されないようにする目的でなされたものであって、やはり故意による重大な違法行為である。

#### 4 その他、警察が意図的に捜査をせず、あるいは記録化しなかったもの

警察は、裏木戸が閉まっていた点と身体拘束下の殺害の事実以外の点でも、意図的に事実を隠し、

あるいは捜査をしなかったことが、いくつもあった。

その結果、当然誤ったものであるが、他の証拠と相俟って原告への嫌疑はいつそう強くなった。こうした事実を以下列挙していく。

##### (1) クリ小刀の捜査を

故意に怠った

クリ小刀は、当時、木桶等を修理する際に使われていたものであるが、これがね味噌では木桶の修理の道具としてクリ小刀が使われていた。したが

って、クリ小刀の刃が現場で発見されたのであるから、まず、会社で使用

手作り桶の修理…昔からの技術はすごい！…

花器にしようと思い、手に入れた釘を使っていい昔からの技術で作られて桶  
少し経んでいたのですが、汚れてしまっていたので「水洗い」をしていたら  
「バラバラ」と底が抜け本体もガタついてしまいました。

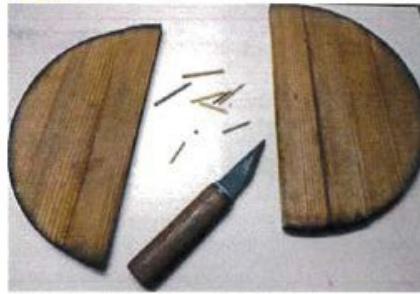


緩んで底が抜けた桶…さて？どうする？

…そこで得意な「もやいの住まいの便利屋の仕事職人」の出番です。  
底板の連結は「竹釘1本」で繋がっていました。  
本体は真隠の針金で輪を作り締められていました。

底板からの修理です。

「竹釘」が確か事務所にあった筈とおもい探してみると「ありました」  
京都紫野大徳寺の寺を直す現場の見学に行った時に桧皮蓋の時に使う  
「竹釘」です。



竹釘と小刀！あるものだ！事務所の道具入れ！

されていたものかを捜査すべきであった。ところが、会社でクリ小刀が使われていたのかを捜査をした形跡はない（実際には、捜査をしたが、その結果を隠ぺいした可能性も考えられる。）。

クリ小刀が会社で使用されていたものであったとすれば、それによって原告の嫌疑が強くなるものではない。そのために、警察は、上記の点は意図的に原告にクリ小刀を入手したという自白させることを目論み、上記のような捜査をしなかったと考えられる。

会社でクリ小刀を使用しており、被害者宅にもあった可能性があるとすれば、クリ小刀が仮に凶器であったとしても原告の嫌疑にはまったく無関係ということになる。捜査機関が、こがね味噌でクリ小刀を使用していたことを隠していたとすれば、やはり、意図的に、原告を犯人と仕立てるために動いていたことを裏付けることになる。

## （2） 遺体の移動等

FJKの遺体を現場において動かすなどしていながら、鎖や縄のようなものが巻かれている左腕部分を故意に隠して撮影している（昭和41年7月6日付HTTO実況見分調書（甲1・第11分冊734丁）の写真12と13を比較すると、写真12でピアノの横にあり左腕がピアノで見えないFJKの遺体を、写真13では別のところに移動させていながら、左腕は何かの台の下に入れて見えないようにして、これについても「左手をピアノの足の間へ入れ」と同じピアノの横であるかのような虚偽の説明をし

ている。つまり、捜査機関は、左腕部分を何としても見せないようにして  
いるのである。

MIRの遺体は、もともとは何  
も着ていなかつたにもかかわらず、現場でシートの上に遺体を運んだ後、  
ワイシャツ、パンツなどを着せている。実況見分調書には、MIRがワイ  
シャツとパンツを着ていたと記されている。この事実は、MIRの別の写  
真（左側の写真）では、衣類は何も身につけていないこと、ワイシャツや  
床の白っぽいシートには黒い粉が振りかけられたようになっていること、  
それ以外の部分がまったく焼けてもないし、汚れてもいないこと等から  
明らかである。このような細工は、MIRの遺体の腰のベルト等に目を向  
けさせないようにするためになされたと考えられる。しかも、前述のとお  
り、すべての遺体が、着衣等を除き、身体全体をきれいにした後に解剖に  
回されていることも、同じ目的があったからと考えられる。

後述のとおり、遺体の傷について、まったく検討しないままにされてい  
るものと同じように、被害者に対する暴行等を明確にしないようするた  
めのようにこうした細工が行われていると思われる。

### (3) ○○の交友関係等の捜査結果を明らかにしなかったこと

本件では、強盗目的ではなく、怨恨を理由とする殺人放火事件である。  
そうであれば、被害者らの人間関係、交友関係がどうであったのかを調査  
することが、捜査におけるきわめて重要であった。

ところが、警察は、○○の交友関係について捜査をしていないか、捜査結果を隠している。○○ともっとも親しかったのは、HGYH（甲95・7月1日静岡新聞朝刊）、AN税理士、愛人のAYCEK、さらにWNKJらであるが、これらの人たちは、何か事件の動機に關係することを知っていたはずである。

また前日の家の中の状況とくに○○の様子等について調べた結果の記録がない。MDTSは、調書や証言にはないが、前日の○○の様子がおかしかったと言っていたからである。

#### （4）家庭教師の証言

家庭教師が、事件前日の被害者宅の様子が少し普段とは違ったことがあったにもかかわらず、それを明らかにしていない。

すなわち、家庭教師であったMHKNの供述調書では、「その時食堂には、年令35、6歳位から40歳位までで、たしか眼鏡を掛けていた男の人が食堂の山側の、奥に腰をかけて海側を向いて、1人で食事をしていました」（甲1・第13分冊1147丁）とされている。これが誰であるのか、明らかになっていない。MHは、3年間もの長い間家庭教師として被害者宅に出入りしていたのであるから、○○とは何度も会ってよく知っていたと考えられる。しかし、MHの供述調書で、上記男性が○○であったのか否かすら記載されていないのは奇妙であり、これはまったく知らない人物が被害者宅にいたことを捜査機関が隠したものと考えられる。

もう1人の家庭教師であったTHYは、午後6時半頃訪問すると、「お母さんのCEKさんが立って顔を出し、僕の顔を見るとびっくりしたようにな、意外そうな顔をして、少し間をおいてから、お願ひしますと返事があったのです。意外そうな顔なのは、後で家へ帰つてから判つたことですが、僕が来る前に、僕の家の方へ、今日は来なくてもいいからとお母さん

のC E Kさんから電話がしてあったそうですが、僕が家へ寄らなかつたために、その事を知らずにHMさんへ行つてしまつた」（甲1・第13分冊1171丁）と供述している。しかし、なぜその日は、C E Kが「今日は来なくていい」と連絡してきたのか、その理由を、当然、TKはM I Rから何か聞いているはずである。それを警察も確認していながら、供述調書には記載していない。この事実も、警察が、捜査の中で意図的に「この日の夜に他の人物らが来ることになつてゐた」等の重要な事実を隠していると考えられる。

#### （5） 遺体の状況

遺体の傷の状況について、刃物で刺された傷以外の特異な傷が見られるが、警察は、それらの負傷の原因等を故意に調べていないか、その結果を隠している。こうした単純な格闘等では説明できない傷の生成原因こそ事件の真相を解明することに繋がるにもかかわらず、解明を放置したのである。

ちなみに、S Z警察署長のSG氏は、当初、「今度の事件は凶悪犯罪を通り越して猟奇的なものさえあると思われる。」（甲95・新聞資料集・昭和41年7月1日静岡新聞朝刊）と述べていたにもかかわらず、その点の捜査は意図的に放置されたのである。

#### ア ○○の右腕の骨折

○○については、遺体の「右手指先は焼失し、尺骨は露出炭化しており、腕関節部は骨折、骨折端は炭化焼失していた」（甲1・第11分冊753丁・昭和41年7月10日付T D Y T 実況見分調書）と実況見分調書に記載されている。ところが、鑑定書でも骨折についてはまったく触れられていない。いずれにしても、骨折の態様が不明であるが、単純な格闘等で腕を骨折することは考えられない。何か酷い暴行を受けて骨折した可

能性が高いというべきである。そして、問題であるのは、遺体の解剖時にも骨折が明らかであったはずであるが、警察の依頼した鑑定人が、同事実をまったく記載しなかったことである。

イ 傷の集中（以下の赤丸が傷の位置である）

特に○○は、右胸と右背中ばかりに傷が集中しておりすべて刺し傷で、しかも浅い傷である。他の3人も傷が同じような部位に手中していることは同様である。

これらの事実は4人が拘束されていた状況で刺されたことを裏付ける。

ウ ○○やC E Kの前歯が折れていること

これらは2人が顔面に強い打撃である暴行を受けたことを示している。ところが、警察が解剖を依頼した医師の鑑定書には、一切の記述がない。これはきわめて不自然である。

エ ○○の上口唇左側と舌の断裂創

同上

オ C E Kの下顎を貫通している傷

この傷もきわめて特異な傷である。それがどのような状況で、どのような成傷器によったものか明らかになっていない。

カ F J Kの額左側の穴

FJKの左額には、頭蓋骨も貫通しているような穴が開いている。これは写真から明らかである。ところが、上記損傷はSZSJの鑑定書（甲1・第12分冊813丁）にもまったく記載がない。鑑定人のSZSJは、証人尋問において「火災に会ったのちに火災が原因で出来たと思う」と証言した（甲1・第24分冊826丁）。しかし、FJKはうつ伏せの姿勢で発見されたのである。したがって、火災によって額の左前面に頭蓋骨に穴が開くような力が加わったとは考えられない。また、単なる暴行だけでも、上記のような傷害を受けることはないであろう。FJKが、仰向けになった状態で、上から相当の力が加えられたと考えられるのである。

#### キ FJKの顔面がひどく焼けていること

上に述べたとおり、FJKはうつ伏せの姿勢で発見されたにもかかわらず、顔面が誰よりもひどく焼けている（SZ鑑定では「頭部は炭化」と記述されている）。身体前面の胸から腹部があまり焼けていない（「体の前面の胸腹部、大腿部には普通の皮膚が残り」と記述されている）ことからすると、うつ伏せになる前に頭部を焼かれたと考えられ、犯人が被害者らに強い憎しみや恨みを抱いていたことを窺わせる。

#### ク MIRの首

MIRの首に和釘のようなものが突き刺さっている。

#### ケ MIRの左手指

MIRの左手指の第2関節付近から先が切断されている。ただし、この点切断されているのか、それとも写真の具合で第2関節がすべて内側に曲がっているので、写真では見えないだけだというべきであるのか、若干迷うところである。

しかし、そのこと自体で、警察が左手指の傷の状態を隠そうとしていることがよく伝わってくる。左手の指先の断面が撮影されている写真はな

く、撮影された写真はすべて、同様に指先が写っていないからである。要するに、指の先の部分を撮影すれば容易に判明する事実を、あえて隠しているからである。

見にくい状態であるが、M I R の左手人差し指をみると、明らかに第2関節で切断されている。仮に指先が焼けたとしても、骨は残るはずであるし、また、第2関節よりも手背側は、ほとんど焼けていないことからして、指先だけ焼け落ちたとは考えがたい。

以上のことから、M I R の左手指は第2関節付近で切断されたと考えられる。

ところが、Y S H A 鑑定書（甲1・第12分冊867丁）では、M I R の左手指がないことについての記載がまったくない。これはきわめて不自然である。記載がない事実は、明確な指先部分の写真が撮影されていないことと同様に、警察が、この事実を隠ぺいしようとしていることを裏付けているというべきである。

(6) 包丁がなかったこと（甲1・第10分冊197丁・HTTO検証調書242丁）

被害者宅では、家族4人と、住み込みの従業員の食事（朝、夕）を提供していた。したがって、調理のための包丁は必ずあったはずである。ところが、被害者宅にあったはずの、事件前に日常的に使っていた包丁がまったくなかったのである。検証調書では、使用されていたとは考えられない包丁だけが何本もあったとされているから、この事実からも当時使用されていた包丁があったことが裏付けられる。

すると、事件直後に包丁が無くなっているのであるから、犯人が包丁を持って行ったと考えることが合理的である。犯人が包丁を持ち去ったのは、犯人が使用したからと考えられる。使用した目的は推測する以外にないが、脅迫等のために使用して、犯人の指紋や血液等が包丁に付着したから等の可能性が考えられる。いずれにしても、本件は被害者らが刃物による刺切創を受けた事件であり、しかも、複数犯の事件であればなおさら、複数の凶器が使用された可能性があることからも、どのような包丁が何本存在し、無くなっていたのかはきわめて重要な事実である。

ところが、警察は、包丁について、被害者宅にどのような包丁があったのかについてもまったく捜査をしていない。あるいは、捜査をしたかもしれないが、何ら記録されていない。これも意図的なものと言わざるを得ない。

い。犯人が包丁を持ち去ったということになれば、さらに複数の凶器が使用されたことになれば、原告の嫌疑はなくなってしまうと考えられるからである。

(7) 電話機が存在していたことを隠している（同検証調書）

被害者宅では、東側の土間の通路の机には、電話機が置いてあった。これは誰もが知っていることであった。ところが、検証時には電話機がどこにあったのか、それがどうなったのかについてまったく触れていない。

仮に犯人らが夜の早い時間に入り込んでいたとすれば、電話機は犯行の邪魔になったはずである。電話を掛けるだけでなく、外から電話がかかってきて誰も電話に出ないということになれば、掛けてきた者は、何か異変があったのではないかと思うこともありうることである。

警察が、検証において電話機にまったく触れていないのは、犯人によって電話が掛からないようにされていたからであり、その事実を隠そうとしたからである。それが明らかになれば、犯人は、被害者らが起きている時間帯に家に入り込んでいたことになるから、原告が深夜忍び込んだなどという想定が成立しなくなるからである。

(8) まとめ

以上のような捜査機関の行為について、整理すると、いずれにしても通常警察の捜査が行われるべき事項について、捜査が行われなかつたり、捜査の結果が隠されていると考えられるところが多数ある。

しかも、それぞれの事項は、本件の真相解明や真犯人に結びつく可能性があるものばかりである。それを警察が意図的に捜査をしなかつたり、捜査結果を明らかにしなかつたのは、以下に述べる証拠の捏造と相俟って、原告に対する嫌疑を生じさせ、あるいは強めるためであったと考えられるのである。

## 5 合羽（落ちていた場所とポケットに入っていた鞘）の捏造

次に、捜査機関による証拠捏造について述べる。

第1に、検証時に、警察が、現場のどこかに落ちていた合羽のポケットに、別に発見した鞘を入れた捏造である。

### (1) クリ小刀の鞘の捏造

現場の中庭で発見された雨合羽には、ポケットの中に凶器とされたクリ小刀の鞘が入っていた（甲1・第11分冊702丁・HTTO実況見分調書）ことから、確定判決等でも、無罪判決においても犯人が着用していたものと認定された。しかし、この認定は誤りであり、ポケットに鞘が入っていたのは、警察の捏造工作によるものである。

### (2) 合羽の状況

合羽は、もともと工場内の三角部屋と呼ばれていた場所に各従業員の名前が書かれて置かれていた。ただ、各従業員が、必ず自分の名前が書かれた合羽だけを使用するとは言えず、また専務も合羽を使うことがあった。そのため、現場で発見された合羽には「MT」の名前が書かれていたが、同人以外の者が使うこともありうることであった。

### (3) 合羽の発見

合羽は、中庭で発見されたとされている。しかし、前記実況見分調書にも記載されているとおり、合羽の下には火災によって生じた瓦礫があったことから、どこか別の場所にあった合羽が、火災後に発見場所に移動されたことは間違いかつた。

また、合羽の発見場所は、縁側よりも低い中庭の地上であった。しかし、同様に近くの地上に置かれていた植木鉢やプランターの植物があったが、これらの物は焼けていなかつた（甲1・第11分冊505丁・KY三

郎検証調書添付写真107、108)。これに対して、合羽はひどく焼けていたことからも、火災発生時、合羽が縁側よりも低い位置であった発見場所にあったとは考えられない。

#### (4) 雨合羽は着用されなかった

もちろん、前述のとおり、裏木戸はかんぬきも掛かった状態で閉まっていただのだから、犯人が犯行直前に合羽を工場から持ってきて裏木戸から入ってきたという可能性など考える余地はなかった。そもそも、この合羽は、当時よく使われていた布にゴムを塗ったゴム引きの素材であるため、着用すれば重くて動きにくく、動けば音がする。したがって、深夜他人の住居に忍び込もうとする者が着用する理由などおよそ考えられなかった。

もちろん、犯人が侵入する前から被害者宅にあったものであったとすれば、犯人が着用する理由はますます考えられることになる。

以上の事実からして、確定判決等や無罪判決のように、雨合羽は犯人が着用していたとの認定は誤っていたと言わざるをえない。

そうすると、従業員か専務が使った合羽が、被害者宅にあったと考えるのがもっとも合理的である。それを、消火活動やその後の混乱に紛れて、意図してか否かは別として、警察官を含む誰かが、発見場所に置いた可能性も充分に考えられるのである。

#### (5) 合羽のポケットに鞘を入れた捏造

ただ、合羽は犯人が着用していたと考えられた一番の理由は、合羽の右ポケットに凶器とされたクリ小刀の鞘が入っていたとされたからである。クリ小刀が凶器の1つであった可能性は、被害者らの遺体の傷と概ね整合するとされたからである。しかし、仮にクリ小刀が凶器であったとしても、犯人が着用していたとは考えられない合羽のポケットに、凶器であるクリ小刀の鞘が入っていることはありえない。

## (6) 合羽と鞘の偽装

この点については、以下の新聞報道からすると、工場にあった合羽を犯人が着用したと偽装する目的で、警察官がポケットにクリ小刀の鞘を入れたと考えざるをえないである。

事件直後の新聞報道資料集（甲95・昭和41年7月1日静岡朝刊）では、ピアノの間のFJKの遺体の近くから「泥にまみれた長さ12～3センチの刃物のものとみられる木製の鞘」が見つかったとされていた。鞘とはクリ小刀の鞘のことである。さらに、7月2日の毎日新聞でも「現場の泥土の中から雨ガッパや凶器のサヤと思われる有力な証拠品が捜査本部に押収された」とされている（甲95・44頁）。

6月30日の朝日新聞夕刊には、「HMさん方の中庭から凶器とみられる短刀のサヤが見つかった」（甲95・64頁）とされ、同日の読売新聞夕刊でも、「同家の土間から凶器の一部と思われる短刀のサヤらしいものが発見された」（甲95・79頁）と書かれている。鞘の発見場所に違いはあるが、雨合羽のポケットに入っていたとする報道は1つもない。

そして、7月2日の静岡新聞では、「・・・カッパは・・・焼けた一面が下になっていた。1メートル足らずの位置に短刀のサヤが見つかったためクローズアップされ重要な資料となっている」「短刀のサヤについて“同雨ガッパのポケットから抜け出たとみるのが妥当だ”と捜査本部も言っている・・・」（甲95・5頁）とされていた。

## (7) まとめ

以上のとおり、鞘が発見された状況について、相当程度具体的な報道がなされているにもかかわらず、合羽のポケットに入っていたというものは1つもない。それがいつの間にか、7月6日以降、すべての報道が、雨合羽のポケットにサヤが入っていたという内容に変わってしまったのであ

る。この報道内容の変更も、もちろん警察によるものである。しかし、雨合羽発見時に、ポケットに鞘が入っていたことが真実であれば、警察が、報道機関に対して、どのような理由であれ、鞘が泥の中から発見されたなどと告げるはずがない。もちろん、雨合羽とは別の場所で発見された鞘が、その後、人の手によらないで合羽のポケットに入ってしまうはずがない。現場にあった鞘を合羽のポケットに入れることができたのは、警察以外にないのである。つまり、前記の7月2日静岡新聞朝刊の「雨ガッパのポケットから抜け出たとみるのが妥当だ」という報道の内容のように、警察は、捏造することにより、自分たちに都合のよい事実を作ってしまったと考えられるのである。

以上のとおり、警察は、凶器であるクリ小刀を原告に結びつけるため、工場にあった合羽のポケットに鞘を入れて証拠を捏造したことである。

## 6 2個の金袋（押入の布団の間に入れてあった甚吉袋に集金した現金の入った布の金袋）の捏造

警察官が、検証時に、現場から3個の金袋を持ち出してきて、2個を裏木戸の外に置き、あたかも犯人が落としたような外観を作出したものである。

### （1）甚吉袋と金袋

事件後の検証時において、裏木戸の外側の国鉄境界標の柱の根元に1個、そして東海道線の線路の犬走りと呼ばれる敷石の部分に1つ、被害者宅にあった金袋が落ちていたとされる（甲1・第11分冊505丁・KYSR検証調書517丁）。これらの金袋は、味噌会社の従業員が事件前日に集金してきた現金や小切手等が入っていたもので、もともと被害者宅の夜具入れに隠していた大きな甚吉袋の中にあったものである。ただし、甚吉袋

には8個の金袋が入っていたが、3個がなくなっていたものの、そのうち2個が裏木戸の外側に落ちており、もう1個は発見されなかつたとされていいる。

### (2) 強盗犯認定

本件において、犯人が奪ったとされたのは、上記3個の金袋だけであつた。残りの5個の金袋を含め、被害者宅には、多くの現金、通帳と印鑑、貴金属等の財産価値のある物が残されていた（甲1・第10分冊190丁・HTTO検証調書）。しかし、被害者宅は、物色された形跡はなかつたのである。

ところが、確定判決等も無罪判決も、上記3個の金袋が被害者宅にあつたものであることから、本件を強盗犯によるものと認定した。そして、発見された2個の金袋は、犯人が落として、かつ気がつかなかつたものであり、物色がなされなかつたのは、犯人が動搖したことで説明しているのである。

### (3) 不合理な強盗犯認定

しかし、上記認定は、きわめて不合理である。

第1に、1つの甚吉袋に8個の金袋がまとめて入っていたにもかかわらず、犯人が3個しか奪わなかつたというのは、きわめて不自然で不合理な解釈である。まして、当初から強盗の目的で侵入した犯人であれば、およそ考えられないことである。

犯人が物色をしなかつたという無罪判決の認定にも同じ批判が当てはまる。4人を殺害したことで動搖したと説明しているが、もともと刃物を持ち込んで侵入した犯人であれば、当然、4人の殺害は想定内のことであり、動搖する理由にもならないし、また、殺害後落ち着いて油をかけて放火しているのであるからなおさらである。

#### (4) 「金袋を落とした」というつじつま合わせ

第2に、犯人が奪った3個の金袋のうち2個も落としたという認定も、つじつま合わせとしか言いようがない。金袋は、集金してきた現金がそのまま入っており、そのため相当数の硬貨も入っていた。したがって、一定の重量もあり、落とせば音もするはずである。また、袋は布製で口紐もついていたのだから、持ちにくかったわけでもない。したがって、そんな金袋を3個のうち、2個も落とすこと自体考えられないし、まして、それに気がつかなかつたとは考えられない。

#### (5) 裏木戸と金袋の矛盾

決定的なことは、裏木戸の外に犯人が金袋を落としたというが、繰り返し述べてきたとおり、裏木戸は火災発生時かんぬきがかかって閉まっていたのである。そうであれば、犯人が裏木戸を通過して逃げたということは絶対にありえない。まして、1つの金袋は、裏木戸から出て線路を渡り、工場に向かう方向にあったのではなく、すぐ左側の木戸の根元に近い、コンクリート製の国鉄境界標柱の北側のくぼみの中にあったのである。そんな柱の近くに犯行を終えた犯人が行く理由もない。人が落とした場所としても、きわめて不自然である。くぼみの中というのは、他の人から目立たないというだけの場所であり、密かに金袋を置くのに都合がよいところである。

そして、発見された金袋は、いずれも灰黒色に汚れており、1つは濃茶褐色の焼けたようなあとがあったというのである（甲21）。とすれば、これらの金袋は、火災の後に置かれたものと考える以外になく、犯人が落としたものなどと言えるわけがない。

#### (6) 元警察官の供述も捏造を示す

以上のように考えると、この金袋2つは、やはり工場の2階に住んでいた原告に罪を着せるための捏造工作であると考えられる。そして、捏造したとすれば、検証中の現場から金袋を持ち出すことが可能であった警察以外に考えられない。

実際、消火活動の際人が裏木戸の外に人が多数集まっていたにもかかわらず、発見したのは2個の金袋とも警察官であったというのである。まして、犬走りで発見された金袋は、6月30日の正確な時刻の記載はないものの午後0時以降なのである。線路を渡った多くの人の目に止まる機会があつたはずであるのに、消火から8時間以上も経過した後に、警察官が発見するというのは、どのように考えても不自然である。

さらに、裏木戸の東の柱の根元にあったもう1つの金袋は、警察官が発見したにもかかわらず、発見時の写真が撮られていない。

そして、検証に従事して犬走りの金袋を発見したとされる警察官のKY SRを、1991（平成3）年6月9日、弁護人のOGHYと当時静岡大学4年生であったSSYJ氏が自宅を訪問して事情を聴取したところ、KYは、自分が発見したのではなく、指示されて自分が発見したという内容の虚偽の報告書を作成したと弁護人OGらに供述した（甲96・SSYJ作成卒業論文、同報告書）。当時の供述は、KYが警察を退職したことであり、本件に利害関係がない上、虚偽の公文書を作成したという自分にとって不利益な内容を述べているのであるから、非常に信用性が高いとうべきである。

#### （7）まとめ

以上のとおりであるから、被害者宅から無くなった3個の金袋は、いずれも警察官が奪ったもので、そのうち2個については前記のとおり犯人が裏木戸を通過した際に落としたものであるかのように裏木戸の外側に置

き、同所で発見したかのように虚偽の捜査報告書等を捏造したものであることは明らかといるべきである。また、このように解することは、前述のように、検証時の段階から事件の真相や真犯人に迫る事実を隠ぺいし、原告を犯人とする証拠を捏造してきた警察の違法行為と目的や行為において整合し、相互にこれらの主張の信用性を高めるといるべきである。

## 7 パジャマの鑑定書の捏造（虚偽公文書作成）

昭和41年7月8日付SZKS鑑定書（甲1・15分冊1700丁）は「肉眼的には血液らしいものの付着」はないが、パジャマの前面よりA、AB型の血痕を検出したとされている。しかし、警察は、血痕が検出されなかつたのに、血痕が存在し血液型も判明したという虚偽の鑑定書を作成し、しかも、それが返り血であるかのように装うためパジャマの右腕上部の損傷付近の血痕を隠したのである。

### (1) パジャマと血痕

原告は事件当日、パジャマを着用して消火活動中、おそらくは屋根から転倒し、落下した際に右腕上部を負傷（血液型B）した。そのため、パジャマの上記部分にはかぎ裂きの損傷ができ（甲1・第8分冊2791丁）、同部分の周囲には血液が付着した。原告は、消火活動を終えた後パジャマを洗濯したが、干したときに血痕が残っていることに気がついたというのである（甲8・8月20日分取調べ録音反訳書・24頁）。気が付いたのは、7月1日のことである。

### (2) パジャマの押収

1976（昭和41）年7月4日、警察は、被疑者不詳の捜索差押令状により工場内を捜索し、原告にパジャマの任意提出をさせて押収した。押収した理由について、県警捜査報告書には、パジャマに「上衣の右袖が鍵

型に切れており、左袖下のポケット付近に血痕か、さびか、しょうゆのしみのあとか、判断できないが、僅かにその痕跡が認められた」「血痕の付着かもしれないと認められ、本件の参考にする必要があると思料された」（甲1・第13分冊1292丁・昭和41年7月4日付捜査報告書）から任意提出させ、押収したと記載されている。

#### (3) 血痕を隠した写真①

しかし、第1に、右腕上部の「鍵型に切れている」部分は、捜査機関は原告が犯行時に損傷したと主張した損傷である。にもかかわらず、押収の際の上記捜査報告書には、上記部分の写真すらない。



第2に、上記報告書には、やはり、上記「しみあと」があった「パジャマの左袖下のポケット付近」などを撮影した写真もない。血液型鑑定であるSZKS鑑定書においても、上記のような「しみあと」についての記述も写真はなく、むしろ「肉眼的には血液らしいものの付着が認められない」とされている。したがって、上記「しみあと」を理由に、任意提出を求めたという報告書の記載自体、きわめて疑わしい。

#### (4) 血痕を隠した写真①

むしろ、前記のとおり、パジャマの右腕上部付近には、「肉眼でも見える」血痕が残っていたというのだから、それが故に、任意提出を求めたと解する方が自然である。実際、原告は、前記の取調べの際、「血が付いてるから持つてかれています」（甲8・20頁）と述べている。

ところが、上記のとおり、周囲に血痕が残っていたかぎ裂き損傷部分の写真がないため、血痕が付着したパジャマの写真はない。しかし、原告は、7月1日、消火活動の後パジャマを脱ぎ、仕事に就いたときに作業着を着用したが、作業着には、右腕上部に血痕が付着していた（鑑定書等）。そうであれば、作業着を着用する前に着ていたパジャマに血痕が付着していたことは間違いない。

#### （5） 血痕の有無の不整合

また、パジャマは洗ったといつても、風呂の水をタライに入れてそこで洗って絞っただけであった（甲8・23頁）。血液は、通常、洗剤によっても落ちにくい。それを単に水洗いしただけなのであるから、干したパジャマに血痕が残っていたという取調べ時の原告の供述は信用性がある。そうすると、前記のとおり、7月4日のパジャマの任意提出のときも血痕が残っていたことも間違いない。したがって、警察は、パジャマの右腕上部に血痕が残っていたことを確認しながら、押収時の検査報告書にも血痕が付着しているとの記載をせず、逆に、鑑定書には目に見える血痕はないという虚偽の記載をしたのである。これには、きわめて陰湿な目的があった。それを理解するためには、まず、パジャマ押収後の警察の行動を確認する必要がある。

#### （6） 「血染め」報道による印象操作

7月4日、警察によるパジャマの押収の後、警察は、上記事実を歪めて報道機関に公表し、7月4日毎日新聞夕刊には「従業員『H』浮かぶ 血染めのシャツ発見」の見出しの記事（甲95・新聞資料集・毎日新聞同日夕刊）が掲載された。警察が押収したのはパジャマであったから、ここでの「シャツ」は、パジャマを意味する。それが「血染め」というのであるから、相当量の血痕が付着していたというのが、常識的な理解である。ま

ったく血痕が付着していないパジャマを、さすがに「血染め」などと報じさせるとは考えられない。そうであれば、これは前述の報告書は歪められたもので、右腕上部に付着していた血痕をとらえて、「血染め」と報道させたと考えられる

もちろん「従業員H」というのは、原告のことを意味することは誰もが理解できた。「浮かぶ」というのは、犯人の疑いが濃厚になったということ以外にない。

つまり、この時点ですでに、警察は、マスコミを利用して、原告が犯人であるかのような印象を植え付けたのである。

#### (7) 鑑定内容の扱いの迷走

警察は、パジャマを押収後直ちに血液型鑑定を委嘱した。その鑑定については、毎日報道が続けられたが、鑑定結果が出たはずの7月8日になって、突然、警察は、鑑定についての情報を報道機関に提供することを停止した。

しかし、起訴後に開示された鑑定書の記載によれば、7月8日にパジャマの血痕鑑定の結果が出ていたとされ、しかもその時点で、原告以外の他人の血液型であるA型、AB型の血液を検出したとされている。それが事実であれば、警察が、鑑定の経過を報道機関に説明してきて、実際、期待通り原告以外の血液型の鑑定が出たことになる。そうであれば、警察は、むしろ直ちにかつ積極的に鑑定結果も公表したはずである。また、原告を逮捕することも可能だったはずである。ところが警察はそれを公表せず、逮捕もしなかった。逮捕まで1ヶ月半以上の期間があったが、その間、警察が特別な証拠を取得したわけでもない。そうすると、鑑定結果の公表とそれに基づく逮捕が遅くなった理由は、7月8日の時点では、むしろ期待したものとは別の結果、すなわち他人の血液など検出できなかつたからと

理解する方が自然である。つまり、S Z 鑑定書は、虚偽の鑑定であるということである。

こうした視点で鑑定書をみると、S Z K S 鑑定の説明や記載自体から、同鑑定が虚偽であることが浮かび上がってくる。

#### (8) 血痕の鑑定は不可能だった

第1に、鑑定書によれば、パジャマには、肉眼で確認できる血痕はまったくなかったとされている。しかし、血液型鑑定のためには、まず人血試験において「最小限度約直径1ミリメートルの血痕が必要」とされており、上記鑑定で用いられた血液型鑑定の方法である吸収試験には「数ミリグラムの乾血が必要とされ」「米粒大の血痕が1.5ミリグラム見当であるから、これより一回り大きい血痕ということになる」。まして、「証拠とするための有意義な試験結果を得るために、実験的に判定可能な血痕量より多量の血痕が必要となる」（甲97・刑事鑑定の手引（第1冊）日本弁護士連合会人権擁護委員会）とされている。当時の鑑定技術では、少なくとも目に見える程度の血痕が付着していなければ、血液型鑑定は不可能であったのである。実際、昭和42年9月20日付STS I 鑑定書（甲1・第17分冊235丁）に、「資料（5）（小型マッチ）、（6）（糸割膏）、（8）（麻袋）には肉眼的に血痕の付着が認められないので血液型の検査は不能と考えられる。」と記されていた。このように、科学的に血液型鑑定は不可能であったというのであるから、パジャマの前面からB型以外の血が検出されたという本鑑定書の結果は、科学的に見ても虚偽のものであると言わざるをえない。

そして、以下に触れるとおり、本鑑定書においても、また本鑑定に関する警察の対応を見ても、意図的にいろいろな事実を誤魔化そうとしている

ことは明らかである。このような事実も、本鑑定が虚偽のものであること を推認させるというべきである。

#### (9) 血痕の鑑定結果は信用できない

第2に、前記のとおり、原告のパジャマの右腕上部にははつきりとわかる血痕が残っていた。にもかかわらず、鑑定書には、「肉眼的には血液らしいものの付着が認められない」と虚偽の事実が記されており、上記のとおり右腕上部の血痕はまったく記されていない。しかも、それを隠すために、鑑定書では、パジャマの写真が添付されてはいるが、パジャマの袖を折り曲げて写真を撮影し、血痕が残っていたはずの右腕上部を意図的に見えないようにしている。

右腕上部の血痕を隠した理由は、パジャマの前面から原告のB型以外の血液型の血が検出したときに、それが本件犯行の返り血であると説明できるようにするためである。パジャマを洗ったため、前面の「返り血」だけが、血痕が肉眼では見えなくなつたが、右腕上部だけは残っていたなどという説明などできないからである。このように、本鑑定書では、鑑定結果を信用させるために、意図的に虚偽の事実を用いている。したがつて、こうした事実から、本鑑定書の鑑定結果が信用できないことも、容易に推認できるというべきである。

#### (10) 不自然な鑑定箇所

第3に、パジャマの右腕上部の血痕付近は、ルミノール反応があったとされたにもかかわらず、血液型鑑定は実施されなかつた。鑑定書ではパジャマの上衣には3箇所ルミノール反応があつたとされているが、その結果右腕上部を除いた2箇所だけが鑑定が実施されたということである。これもきわめて不自然であるが、上に述べたとおり、右腕上部に血痕などなか

ったと偽ることで、前面の返り血の可能性を説明できるようにするためにあると考えられる。

### (11) 鑑定結果は虚偽

第4に、鑑定では前記のとおり「肉眼的には血液らしいものの付着が認められない」とされていた。しかし、ルミノールはある程度の範囲にわたって反応があったのだから、その範囲内のどの個所から試料を採取することにしたのであろうか、何の記載もなく不明である。ところが、鑑定人が偶々試料を採取した4カ所のうち2カ所から、いずれもB型以外の血が検出されたとされているのである。あまりに偶然ができすぎており、きわめて不自然であるというべきである。

また、仮に鑑定方法が鑑定書の記載どおりであれば、以下のサで述べるように、1966（昭和41）年7月15日に科警研に再鑑定を依頼した際（甲98）、どこからか血液型が検出できると考えるのが自然である。ところが、科警研では鑑定不能であったという（甲99）。この意味でも本鑑定結果は虚偽のものであると推認される。

### (12) 正確な鑑定方法の不記載

第5に、県警捜査記録（甲21）によれば、SZ鑑定人は、本件鑑定について「相当大きく検体を切り取り侵出しないと検出が困難であると推定され」などと詳細な鑑定方法が書かれ、実際に通常の鑑定の場合と比較し、きわめて大きく切り取ったとされている（左胸ポケット部は6×3cm等）。ところが、そのことについては鑑定書にも一切記載がなく、同人の尋問でも、上記のような事実には、まったく触れていない。

要するに、鑑定書には、この点でも正確な鑑定方法が記載されておらず、鑑定結果について疑問を生じさせないように偽ったことが明らかなのである。

### (13) 科警研で血痕は鑑定不能

第6に、7月30日、パジャマについて、県警は、科警研に資料送付して再鑑定を委嘱した。しかし、科警研では鑑定不能であった。静岡県警で、真実、鑑定が可能であり、上記のような原告の嫌疑を裏付けるという意味で警察にとって都合のよい鑑定結果が出ていたとすれば、科警研に再鑑定を依頼する理由がなどない。この意味でも、S Z K S 鑑定は虚偽の鑑定であることが裏付けられる。

### (14) まとめ

以上のとおり、S Z K S 鑑定人は、実際にはパジャマから原告以外の他人の血液型など全く検出できなかったにもかかわらず検出したという虚偽の鑑定書を作成したことである。

このパジャマの虚偽の鑑定書は、原告の自白の強要に用いられたT器がこの鑑定書であったこと、さらに5点の衣類の捏造に結びつく本件の捏造の連鎖を明らかにする上で、決定的に重要な証拠でもあった。

すなわち、捜査機関は、これまで、原告の取調べにおいて、原告のパジャマに他の人の血が付いていたことを追及したことが自白させる一番の決め手になったと説明してきたが、それが虚偽の鑑定に基づくものであったということである。

また、5点の衣類については、同衣類が発見されるまでは、検察官は、パジャマが原告の犯行着衣であると主張、立証してきたのであるから、5点の衣類を捏造することなどありえないなどと弁解していたが、パジャマの鑑定が虚偽のものであったのであるから、むしろ5点の衣類の捏造に検察官が関わっていたことは、ごく当然のこととして理解できるはずである。

ちなみに、パジャマを押収後、警察が別の血痕を付着させて虚偽の鑑定結果を作るという方法もありえたかもしれない。しかし、事件後、原告がパジャマ姿で消火活動したところを多くの人が見ていたから、松山事件、弘前事件のように、押収後にパジャマに血液を振りかけるわけにはいかなかつたということであるのかもしれない。

## 8 自白調書すら存在しなかつたこと

### (1) 自白調書の虚偽性について

本件の起訴は、1966（昭和41）年9月9日であった（起訴状・甲1・第1分冊1頁丁）。しかし、起訴時点では、原告の1966（昭和41）年9月9日付検面調書（以下単に「9.9検面調書」という。第20分冊2712丁）は、作成されていなかった。つまり、9.9検面調書は、9月9日よりも後に作成されたにもかかわらず、作成日を9月9日と記入した虚偽公文書であったのだ。しかし、現時点で、9.9検面調書の作成等に関わった人たちの証言を求めるることは不可能である。そこで、上記調書の虚偽性は、迂遠な方法ではあるが、以下のような間接事実から明らかとなる。

### (2) 検面調書と起訴状の内容の不均衡

まず、9.9検面調書は、28丁で1万6039文字の大部であり、動機から進入方法、各被害者をどの順序でどの場所で突き刺したか、どうやつて3つの金袋を強取したか、裏木戸の開け方、工場からの混合油の運び方、2つの金袋を落としたらしいこと、残り1つの金袋から現金を出した場所、最初に工場内の樽の下に現金を隠したこと、5万円をMSに預けたことなど、事実関係のほぼすべてにわたって具体的に書かれている。

ところが、この9.9検面調書の内容に比して、同調書に基づいて作成されたはずの起訴状は、公訴事実の内容がきわめて乏しく、9.9検面調書に書かれている事実を記載していなかったり、同調書の内容に反している部分が認められた。その意味で、9.9検面調書に基づいて起訴状が作成されたとはとうてい考えられない。つまり、起訴状が作成された時点では、9.9検面調書は存在せず、同調書は検察官が、起訴後のいざれかの時点で作成された書面の日付を遡って9月9日と虚偽の記載をした調書なのである。

### (3) きわめて簡単な起訴状

上記起訴状は、昭和41年9月9日23時20分に裁判所に提出されたものであるが、内容は、きわめて簡単である。すなわち、

「被告人は、昭和41年6月30日の午前1時30分頃、金品強盗の目的で、S Z市横砂651番地の1合資会社HMT S商店専務取締役HMF O方居宅に忍び入り、金銭を物色中、右HMF Oに発見追跡され、同家裏口付近にて格闘するに至つたので、所携のくり小刀（刃渡12釐位）を振り、このことに気付いた家人をも殺害しようと決意して同家居間に至り、同所にて同人妻C E K（当39年）、同人長男M I R（当14年）及び同人次女F J K（当17年）の胸部背部等を右くり小刀で夫々突刺して同人等に瀕死の重傷を加えたうえ、右〇〇が保管していた前記会社の売上現金20万4千95円、小切手5枚（額面合計6万3970円）及び領収書3枚を2丁強取し、次いで右の犯跡を隠蔽する目的で同人に混合油をふりかけマッチでこれに点火して同家に放火し、もつて右〇〇等の現住する木造平屋住宅一棟を焼キすると共に前記加害行為に因り〇〇を右肺刺創等による失血のため、C E K及びM I Rを胸部等刺創による出血と全身火傷のた

め、FJKを心臓刺創による失血と一酸化炭素中毒のため、それぞれ死亡するに至らしめて殺害したものである。」

というのである。しかも、上記起訴状の公訴事実は、原告の自白前の逮捕、勾留の被疑事実とほとんど変わらない。上記被疑事実に、鑑定書による死亡原因を書き加えたようなものである。逮捕状の被疑事実は、次のとおりである。

「被疑者は、昭和41年6月30午前2時ころ、SZ市横砂651番地の1、合資会社専務HMF〇方に侵入し、屋内を物色中、家人に発見されるや、所携の刃渡り約13釐5粂位のクリ小刀で右HMF〇41歳、同人妻HMC EK39歳、次女HMF JK17歳、長男HMM I R14歳の胸部背部などをつき刺すなどして殺害した上、HMF〇管理にかかる合資会社HMT S商店所有の布袋3個（在中金品現金合計204,095円位、小切手6枚額面合計63,970円）を強奪し、さらに（判読不能）混合油をかけて放火し、よって前記HMF〇居住の木造瓦葺き平家建坪約118平方米位の住家1棟等を焼燬したものである。」

というのである。

#### （4）犯行場所についても曖昧な起訴状

まず最初に気がつくのは、起訴状の公訴事実では、被害者らを突き刺した行為の場所が記載されていないことである。法律では、公訴事実の訴因は、場所及び方法を明示することが要求されている（刑事訴訟法256条3項）。ところが、逮捕・勾留の被疑事実では、加害行為の場所は記載すらされていなかった。これに対して、公訴事実では、〇〇以外の3名の被害者については、場所は、「居間」とされているのだ。しかし、居間とはどの部屋を意味するのか。検証調書にも出てこないし、参考人らの証言や供述調書にも一切使われていないからである。

再審公判では、弁護人の釈明要求に答えて、検察官は、居間とは「居住空間」であると説明した（甲101・再審公判第1回公判調書）。しかし、これは法律家の答えとは言えない。そもそも居間という言葉に居住空間という意味はないからである（甲102・ウェブサイト「コトバンク」のページ）。まして場所を特定したことにもなっていない。要するに、検察官は、とりあえず、その場しのぎで場所を明示したかのような形をとるため居間の語を使用しただけなのである。

ということは、起訴状を作成した時点では、検察官は、各被害者が加害行為を受けた場所について、遺体のあった場所以外資料がなかったということである。

#### （5）9.9 検面調書をめぐる問題

ところが、9.9 検面調書でも、さらに日にちからすれば、それよりも前に作成されたとされる昭和46年9月7日付員面調書（甲1第27分冊の1・2007丁）及び同月8日付員面調書（甲1第27分冊の1・2055丁）も、いずれも突き刺した行為の場所は、FJKについてはピアノの部屋、MIRとCEKについては仏壇の部屋とされた点で3つの供述調書の内容は一致しているのである。しかも、各人が突き刺された場所として各供述調書で書かれているのは、各人の遺体が発見された場所とも一致している。

原告は、無実である。しかし、無実の人から自白調書をとるときであっても、取調官が客観的証拠から推認して事実を作り上げ、その内容で勝手に作成した調書に署名、指印だけをさせるのではない。無実の人に、実際にその内容を語らせなければならないのである。そうでなければ、無実の人が公判になって犯罪事実を語ることはできないし、また、自分は何も話していない、署名、押印を無理やりさせられただけだ、という強い反論が

出されてしまうからであろう。実際に供述させておけば、「お前が供述したこと間に違ひがないか?」「間に違ひがないということで署名、指印したんですね。」と聞いたとき「はい。」と答えさせることができるのである。しかし、突き刺した場所ということに限って言えば、すでに上記各調書が実際に存在したのであれば、自信をもって供述調書の内容にしたがい起訴状の公訴事実を作成することができたはずである。

そうすると、本件では、遺体のあった場所で突き刺したという供述が一度あれば、当然、場所を特定できるのであるから、それを公訴事実に記載したはずである。にもかかわらず、起訴時まで3度も繰り返し供述した加害行為の場所が起訴状に記載されていないのは、前記3通の供述調書のどれも、9月9日にはいまだ作成されていなかったと考えられるのである。

これは、検察官の冒頭陳述と比較するとよく理解できる。冒頭陳述書では、○○は「裏口附近の土間において」、CEKは「奥八畳間で」、MIRも同所で、そしてFJKは「ピアノの間で」突き刺したと明示されているからである。

#### (6) 起訴状作成時になかった調書

以上の事実は、奪った財物についても同様である。甚吉袋に8個入っていた金袋のうち、2個が裏木戸の外に落ちており、残り1個はなかったのであるから、奪われたのは3個の金袋であると捜査機関が考えていたことは明らかだった。だから、逮捕状や勾留状の被疑事実にも3個の金袋と記されていたのである。その上で、原告にも金袋3個を奪ったと供述させることができ、同内容の供述調書が作成できたのであれば、当然、起訴状もそのとおりに作成されたはずである。にもかかわらず、起訴状に金袋の記載がないのは、金袋3個を奪ったという調書が、同時点では作成されていなかったからである。

原告は、この事件まで、甚吉袋の中に別の金袋（布袋）がいくつも入っていたことも知らなかった（甲1・第27の2分冊2360丁・昭和41年9月22日付員面調書）。そのため奪われたものが当初甚吉袋であると考えたことで混乱し、「金袋」という言葉を使用した供述調書が作成できなかつたと考えられるのである。

もちろん、金袋を奪ったとされた場所は仏壇の部屋であったが、これも起訴状に記載されていなかった。起訴状では、逮捕状等と同じく、「○○が保管していた」とされているだけであったのだ。ところが、9.9検面調書から3通には、CEKが仏壇の間に投げた金袋を取ったと書かれている。その事実を起訴状に書いていないということは、起訴状作成時には、やはり上記供述調書が存在しなかつたということである。

#### (7) 訴因の特定すら不十分な起訴状

さらに、起訴状では、クリ小刀で突き刺した順序は○○、CEK、MIR、FJKの順であり、いずれも「居間」で殺害したとされている。ただ、起訴状は、たしかに上記の順に記載されているが、それは並列しているだけで、順序を示したものではないという弁解もあるかもしれない。しかし、そうであれば、今度は、訴因の特定（刑訴法235条3項）にやはり反していることになる。行為の方法が不明確であることになるからである。

これに対して、日にちの記載からは起訴状の提出以前に作成されたことになる9月7日、9月8日の員面調書、9.9検面調書では、明確に○○、FJK、MIR、CEKの順であったとされている。こうした供述があれば、当然、起訴状にもその順序を記載するはずである。突き刺した順序は、やはり法律上できる限り特定しなければならないのであり（刑訴法

235条3項)、それをしていない本件起訴状は、特定する資料、すなわち自白調書がいまだ入手できていなかつたとみるほかない。

ちなみに、上記の起訴状のとおりの殺害順序となつてゐるのは、9月6日付員面調書(39丁のもの)(甲1第第27の2分冊1943丁)である。仮に、この9月6日付員面調書が、自白に基づいて作成され、日付も正しいものであったとすれば、殺害順序を9月7日に変更し、9月8日、9月9日と変更後の殺害順序の調書を繰り返し作成したとすれば、9月6日の調書に戻つた起訴状の記載がますます異様であり、とうていありえない内容になつてゐることがわかる。

ちなみに、9月6日付員面調書(39丁のもの)では、○○の後にCEKを先に突き刺したとされ、同人が3個の金袋を持って投げる場面が出てこないため、3袋を奪つたという供述が抜けてしまつており、やむなく供述を変遷させたと理解できる。

#### (8) 証拠のない「強盗目的」

9.9付検面調書が、起訴時点ではなかつたということを裏付ける事実は、上記の調書ないし起訴状の内容との齟齬ばかりではない。

起訴状には、侵入した目的は、「金品強盗の目的で」と記されている。ところが、前記3通の供述調書からは、当初は、窃盗の目的であったと書かれている。それら3通の供述調書に基づいた冒頭陳述では、

「昭和四一年六月三〇日午前一時すぎ頃、同店の売上金を、若し家人に発見されたときは、脅迫してでも奪おうと考えて、くり小刀を携え右商店の専務取締役HMF O方(SZ市横砂六五一番地の一)住居に侵入して金員を物色中、右HMF O(当時四二年)に発見されるや、金員強取の決意を固め」

と記されている。強取の目的をもったのは、〇〇に発見されたときというのであり、起訴状とはまったく異なる。供述調書に基づいて起訴状を作成したとすれば、冒頭陳述のような記載になるのである。

これに対して、起訴状に記載されているような、当初から「強盗の目的」があったとする供述調書は一通もない。つまり、検察官が、起訴状に強盗の目的があったと書いたのは、証拠に基づいていないということである。もちろん、前記3通の供述調書には書かれていない。にもかかわらず、検察官は、当然、強盗罪に問擬するのだから強盗の目的があったと判断していいだろうし、強盗罪で起訴する場合には、必ず公訴事実に「強盗の目的があった」と記載する必要があるから、証拠がないことがわかつていながら起訴状に記載したのである。

以上の通り、起訴状に強盗の目的でとの記載があることも、9.9検面調書を含む上記3通の供述調書が起訴状作成時にはなかったことを示しているというべきである。

#### (9) 取調べ時間と内容量の不均衡

そもそも、9月9日は、取調べの時間は合計14時間と記録されている(甲104・留置人出入簿)。しかし、同日付の供述調書は、検面調書1通、員面調書2通の3通もある。しかも、各調書は字数も多い。9.9検面調書は16,039字、9.9員面調書は、1通目(甲1・第27の2分冊2075丁)が2,271字、2通目(同2084丁)が4,060字であり、合計22,370字ということになる。比較のために、昭和41年7月4日の原告の最初の供述調書(甲103)は、4,019字文字であるが、午後2時過ぎに出頭を求め午後11時半に帰宅させたとされているから、取調べ時間は約9時間半ということになる。9月9日は1時間あたり約1,598字、7月4日は約423字である。9月9日の供述調書の量が格段

に多い（すなわち作成のスピードが速い）ことがわかる。まして、7月4日は、基本的には原告の供述をそのまま聴取しただけであると考えられるが、無実の原告である。9月9日は、相当の無理をし、さらに誘導もしながら調べたことは疑いない。それでも、「拘置満期の9日になってまた“ぐずつき”はじめ、起訴手続きのため取調べにあたったYM同地検検事らをてこずらせた」（甲95・新聞資料集・昭和41年9月10日静岡新聞朝刊）と報道されており、取調べがスムーズに進まなかつたというのである。そうであれば、上記のように3通の調書を作成できたとはとうてい考えられないというべきである。

このような意味で、起訴当日である1966（昭和41）年9月9日には、9.9付検面調書が存在しなかつたと考えられるのである。

#### （10） 調書の日付は虚偽

昭和41年9月7日付の員面調書は、契印が明らかにずれており、押し直していることがわかる部分がある（甲100・第2次再審請求審2020年7月8日特別抗告申立理由補充書8・28頁）。つまり、その部分は、調書を作成した後に、一部の用紙を差し替えたことを意味する。用紙を差し替えたということは、原告の署名、指印をさせた後に、密かに内容を変更したということであり、それを隠ぺいするために契印を押し直したということである。これは捜査機関による虚偽文書の作成であって、絶対にしてはならないことである。それを、本件では明らかに行っているのである。

もちろん、1通の供述調書だけでも上記のような差し替えの明らかな痕跡があったということは、他の供述調書も差し替えの可能性があるということである。また、9.7員面は、警察官が作成した供述調書であるが、同調書は、当然検察官も、作成後直ちに内容を確認したはずである。そうす

ると、検察官は、上記調書が偽造されていることも認識したことは間違いない。

そして、上記事実は、供述調書の日にちの改ざんに検察官も関与していることを意味するのであるから、同様に、検察官と警察が一緒になって、

(1) で述べたとおり起訴時である9月9日には、上記3通の供述調書は存在しなかつたにもかかわらず、各調書の日にちを偽造した事実をはつきりと裏付けるものである。

#### (1 1) 録音テープの収録日を隠したこと

第2次再審請求の即時抗告審において、50本近くの取調べの録音テープ（全体の取調べからすると、ほんの一部である）の証拠開示がなされた際、裁判所では、開示されたテープがいつの取調べの録音であるのか、検察官が明らかにすることとされた。ところが検察官は、それをまったく明らかにしようとなかった。そのため、やむを得ず、弁護人が供述調書の日にち等と手がかりとして、苦労して録音日を推定した。

しかし、録音テープの録音日を記録することは当然のことであり、むしろ刑事手続きの捜査機関にとって、絶対的な要請であったと言ってよい。にもかかわらず、検察官が録音テープの録音日の特定ができなかつた、あるいはしようとなかったのは、上記のように、実際の録音日を特定しようとすると、対応する供述証書の作成日（調書に記載されている日）と明らかに異なることとなるものがあり、検察官らにも、供述調書の日にちが変造されていることがわかつたからであると考えられる。

結局、再審請求審における担当検察官も、当時の原告の供述調書の日の変造や、契印の作為による変造を知ることになり、その意味で録音日の特定作業を躊躇したと考えられるのである。

#### (1 2) まとめ

なお、本訴状の別章においては、本件の捜査機関による原告の取調べの違法について論じている（第2章第3）が、そこでは、原告の供述調書の作成日は、同調書に記載の日であり、録音の日も同調書の日から推測した日を前提に論じている。

しかしながら、ここで述べたとおり、原告の供述調書の作成日は、調書に記載された日とは限らず、特に昭和41年9月9日付検面調書等ここで論じた調書の真実の作成日は、調書には虚偽の記載がなされていることは間違いないもので、その意味では作成日は不明ということにならざるをえない。

以上のとおり、原告の供述調書の作成日に関しては、ここで取り上げたような意味で虚偽のものが含まれているのであるから、ここで論じた作成日と上記取調べの違法について論じているところで引用した作成日とは異なっていることになる。その場合同じ供述調書について、作成日が異なつたものとして論じていることになるが、原告の主張としては、作成日についてはここでの主張が主位的なものであり、取調べの違法で論じているところは、予備的なものであることを了解されたい。

## 9 檢察官の起訴の違法

### (1) 檢察官の起訴の違法

これまで述べてきたとおり、起訴における警察の捜査の違法行為は、以下のとおり多数存在した。まず、第1に、真犯人に結びつく事実を隠ぺいし、あるいは意図的に捜査をせず放置したこと、第2に、原告を犯人に仕立てる証拠を捏造したことである。そして、実は検察官は、第1の事実についても、そして第2の事実についても知っていたと考えられる。少なくとも、検察官は、起訴するまでの時点で、ほんの少し注意すれば、いずれ

の事実も認識できたはずである。そこで、ここでは検察官の起訴時点での故意、過失について明らかにする。

#### (2) 真犯人に結びつく事実、証拠の隠ぺい

まず第1の点について、検察官が認識していたことを説明する。

ここでは、証拠捏造と異なり、警察官が捜査の結果として提示した事實をみれば、誰もが疑問に思ったり、あるいはもう少し捜査を進めるべきではなかったのではと考える事実が、いくつも存在していたことがわかる。

そうであれば、検察官は捜査機関の一員として警察を指揮して捜査する立場なのであるから、当然、警察に上記疑問を投げかけたり、指示をしていたはずである。それに対する警察の回答も十分推認できる。こうした警察とのやりとりの中で、検察官は、警察が意図的に真犯人に結びつく事実を隠したり、捜査を進めようとしないでいたことが認識できたと考えられるのである。

##### ア 裏木戸が閉まっていたことの隠ぺい

###### (ア)

火災発生時、裏木戸はかんぬきが掛けられ閉まっていたが、警察はその事実を隠ぺいした。これはすでに論じたとおりである。

そして、火災発生時点で裏木戸はかんぬきが掛かり閉まっていたことは明らかであるにもかかわらず、警察が意図的にこの事実をあいまいにしたままであったことは検察官は十分認識していた。理由を以下に述べる。

###### (イ)

本件において、犯人の侵入口と脱出口がどこであったのかを解明することは、当初から捜査の最も重要な課題であった。ところが、警察は、

裏木戸については必要な捜査を行わなかったか、あるいは、行ったが記録化しなかった。

警察は、火災発生当時、裏木戸にかんぬきが掛けられていたことを、容易に確認することができた。大きな石で無理矢理開けた後、裏木戸の内側の木部が剥がれていたが、そこがどのような形態になっていたのか、そしてどのようなメカニズムで剥がれたのか調査すればよかつただけだからである。ところが、警察は木部が剥がれていた原因を何ら説明しようともせず、あるいは剥がれている原因を追求した形跡もまったくなかった。

しかし、どのように考えても、外側からの力で内側の木部が剥がれたのは、かんぬきが掛けられていたからであることは明らかであった。

(ウ)

検察官も、当然、裏木戸が閉まっていたことを認識していたが、上記剥がれの原因を警察が意図的に明確にしていなかつたことを十分認識していた。それは、検察官は警察に対して、捜査を尽くすため、当然上記の点の解明を指示したと考えられるからである。ところが、警察はまったく動こうとしなかつたか、あるいは検察官は、警察が上記の解明に動かないことが不自然であることを承知しながら、それ以上の捜査を指示しなかつたということになる。最終的に、木部が剥がれた原因が、まったく明らかにされていないからである。

もちろん、裏木戸の内側の木部が剥がれていた事実について、警察が無視あるいは放置したのは、裏木戸にかんぬきが掛けられていた事実を明らかにしたくなかつたからである。その理由は、犯人が裏木戸を通過できなかつたことになれば、裏木戸の外側の2個の金袋等、犯人と工場と

が関係あるとされた多くの証拠等が、事件とはまったく無関係の証拠であることが明らかになってしまうからである。

(エ)

そして、警察が意図的に裏木戸の捜査をしなかった上記の理由を、検察官も認識していた。警察は裏木戸の内側の木部の剥がれについて解明しなかったが、その解明をしない合理的理由はなかったからである。

警察の上記解明の拒否により、検察官は警察が金袋等の証拠を捏造したと直ちに認識したわけではないが、裏木戸が閉まっていたのであるから、警察の手による上記証拠群が、実際には何の証拠価値もなかったこと、そして警察はその事実を隠そうとしていたことを検察官は十分認識していたか、少なくとも容易に認識できたというべきである。

イ 音が全くしなかったこと

被害者4名には各人多数の刃物による傷があったにもかかわらず隣家の人们は何も叫び声等を聞いていなかった。これは、単独犯であれば、通常ありえないことである。したがって、捜査機関は、犯人は複数であり、かつ、どのような犯行状況であったのか捜査によって明らかにする必要があつたが警察は、単独犯であると想定しているかのように装い、上記の点を捜査しなかった。

(ア)

被害者ら宅は、東西両隣の家とは、隙間に人が入ることができないほど接していた。そのため、隣家である被害者宅の家の中の音も相当程度聞こえるほどであった。その被害者宅で4人の殺害という凶行がなされ、被疑者4人は、一突きで致命的な傷を負った人はいない上、合計40数カ所の刺し傷があった。当然、単独犯であれば、被害者らは、叫び

ながら逃げ回ったはずである。虚偽のものではあるが、原告の自白調書でも、被害者らは恐怖で叫び声を上げたとされている。

(イ)

ところが、深夜でありながら両隣の住人は、誰1人として、被害者宅からの叫び声などを聞いた人はいなかった。これは、犯人が単独犯であれば、あり得ないことである。当然、検察官も疑問に思い、警察にも問い合わせしたはずである。ところが、警察は、それに対して、何も答えられなかつた。どこにも、何の説明もないからである。

(ウ)

まして、検察官は、被害者らが大声を出したことを自ら原告の供述調書に記載していながら、それを隣人らが聞いていないことの説明はまったくない。要するに、被害者らの叫び声等が聞こえなかつたことについては、刃物による単独犯であつては、警察の調書でも、また、検察官の調書でも、単独犯であつてはとうてい説明できないものであった。

したがつて、検察官は、そもそもこの事件が単独犯ではありえないことを十分自覚していたということである。単独犯でなければ、原告が犯人であるはずがない。つまり、この事実だけでも、検察官の起訴は違法というべきである。

#### ウ 被害者らの拘束

警察は、被害者全員がベルト等で拘束されて殺されていたことを隠ぺいした。この事実は写真から明らかであるが、拘束されている状態の鮮明な写真、ベルト等拘束部分を大きく撮影した写真はなく、また遺体からはずした後のベルト等の写真はまったく撮影せず、あるいは表に出すことなく、被害者が拘束されて殺害された事実を完全に隠ぺいした。

(ア)

被害者らの遺体は、刺し傷ばかりで切り傷がなく、しかも刺し傷の位置が皆同じような部位に集まっていること、手足、首、胸、胴にいくつもベルト、ロープ、鎖のような物等が巻かれていたこと等からすると、検察官は、全員が拘束され、声も出せないような状態で刃物によって刺されたと容易に判断できた。したがって、当然犯人は複数、恐らく3人以上であることは明らかであった。

(イ)

しかし、警察官が作成した遺体の実況見分調書では、ベルト等をはつきりと撮影したとはいえない写真ばかりであった。ベルト等をはつきりさせるため、同部分の泥等の汚れをとり拡大した写真を撮影することは可能かつ容易であった。また、被害者は、身につけているものを全て外し、泥や瓦礫等を取り去り、衣類も剥がして身体の汚れをとった写真が、汚れた写真の次の段階として、現場で撮影されていた。そうであれば、その際ベルト等も外したのであるから、ベルト状の物がどのようなものであったのかも明確にできたはずである。しかし、こうした写真も一切撮影されていなかった。あるいは撮影された写真があったとしても、一切提出されていなかった。

(ウ)

しかし、検察官は、ベルト等が見にくかったとしても、それが何であったのかは、必ず判断できたはずである。

それは、検察官は、現場の写真や遺体の写真は、検証調書や実況見分調書として作成され、各調書に添付されたもの以外の写真も、見る機会があったはずだからである。例えば、検察官は、写真が見にくく判然としなかったとすれば、より鮮明な、あるいはより拡大した写真を、警察に対していくらでも要求し、見ることができたはずだからである。

(エ)

以上のような事実からすれば、検察官は、被害者らがベルト等により拘束されていた事実があったが、警察が、同事実を隠ぺいしようとしていたことが容易に認識できたはずである。

### (3) 逮捕前の証拠の捏造

捏造されたと主張している証拠については、弁護人は、さまざまな事実や証拠をいろいろな方向から考えて、捏造であることを確信している。しかし、当時の検察官が、はたして捏造であることが認識可能であったかは難しいところがあるように感じるかもしれない。しかし、とくに以下のアやウは、検察官が疑問に感じるところが多々あったはずであり、警察にその疑問をぶつける中で、当然、捏造の可能性を疑うことになったと考えられるのである。

また、(エ)は、まだ起訴の段階では虚偽の自白調書はできていなかったにもかかわらず、検察官が起訴をしたということは、虚偽の自白調書を作成することを決断したというべきなのである。

#### ア 裏木戸の外側に落ちていた2つの金袋

この点について、火災発生時裏木戸が閉まっていたことを検察官は理解していたはずである。そうすると、裏木戸の外側に金袋が落ちているはずがないということになる。

そのため、検察官は、警察に対して、その疑問を投げかけた。あるいは、証拠を自ら子細に検討した。そうすると、警察は、検察官の疑問に対しては、裏木戸は実はかんぬきは外れていたが、上の留め金だけが掛けられており、そのために外観上閉まっていたように見えただけで、戸の隙間を開けば、人が通れたはずです、と答えたと考えられる。後に、その方法で通過できたとする実験で確認したという虚偽の捜査報告書を作成してお

り、警察は、すでに起訴前から、想定していたと考えられるからである。また、かんぬきが掛かっていたとすれば、犯人が裏木戸から出たとは絶対に言えないから、これ以外の答はありえないからである。

しかし、そうであれば、火災発生時に消火活動のために裏木戸の外に集まつた人たちが、裏木戸を押して懸命に開けようとしていたのだから、戸を開けられたはずである。また、そもそも犯人がそんな不自然な方法で通過したとは常識的に考えられないことも、検察官は直ちに認識できたはずである。

また、落ちていた金袋を子細に検討すると、いずれの金袋も「煤」が付着していた。つまり、2個の金袋は、いずれも火災が発生し、鎮火した後に、火災現場から持ち出されたものであることは明らかであったということである。

こうした事実から、検察官は、2つの金袋は警察が捏造したものであつたことが容易に認識できたはずである。仮にそうでなくとも、以上のようなやりとりをすべきであり、したのであれば、当然捏造証拠であることがわかつたことになる。つまり、検察官は、仮にもし捏造であることに気がつかなかつたとしても、少しの注意をすれば認識できたのであるから、過失があるというべきである。

#### イ 雨合羽のポケットに入っていたクリ小刀の鞘

この点検察官は、クリ小刀の鞘が、当初泥の中から発見されたことを警察から聞いていたはずである。また、雨合羽とは少し離れたところから発見されたとも報告されていたはずである。

それがいつの間にか、雨合羽のポケットに入っていたとされたのである。そうであれば、現場検証を担当した警察が、雨合羽のポケットに鞘を入れたことは、検察官は、当然認識していたはずである。

#### ウ パジャマの血液型鑑定書

検察官は、パジャマの右腕上部に血痕が付着していたことを知っていた。これは、取調べの録音テープから明らかである。

ところが、パジャマの血液型鑑定書には、目に見える血痕の付着はなかったと虚偽の事実が書かれていた。すると、検察官は、このことから直ちに、鑑定結果も、虚偽ではないかとの疑いも認識したはずである。しかも、血痕の付着についての虚偽の事実を隠ぺいするため、鑑定書に添付したパジャマの写真には、右腕上部のかぎ裂き傷とその付近の血痕を隠すために、腕を折りたたんで撮影したことも容易に認識できたと考えられる。

このように、血痕の付着という重要な事実について虚偽の事実を鑑定書に記載していることを、検察官が何も咎めることがなかったのは、検察官は、パジャマから原告のものではない他人の血液が検出されたというこの血液型鑑定の結果も虚偽であることを認識していたからと考えられる。

#### エ 虚偽の自白調書の作成

検察官は、警察官と一緒にになって、原告の自白調書の日付を遡らせる等の虚偽の自白調書を作成した。これは、すでに起訴時点で予定されていたことである。つまり、検察官は、起訴の時点で、起訴後の取調べという違法な行為を行い、違法な虚偽の自白調書の作成し、それを公判に提出する予定であったということである。このような検察官及び警察が共同した犯罪行為は、前代未聞のことである。しかも、検察庁でも起訴の判断についての決済官である次席検事が関与していること、多数の取調べたる警察官が関与していることからして、検察庁と警察の組織ぐるみで行われたものと言ってもよい。

もちろん、このような起訴が違法であることは明らかというべきである。

#### (4) 結論

以上のとおり、検察官は、警察が真犯人に結びつく事実や証拠を隠ぺいし、あるいは同方向での捜査を進めず放置していたこと、さらには原告が犯人であると推認させる証拠を捏造したことを認識しながら、あるいは少なくとも容易に認識することが可能であったにもかかわらず、起訴したものである。したがって、以上の事実からして検察官の起訴が違法であることは明らかというべきである。

### 第3 警察官の違法

#### 1 はじめに

(元号は、特に記載のない限り、昭和41年である)

本件の犯人は原告ではない。このことは、2024（令和6）年9月26日に宣告され、その後確定した再審無罪判決において明らかである。しかし、再審判決以前に、そもそも本件の犯人は原告ではないことが明らかだったのである。捜査機関は、さしたる証拠もないのに原告を犯人と決めつけ、原告に拷問ともいいうべき過酷極まる取調べを連日実施して虚偽の自白を作り上げ、また、数々の証拠をねつ造し、原告を犯人に仕立て上げたのである。

#### 2 偏見による決めつけ

そもそも、本件発生直後から、捜査機関は、証拠を客観的に検討することもせず、犯人は工場関係者であるとの予断のもとで捜査が進められていた。犯人が工場関係者であるとして捜査が進められたことは再審公判において検察官も認めているところである。

そのような中、7月4日、原告のパジャマが任意提出され、警察医立ち合いの下で手指の傷の検査がなされ、さらには、深夜にまで及ぶ取調べがなされた。

その日以降、原告は容疑者とされ、張り込み、尾行が開始された。7月5日、奪ったお金の捜査として、工場の近所にあったそば屋から、逮捕前日の8月17日まで、原告が使用した紙幣をすべて警察が回収するということが続けられていた。

また、同僚のMUMOからは、原告と行動を共にした際の行先、金員の消費先、金額などを詳細に調べて調書にしていた。

結局、この間、パジャマの血痕鑑定書以外、原告の犯行を示す証拠は何もなかつたのである。

### 3 長時間に及ぶ取調べの違法性

#### (1) 長時間に及ぶ取調べ

原告に対する取調べの時間は、留置人出入簿（甲104）を検討すれば容易に判明する。再審無罪判決もこれについては詳細に指摘している（甲13・17頁乃至22頁）。同判決の認定した取調べ時間をまとめると、以下のとおりとなる。

(取調べ日)	(取調べ時間)
ア 8月18日	13時間45分
イ 8月19日	10時間50分
ウ 8月20日	9時間23分
エ 8月21日	7時間05分
オ 8月22日	12時間11分
カ 8月23日	12時間50分

キ	8月24日	12時間07分
ク	8月25日	12時間25分
ケ	8月26日	12時間26分
コ	8月27日	13時間17分
サ	8月28日	12時間32分
シ	8月29日	6時間25分
ス	8月30日	12時間48分
セ	8月31日	11時間32分
ソ	9月1日	13時間18分
タ	9月2日	11時間15分
チ	9月3日	11時間50分
ツ	9月4日	16時間20分
テ	9月5日	12時間50分
ト	9月6日	14時間40分
ナ	9月7日	11時間30分
ニ	9月8日	12時間45分
ヌ	9月9日	14時間00分（起訴）

### (2) 取調べ時間の異常な長さ

以上から明らかに、合計で430時間を超える取調べが行われている。この長さは極めて異常である。後述するとおり、このような長時間の取調べ、換言すれば無法地帯と化した結果、捜査機関は数々の違法行為を行ってきたのである。

### (3) 取調べに関する法的規制

憲法38条1項は、「何人も、自己に不利益な供述を強要されない。」と規定し、いわゆる黙秘権を保障している。これは、国家機関に対し、自身の不利益となる事実について供述する義務はないという自己帰罪拒否の特権と称されるものであり、被告人のみならず、被疑者にも認められる。

憲法38条2項は、「強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。」と規定し、国家機関から強要されて得られた自白は証拠能力がないことを定めるものである。

これら憲法の規定を受けて、刑訴法319条1項は、「強制、拷問又は脅迫による自白、不当に長く抑留又は拘禁された後の自白その他任意にされたものでない疑のある自白は、これを証拠とすることができない。」と規定し、強要された自白のみならず、任意性のない自白も証拠能力がない旨を定めている。

そして、以上の法規制を受けて、犯罪捜査規範も、167条3項で「取調べに当たっては、冷静を保ち、感情にはすることなく、被疑者の利益となるべき事情をも明らかにするように努めなければならない。」、第4項では、「取調べに当たっては、言動に注意し、相手方の年令、性別、境遇、性格等に応じ、その者にふさわしい取扱いをする等その心情を理解して行わなければならない。」と定めている。また、168条では、以下のとおり定めている。

第168条 取調べを行うに当たっては、強制、拷問、脅迫その他供述の任意性について疑念をいたかれるような方法を用いてはならない。

2 取調べを行うに当たっては、自己が期待し、又は希望する供述を相手方に示唆する等の方法により、みだりに供述を誘導し、供

述の代償として利益を供与すべきことを約束し、その他供述の真実性を失わせるおそれのある方法を用いてはならない。

本件では、後述するとおり、原告に不利益な供述を強要し、強制、脅迫による取調べで自白を獲得しているばかりか、①被疑者の利益となるべき事情を考慮せず、②言動に注意し、相手方の年齢等に応じたふさわしい取り扱いをすることをせず、③強制、拷問、脅迫その他供述の任意性について疑念をいただかれることのないような方法をとらず、④供述を相手方に示唆する等の方法によりみだりに供述を誘導していることが明らかである。すなわち、本件ではこれらの規定のほぼすべてが順守されていないことが明らかなのである。

#### 4 取調べ状況の違法性

##### (1) はじめに—取調べ録音テープの開示

原告に対する捜査段階での取調べが秘密裏に録音されているのではないのかとの疑いが強かったため、弁護団は、第1次再審請求審段階から取調べ録音テープの証拠開示を求めていたが、検察は不見当とのことで開示をしなかつた。

ところが、第2次再審請求審係属中の平成23年に至り、9月21日付けの録音テープ1巻と否認調書14通が開示された。そして、平成27年2月10日、段ボール2箱に入ったオープンリール型の録音テープ12巻ずつ合計24巻が開示された。その内容は、8月18日に原告が逮捕された日から9月21日までの間の取調べを録音したものであり、取調べの全過程を録音したものではない。しかし、本件における実際の取調べ状況がどのようなものであったかを音声で確認できる極めて貴重な証拠資料である。

この録音テープ・外箱画像、メモ一覧（甲19）、及び録音テープの外箱の記載や録音内容などから、取調べ録音テープの録取日時順に、取調官の氏名等についても詳細に検討して整理をした。その結果を基に、以下では、原告に対する取調べ状況、違法な取調べ内容について検討する。

## （2）外部との完全遮断

### ア 内容

原告は、警察の求めに応じて、8月18日にS Z警察署へ任意出頭し、直ちに取調べを受けたのち、同日午後7時32分通常逮捕された。原告に対する身柄拘束は、拘置所である静岡刑務所に移監される同年10月18日まで続いた。約2か月間、原告は外界と完全に遮断された状況下に置かれた。

通常、逮捕後送検されると、検察庁に押送され、さらに、裁判所において勾留質問を受ける。ところが、本件では、原告はその身柄を検察庁に押送されることもなく、検察官の取調べは全て検察官がS Z警察署に出向き、そこで全て取調べが行われた。また、勾留質問も原告が裁判所に押送されることなく、担当裁判官がS Z警察署に出向いて行われた（甲20）。

これは極めて異例の事態である。原告静岡刑務所に移監されるまでS Z警察署の留置場と取調室以外、外部と完全に遮断されていたことになる。

8月18日、原告が「うちに電話させてくれ」と申し出たが、取調官は逮捕前にも拘らず、「させない」と言下に拒否した（甲22・2-7-B-1・29分30秒あたり）。

また、8月28日、接見禁止決定の下、弁護人と接見も限定されていた。そのうえ、取調官は、原告の「弁護士と会いたい」との申し出に対

し、「弁護士たって何を言うだ?」「顔を見て時間をつぶすぐらいならな、会ったってしようがないじゃないか」などと発言し、弁護士との接見を容易に認めようとしなかった(甲29・1-4-A-3・59分30秒あたり)。

#### イ 違法性

憲法33条は、「何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。」と定め、これを受け刑訴法199条1項は、「検察官、検察事務官又は司法警察職員は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるときは、裁判官のあらかじめ発する逮捕状により、これを逮捕することができる。ただし、30万円（刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、当分の間、2万円）以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪については、被疑者が定まった住居を有しない場合又は正当な理由がなく前条の規定による出頭の求めに応じない場合に限る。」と定めている。

被疑者を逮捕するのは、逃亡防止及び罪証隠滅の防止を目的とするものであり、そもそも、取調べをする目的での逮捕は現行法上認められていない。

本件で特に問題であるのは、原告の身柄を拘束して、その後起訴されるまで外部と完全に遮断させたことである。上述のとおり、身柄拘束は目的達成のために認められるものである。しかし、本件では、勾留質問も裁判官が出向いてSZ警察署内で行われ（甲20）、検察官送致後も検察官がSZ警察署に出向いて取調べを行っている。このような身柄拘束（身柄を拘束したら、外界から完全に遮断し、誰とも会わせないというような、いわゆる「不当拘禁」。）は、身柄拘束の目的を逸脱するものであり、現行法

上許されていない。この意味で、本件での身柄拘束は、明らかに違憲、違法である、

### (3) 取調べにおける劣悪な環境の作出

#### ア 取調べ室内における過酷な状況

原告に対する取調べ時間が逮捕後起訴までの間、連日長時間に及び、平均でも1日12時間、長い時には1日16時間にも及ぶものであったことは上述のとおりである。この長時間の取調べ中、原告が座っていたのは丸椅子であり、肘掛けはもちろん、背もたれもなかった。原告は8月18日の早朝から丸椅子に座らされ、取調べを受けていた。そのため、「疲れた」、「朝からこんなに座ったことはねえの、1日座っているもんだから」(甲22・2-7-B-1・51分あたり。)、「俺は立っている方が楽だね、こういうもんじゃあ疲れちゃう」(同51分あたり。)などと、初日から取調べ室内の状況が悪く、苦痛を訴えていた。ところが、その後も連日丸椅子に座り続けさせて長時間の取調べを続けた。

本件における取調べが行われた時期は夏であり、残暑の中、空調もない狭い取調べ室に常時2、3名の捜査官が一緒になって取調べをしていた。なお、取調官らは複数であり、順次交代で取調べに当たっていたため、原告と比較すれば、疲労、苦痛の程度は軽減されていることは容易に理解できる(取調べ録音テープの中で、扉の開閉音、足音、音声などが随所で確認できることからそういえる。)。しかし、原告は、この劣悪な環境下、1人で長時間の取調べに応じさせられていたのである。

#### イ 食事も満足に与えない対応

警察署に勾留されている場合の食事時間は、朝食・昼食・夕食とほぼ決まっている。

ところが、原告は、朝食については取調べのため留置場から出房する前に摂取していたであろうが、昼食、夕食については、必ずしも決まった時間に十分な食事時間は与えられていなかった。留置人出入簿（甲104）の記載から、原告が取調べ室から留置場に戻り、その後出場した時間についてみると、8月22日の夕食は19分、8月30日の夕食は15分、9月4日の昼食は20分、9月6日の夕食は20分などと短い時間であることが分かる。このことは、原告に満足に食事する時間さえ与えず、ひたすら取調べを行っていたことを示している。

ちなみに、9月6日についてみると、留置場出入簿では、12時に戻り、12時30分出場した旨記載されている。ところが、取調べ録音テープの外箱メモには、「(1-5-A) 12時10分終了し (1-5-A)、12時10分から録音が開始されている (1-6-A)」と記載されている（カッコ書きは原告代理人が付した）。この日は、連続して取調べが行われており、原告が房に戻る時間はなかった。そして昼食を摂取する時間もなかったといえるのである（録音テープには、原告が食事を摂取している場面はない。）。

#### ウ 水分補給を十分にさせていない

原告は水分補給も十分にできていなかった。これについては、静岡県警察本部刑事部作成のSZ市横砂事件捜査記録（甲21）69頁には、以下のような記述がある。

原告が「『水をくれ』『疲れたから寝かせてくれ』と申立てたので、調官がうっかりコップに水を一杯やったところ、それまでしおれていた袴田は生気をとり戻し、それ以後は平常に戻ってしまった。」。

この時のやり取りに関する録音テープは開示されていないが、この事実については、確定1審第24回公判においてMTQJRがこれと同趣旨の

証言をしているので、この記載とおりの事実があったものと認められる。つまり、原告は、取り調べの最中、満足に水も与えられなかつたということなのである。

#### エ 入浴をさせていない疑い

入浴についても、させていない疑いが濃い。当時、S Z警察署では、週に1度水曜日が入浴日とされていた。しかし、上述のとおり、原告に対して長時間にわたり取調べを行っていたのであり、その間の週に1回しかない水曜日のどの時間帯に入浴させていたのか不明である。入浴をさせていなかつたと考えるのが妥当なのである。

#### オ 睡眠も十分に与えていなかつた

原告に対し、連日長時間の取調べが続いているなか、原告は睡眠時間を十分に確保できず、十分な睡眠ができる環境が調えられていなかつた。

8月18日、逮捕後初めて房に入った原告は、取調べ官に房で眠れるかと問われ、房の中が「暑い、暑い、中」と答えている(甲22・2-0-9)。

さらに、留置場の保護房には「代わる代わる酔っ払いが入り騒いでおり眠れる状況ではなかつた」と原告は後に供述している(甲1・第6分冊2179丁)。S Z警察署には保護房が2房あり、ほとんど毎日酔っ払いが入る状況であったことは取調べ官も認めている(甲1・第7分冊2458丁)。

このように、原告は、房の中が暑く、十分に眠れないこと、及び酔っ払いが騒いで眠れないことを供述し、保護房がこのような状態にあつたことを取調べ官も認めている。ということは、警察は、原告が十分な睡眠を確保できないことを認識していたにもかかわらず、何らの改善措置もとらなかつたことを自認しているのである。

## 5 非人道的取調べ（内容的考察）

### （1）接見妨害

本件については、接見禁止決定が出されていたため、弁護人以外の者との接見は制限されていた。しかし、本件では、弁護人との接見についても、捜査官から妨害されていたのである。

8月28日、原告は、「弁護士と会いたい」との申し出たのに対し、取調べ官は、「弁護士たって何を言うんだ」「顔を見て時間をつぶすぐらいなら会ったってしようがないじゃないか」などと発言し、容易に接見を認めなかつたことは上述のとおりである。

また、MTQJRは、原告に対し、「自白したら（弁護士に）会わせてやる」とも発言している。

このように、捜査機関は、原告と弁護人との接見を妨害していたのである。

### （2）接見盗聴

8月22日、原告が初めて弁護人と接見した際、捜査機関は弁護人OMTR弁護士と原告の接見内容を盗聴していた（甲26・2-10-A-1・0分から4分37秒まで。）。

接見交通権は、憲法34条で保障された被疑者の有する重要な権利である。嫌疑をかけられ身柄を拘束された者が弁護人と立会人なしで面会することにより、今後の刑事手続に対する防御権行使を可能ならしめるものである。この権利を権利たらしめる所以は、第三者、特に捜査関係者の立会いなしで弁護人と相談できるところにある。秘密交通権といわれる理由もそこにある。

本件では、捜査機関が、被疑者と弁護人との接見内容を極秘に盗聴し、録音していたというものである。これは、原告の防御権を侵害したのみならず、接見交通権を認める憲法上の制度的枠組みの根幹を揺るがすものであり、違憲の行為であって、違法の程度は極めて重大であるといわなければならない。

### (3) 供述誤導、自白強要の数々

本件における取調べにおいて、事実と異なる情報を原告に提供して自白するように促し、また、自白を強要する行為が数多く行われてきた。以下では、これらについて検討する。

#### ア パジャマの血

本件の捜査初期段階において、原告が犯人であることを示す証拠はなかった。犯行着衣とされたパジャマにA型とB型の血液が付いているという程度のものしかなかった。しかし、パジャマに付着した血液は、極めて微量であり、鑑定不能とされていた。また、すでに述べたとおり、鑑定結果もねつ造されたものであった。にもかかわらず、取調官は、パジャマに被害者らの血が付いていた、パジャマが言うとるではないか、などと供述を誤導して原告に対し自白を迫っていた。

#### イ 被害者らの写真をみせた

後述するとおり、取調官は、犯行を否認している原告に対し、被害者の写真を見せつけて、被害者に謝れ、などと言って供述を強要していた。

#### ウ 犯人と決めつける取調べ

原告を犯人と決めつける取調べは当初より行われていたところ、特に、8月19日の取調べにおいては、「絶対に君以外にないということは、僕ら確信を持っているしね。」、「君がクロだということだよ。」「証拠がある

じやない、証拠が。」「ハジャマの血液説明しなさいよ。」（甲23・2-1  
2-A・1時間5分乃至6分あたり）などと言って自白を強要していた。

#### エ 容赦なく謝罪を求める取調べ

9月5日、犯行を否認している原告に対し、犯人と決めつけていた取調官は、「頭下げなさい。」「泣いてみろ」「涙を流しなさい。」「被害者に、あ、謝るのがだな、おまえを救う道だだよ。」などと謝罪を求める取調べを延々と行い、自白を強要した（甲33・1-2-A-4・11分36秒乃至1時間4分）。

#### (4) 秘密の暴露の偽装 9月6日の取調べ

秘密の暴露とは、犯罪事実に関し、あらかじめ検査官の知り得なかった事項（真犯人しか知りえない事項）について自白があり、その自白に基づいて検査をした結果、その自白とおりの客観的事実が確認されたことをいう。もっとも、検査官が自白当時すでにその事項を知っていた場合は、検査官による誘導、暗示による自白である可能性があるため、秘密の暴露にはあたらないとされている。

本件では、原告が強取した金員の一部をMSFKに預けたということについて秘密の暴露があったとされるが、実は、9月6日の取調べに際し、事前に取調官が原告に「（金銭を渡したのは）MSFKか？」などと言い、金員を預けたとされる相手の名前を先に告げていた。つまり取調べ官が原告に対して供述を誤導、誘導していた事実が録音テープに残されているのである（甲34・1-7-A-1・40分少し前のあたり）。ゆえに、これは秘密の暴露にはあたらないことは明白である。

なお、ここで問題とすべきは、取調べ官が、「秘密の暴露」の論理を逆手に取り、原告に罪を擦り付け、何としてでも有罪にするという姿勢で取調べを行っているということである。

#### (5) 取調べ室内での排せつ行為の強要

本件の取調べにおいて、あろうことか、小便等の排せつにつき、原告が申告したにもかかわらずトイレに行かせず、取調べ室内で用を足させたという事実が明らかになった。この取調べ室内における排せつは、第1審段階から問題とされており、取調べ官らに対する証人尋問も実施されている。

しかし、後に述べるとおり、取調べ官らの証言は、原告の法廷供述、及び取調べ録音テープに収録されている内容と矛盾するものであり、取調べ官は、違法行為を隠匿する趣旨で意図的に虚偽の証言をしたものといえる。

##### ア 取調べ官の法廷証言

###### (ア) MT Q J Rの証言

MT Q J Rは、確定第1審第24回公判に証人として出廷し、IN検察官の質問に対し、以下のとおり証言している（甲1・第7分冊2433丁以下）。

IN 便器を持って来たというのはいつですか。

MM 第2取調べ室に移ったときですから、9月4日です。

（中略）

IN さきほど便器のこと、9月4日だと言われましたが、これはどういうことなんですか。

MM あれは9月4日の夕食後だと思いますが、午後7時ころだったと思います。小便がしたいと、それじや原告便所に行くかといったところが、表には新聞記者が放列しているがどうか

と、それじゃ困ると、便器を持って来てもらいたいというの  
で、留置場の便器を持って来て、そうして小便をさせたわけ  
です。

I N 調べ室はどこ。

MM 2階の部屋です。

I N 本人も承諾しておったわけですね。

MM はい。

I N カメラの放列というのは事実なんですか。

MM 当時新聞記者が署に詰めておりまして原告の出し入れの都度、  
写真をとるという状態でございまして、原告も十分そういう  
点を承知しておりますが、廊下を通って便所に行くには、新聞  
記者がいっぱいいるがどうするかといったところが便器をもつ  
て来てもらいたいということなんで、便器を持って来て小便を  
させたということなんです。

I N 新聞社のカメラの放列があったことも事実なんですね。

MM 事実です。

I N あなたたちから直接目のふれるような方法なんですか。しゃ断  
するような方法を講じたんですか。

MM ついたてを一枚たてておりますから、その陰で小便をしたとい  
うことです。

I N あなたたちから見えないところだというわけなんですね。

MM はい。

I N 便器の際に調べをしたというのはだれですか。

MM 私と I M原警部補です。

I N 便器を使って小便をしたというのはそのときだけですか。

MM そのときだけです。

(イ) IM原の証言

IM原は、確定第1審第25回公判に証人として出廷し、IN検察官の質問に対し、以下のとおり証言している（甲1・7分冊2511丁以下）。

IN 本人が便所に行きたいというのを行かさなかつたというようなことがありますか。

IM ありません。

IN 調べの際に本人が尿意を催したというような場合には、常に留置場の便所へやっておったわけですか。

IM 最初はそうでございますが、そうでないときもあります。

IN それはどういうようなことだったんですか。調べのいつごろですか。

IM 9月4日でございます。確か9月4日5時ちょっと過ぎではないかと記憶しています。その当時、2階の第2取調べ室で調べをしていて調べ室の近くに階段があります。その階段の付近に報道陣が何人か大せい詰めておりました。2階の調べ室から出入りすると、一斉に写真をとられてしまうというようなことがありますて、そのために原告が出たびに新聞記者に写真を撮られるのはいやだと、小便したいけれども出れば写真をとられる、だからIMさんかんでも桶でもいいからここへ持ってきてくんないか、というようなことを要求されましたから、私が留置場の保護房から便器を持ってきて、第2取調室のついたての裏側で彼が小便したということはあります。

I N それはあなたの方から強要したというようなことではないですね。

I M はい。

I N それが何回あるんですか。

I M 私の記憶ではそのときが1回のように思います。

イ 原告の公判供述

この問題につき、原告は、確定1審第22回公判において、YME Z検察官の質問に対し、以下のように供述している（甲1・第6分冊2156丁以下）。

YM 検事の調べに対してどうして自供しなかったんですか。

袴田 やっぱりやっていないものはやっていないで、何とかわかつてくれるんじゃないかなという気持ちでした。

YM そういう期待が持てたわけですか。

袴田 持てるも何もそういう期待でいくしか、その当時なかつたですから。

YM 小便するときは調べを中断して外で出して小便しにやってくれましたか。

袴田 はじめはやらしてくれました。

YM その後やらしてくれなくなつたですか。

袴田 9月に入ってからはやらせないことが多かったです。まともにやらしちゃくれなかつたです。

YM どういうところでやらした。

袴田 いよいよ困ると調べ室へ便器を持ってきて、調べ室の隅でやれといってやりました。

YM 毎日そうだったですか。

袴田 每日そうだったです。

YM どういうわけでそういうことになったと感じましたか。

袴田 警察官の気持ちはわたしにはわかりません。

YM いわないからだと思ったですか。

袴田 認めれば君のいうことも聞いてやるというようなことをいって  
ました。認めないから大変なんだ、それはあたり前だということをいっていました。

YM 自供以後は取調室で小便させられるということはなくなったで  
すか。

袴田 6日、7日あたりはそうだったと思います。

YM その後は外に出して便所でさしてくれるようになったんです  
か。

袴田 そうです。

YM あなたが調べられているときに、外の廊下などによく新聞記者  
などが大せい来ておったのは覚えてませんか。

袴田 外のこととはわかりません。

YM あなたが調べ室に出入りされるときに廊下を通るでしょう。そ  
のとき廊下に新聞記者のようなカメラを持った人とか、それ  
らしい人が何人かいませんでしたか。

袴田 いたことがありますね。2、3回。

YM もっとたびたびあったんじゃないですか。

袴田 わたしが調べ室から留置場に帰るときにそういったカメラマン  
にあったのは、2、3回だと思います。

YM あなたが調べ室の中で小便をしたというのは外へ出るとき新聞記者がいるから出たくないからこの中でおまるでさしてくれということを申し出たからではないですか。

袴田 そんなことはありません。表てにだれがいるか締めてあるからわかりません。わたしには。

YM 入ってくるときとか。

袴田 そんなことはありません。表てにだれがいるからとか、わたしはいったこともないです。

ウ 取調べ録音テープ—9月4日の取調べ（1回目の便器持ち込み）

同日の取調べの最中、原告が「すみません。小便行きたいですけどね。」と告げた（甲32・1-2-B-4・14頁・53分過ぎ）。これに對して、取調官は、「小便は行きやええがさ。やるからな。小便行くから。な。その間にイエスかノーか、話してみなさいって言うじやないか。」（甲32・1-2-B-5・58分過ぎ・15頁。）などと言い、容易に原告をトイレに行かせない対応をしていた。

結局、その後も原告をトイレに行かせず、取調べ室内に便器を持ち込んで用を足させた。そのやり取りは、以下のとおりである（甲32・1-2-B-5・1時間01分過ぎ。）

IM 警部さん、トイレ行ってきますから。

MM べ、便器もらってきて。

（手錠の施錠音）

MM ここでやらせばいいから。な。

（手錠の施錠音）

MM 袴田。

(誰かの足音)

MM ん？ 袖田。

IM (室外の誰かに向かって) 下行ってね、■■、房の便器■■。

MM ん？

IM (室外の誰かに向かって) 小便■■。■■。

MM な。

(扉の開閉音)

〈中略〉

MM そこでやんなさい。

(便器を設置するような音)

(沈黙)

袖田 ■■。

MM？ ん？

IM 出ないか？

MM？ (不明)。

○ (不明)。

MM？ (不明)。

○ (不明)。

袖田？ (不明)。

MM ん？ ■■？

袖田 ■■。

MM ええか？

袖田 出なくなっちゃった。

MM 出なくなった、んじや、■■。

(沈黙)

(小便の音)

○ 蓋しどけ。

(便器の蓋が閉る音)

エ 取調べ録音テープ—9月6日の取調べ（2回目の便器持ち込み）

同日の取調べの最中、原告が「小便行きたいですけど。」と告げたところ、取調べ官は、またもや原告をトイレには行かせず、取調べ室内に便器を持ち込んで用を足させた。そのやり取りは、以下のとおりである（甲34・1-8-B-1・24分過ぎ・8頁。）。

原告 ■■、小便行きたいですけど。

(誰かの足音)

MM(義) オ、何？

IM しょんべん■■。

MM(義) こりや、■■方がいいな。

IM え？

MM(義) ■■した方がいいな。

IM うん、だからいいよ、ここしといて。

○ うん？

(扉の開閉音)

MM(義) こっちで■■。

袴田 はい。

(扉の開閉音)

袴田 悪いっすね。

MM(義) うん、いいよ。

袴田 汚く■■。

MM(義) 汚くて悪い？ な？

袴田 (不明)。

MM(義) うん、いやいや、今は出ない方がいい、な?

袴田 ええ。

MM(義) うん。

袴田 新聞■■。

MM(義) 何?

袴田 新聞社いますか?

MM(義) いないで。こぼすんじゃないぜ、この■■。

袴田 (不明) が。

MM(義) 何?

袴田 朝から■■。

MM(義) うん。

袴田 (不明)。

MM(義) 朝から小便しないか、おまえ?

袴田 ないです。

MM(義) 大もしないってな。ほうか。あれ、長く遠いなあ。■■遠  
いよ。

(便器に小便をする音)

袴田 家族ぐらい静岡にいるですか?

MM(義) うん、一応はな。

袴田 ■■。

MM(義) うん。

(便器に小便をする音)

MM(義) (不明)、何か足らないもので、な。 (不明) さ、な。

袴田 (不明)。

MM(義) うん?

袴田 (不明)。

MM(義) そんなことないよ。そんなことないよ。

(便器の蓋を閉めるような音)

MM(義) こっちよこせ。

袴田 (不明)。

MM(義) うん?

袴田 (不明)。

MM(義) 汚くて悪い? うん、心配すんな。

(誰かが出て行く足音と扉の開閉音)

#### オ 評価－矛盾する内容

取調べ録音テープの内容と取調官の公判証言とでは、以下の事実に食い違いがある。

##### (ア) 取調べ室内に便器を持ち込んで用を足させた日時、回数

取調官であるMT Q J R も I Mも、取調室内で小便をさせたのは、9月4日の1回だけであると証言している。しかし、上述のとおり、録音テープに残っているだけでも2回あったことが明白である。取調官は、明らかに事実に反する証言をしている。

##### (イ) 取調べ室内で用を足させた理由

MT Q J R も I Mも、要するに、原告の取り調べをしていた2階の第2取調室付近に階段があり、そこに報道陣が多くおり、原告を報道陣から守るべく、原告からの申告に応じてやむなく取調室内に便器を持ち込んで用を足させたという趣旨の証言をしている。

しかし、MMは、9月6日の取り調べの際に、報道陣はいないと原告に告げている。原告も、報道陣がいるかいないかわからないし、自身で

取調べ室内での用足しについて申告などしていない旨供述している。MMの証言には明白な虚偽がある。

(ウ) 取調べ室内に衝立を置いたか否か

MMの証言によれば、原告が取調べ室内で用を足すに際し、取調べ室内にはついたてが1枚あり、その陰で用を足させたと証言している。しかし、取調べ録音テープからは、その事実をうかがわせる事情は一切ない。音もしなければ、それをうかがわせる発言もない。そもそも取調べ室内は狭いので、衝立を置いておくこと自体に無理がある。つまり、この点に関するMTQJRの証言は信用できないのである。

カ 小括

以上を踏まえると、原告の申告に基づかず、取調べ官の意向で原告に取調べ室内で、少なくとも2回小便をさせたというのは紛れもない事実である。取調べ官は原告に対し、屈辱的、非人道的な取調べをし、そこまでして供述を強要していた。しかも、その公判廷において、宣誓をしているにも関わらず、事後的に自らの違法行為を隠蔽するため、虚偽の証言をして裁判所まで騙していたのである。

(6) 体調不良を無視した違法な取調べ

原告は、逮捕当時、蓄膿症のため苦しんでおり、口呼吸に頼る状況であった。また鼻腔内に溜まった膿様のものを輩出するため、あるいは症状を和らげるため日頃から薬を服用していた。原告が蓄膿症で苦しんでおり、薬を服用していた事実は取調べ官も十分承知していた(甲22・1-4-A-2・51分30秒あたり)。取調べ官は、原告の体調がよくないことを知つていながら長時間の取り調べをしていたのである。

原告は、9月2日、KMKO医師の診察を受けている。この時、原告は、足や顔にむくみがあり、腱反射亢進一反応が遅い、尿検査結果等から脚気の疑いがあり、注射と内服薬7日分の投薬がされた。

診察したKM医師は、証人尋問の際、「9月2日病気におかされていたと申し上げてもいい」と証言し、さらに原告の質問に対し、「あなたにはむくみがありました。正常とは言えないですね。」と答えている(甲1・第7分冊2398丁以下)。

9月2日の留置人出入簿によれば、KM医師の診察は午後1時40分から50分の間とされている。ところが、その後、午後1時55分から5時35分、7時から9時5分(YM検事の取調べ)、9時15分から10時50分と断続的に取調べが続けられていた。

9月2日に診察したKM医師が、原告は「病気におかされていた」「正常とは言えない」と認め、注射や投薬を施している。そのような者に対し、診察が終わるや否や、直ちに取調べが行われ、続けられた。

以上のとおり、明らかな病人(原告)に対し、その体調を無視し、休養を与えることなく、診療が終わるや否や長時間の取調べが続けられていたのである。これは明らかな人権侵害であり、許されないことである。

#### (7) 組織的な自白強要

そもそも、本件は、原告が犯人であることを示す証拠がないにも関わらず、原告を有罪とすべく、何としてでも自白を得る必要があった。しかし、原告は、身に覚えのない罪について自白などできないと考え、取調べの当初は頑強に否認していた。そこで、捜査本部は、8月29日の検討会において、「本部長、刑事部長、捜査一課長、鑑識両課長をはじめSZ署長、刑事課長、取調べ官による検討会を開催し、取調べ官から取調べの経過を報告さ

せ、今後の対策を検討した結果、袴田の取調べは情理だけでは自供に追込むことは困難であるから取調官は確固たる信念を持って、犯人は袴田以外にはない、犯人は袴田に絶対間違いないということを強く印象づけることにつとめる。これは取調べの経過その他から袴田を事件後 50 日間泳がせてあったため、警察の手のうちや、新聞記者との会見などから犯人は自分ではないという自己暗示にかかっていることが考えられたので、この自己暗示を取り除くためには前述のように犯人だという印象を植付ける必要があると考えたからである。」などと捜査員に檄を飛ばし、警察が全体一丸となって原告から自白をとるように指示をしたのである（甲 21・69 頁）。この捜査会議ののち、捜査員が補充された。

このように、警察は、手段を選ばず、原告から何が何でも自白をとる、法を無視してでも自白を獲得することを組織として行っていたのである。

## 6 取調官の事後的偽装（偽証）

### （1）はじめに

取調べ録音テープにより、取調官が取調べ状況等に関し、法廷で宣誓の上虚偽の供述（偽証）をしていた事実が明らかとなった。

原告の取調べを担当した捜査官らは、MTQJR、IM原、SYS、MMYO、MTSJ、YZGR、IYSJ、HGHII、OG 等多数に及ぶ。このうち確定 1 審公判において、MTQJR（甲 1・第 6 分冊 2284 丁以下、第 7 分冊 2421 丁以下）、MMYO（甲 1・第 7 分冊 2470 丁以下、同 2505 丁以下）、SYS（甲 1・第 7 分冊 2524 丁以下）、IM 原（甲 1・第 7 分冊 2530 丁以下）らが、取調べ状況について証人としてそれぞれ証言をしている。

特に取調べ主任官であったMT Q J Rは、取調べ状況全般につき証言をしているが、この取調べ状況については、密室でのことであり、原告の供述の他には、その実態を明らかにするものはなかった。

ところが、取調べ録音テープが一部ではあるが開示されたことで、取調べ過程が明らかとなり、その結果、取調べの主任官MT Q J Rの確定1審公判での証言は、事実に反し、全くの虚偽であったことが明らかとなつた。

以下、MT Q J Rの証言のうち、取調べ録音テープの内容と明らかに反する主だったものを示す。

## (2) 立会人について

原告の取調べには、複数の警察官が同席していたことは、供述調書中に立会人の記載があるものが存在することから明らかであったが、取調べ録音テープの音声により調書に記載されていない多くの者が関与していたことが明らかとなった。

原告は、確定1審の法廷において、複数の取調官から責められ、入れ代わり立ち代わり調べられた旨の供述をしていた。取調べ録音テープを再生することにより、原告の供述こそが真実であったことが裏付けられたのである。

### ア 公判証言

I N : 立会人というのは、被疑者に対して横から質問を発するとか、そういうことがあったんでしょうか。

MM : 立会人はたまには断片的な質問と言いますが、雰囲気をやわらげるための質問をするということはあります、原則として調べ官が中心になって調べるとそういう方法でやりました。

(甲1・第6分冊2289丁)

I N : 数名の警察官が一緒になって、いろいろ言ったりということはなかったわけですか。

MM : 一度もありません。

(甲1・第6分冊2290丁)

イ 取調録音テープから

開示された録音テープ外箱に記載されているメモによれば、8月18日、原告を任意同行した後、午前6時42分から取調べを開始し、午後7時35分に逮捕状を執行している。この日の取調べを担当したのはMT Q J R、I M S Yの3人とされている。この日の取調べについては、10時間03分の録音がある(甲22・1-1-B、2-2-B、2-4-B、2-5-B、2-6-B、2-7-B、2-8-B、2-9-B、2-10-B)。

取調べ録音テープには、MT Q J RとI Mがペアを組んで取調べを行い、また別の取調べにおいては、S YとI Mがペアを組んで取調べを行っていた。取調録音テープを再生すると、取調官が原告に対し、それぞれが交互に、「証拠がある」となど言いながら原告に自白を強要していることがうかがえる。

また、この日、MT Q J R・I M S Yの3人の取調官で取調べをしている場面もある。(甲22・2-5-B、2-7-B、2-9-B)。

その後も、8月22日は、MT Q J RとS Y Sが取調べにあたり、それぞれ原告に対して追及している(甲28・2-9-A)。

8月26日の取調べは、I Mが「袴田」、S Yが「袴田君」と呼びかけを連発する場面が続いている(甲27・1-6-B)。

さらに、8月27日にはMMと共にIMS Yが、原告に「往生しろ」と取調べの場でそれぞれ発言している(甲28・1-3-B)。

上記以外の取調べ録音テープにおいても、取調官らは、全般を通して取調べを複数で行っている。そのため、録音テープでは、複数の人間が発言し、聴取困難な場面もある。

#### ウ 小括

取調官のうち一方は、単なる立会人であるとか、雰囲気を和らげる役割などと評せるものではないことが取調べ録音テープの内容から明らかである。逮捕当初から原告に複数人で自白を迫り、謝罪を強要し、反省を求めるなどしていたことが明らかなのである。取調官は、法廷において虚偽の証言をしていたことは明白である。

#### (3) 自白調書の作成について

9月6日、MT Q JRは、自白調書を2通作成している。問題はその内容である。

##### ア 公判証言

IN：この日あなたが調べをはじめたのは何時ころですか

MM：午前10時10分からです。

IN：それからどんなふうになりましたか

MM：私が行きますと、机の前に腰かけて涙を流しながらうつむいておりまして、原告、本当にやったのかと言ったところが長い間迷惑をかけて誠に申し訳なかったと、専務一家を殺したのは私に間違いありませんと自供したので私はそのまま第一回の供述調書二通をとりました

(甲1・第6分冊2334丁乃至2335丁)。

IN：調書は二通と言われるが、それは午前・午後になるんですか

MM：午前です。午前11時10分ころから0時ころまでの間です。

I N：二通ともですか

MM：はいそうです

(甲1・第6分冊2336丁乃至2337丁)

イ 録音テープから

9月6日、原告は、午前8時30分留置場から取調べ室に出され、取調べを受けている。この日取調べの録音(1-5-A)はテープの外箱の記載によれば午前から12時10分のものが最初である。この録音は約1時間があるので、午後12時10分終了とあることから午前11時10分ころから録音されていたものと思われる。MT Q J Rの証言では、正に自白調書2通が録取されていた際の録音ということになる。

しかし、この録音テープには、原告が、涙を流しながら、「迷惑をかけて申し訳ない、専務一家を殺したのは私です」などと自白する状況ではなく、異なる場面での録音である。そこには、MT Q J RとMMY Oの二人が既に作成した自白調書を前提に原告に対し、「話が、筋が変だぞ」「理屈があわないことになったぞ」「ちゃんとした話をせにやだめだ」と追及している状況が録音されている。

ウ 小括

MT Q J Rが自白調書2通を午前11時10分ころから12時ころ作成したとの証言は明らかに虚偽である。原告が涙を流しながら自供をしたなどという取調べの状況についての証言も虚偽である。そのような場面など存在しないのである。

(4) 自白後の取り調べについて

ア 公判証言

MT Q J Rは、9月6日、午前10時10分ころ取調べをはじめ、11時10分ころから0時ころまでの間に2通の自白調書を作成したが、その後の取調べについて、自分は関与していない旨何度も証言している。

I N：それからあなたは午後の取り調べはなかったんですか。

MM：やっておりません。（甲1・第6分冊2337丁）

I N：最初にあなたに自供した後に、IM原警部補が調べを続けてい るようですけれども、それにあなたが立ち会うというか、一緒に立ったということはないんですね。

MM：はい、ありません。（甲1・第7分冊2437丁）

HR：自供のあとに調書を取らなくても立会をしたことはありますか。

MM：あとはIM警部で立会は別の人です。（甲1・第7分冊2447丁）

HR：あなた自身は自白させるまで、それから自白した時の9月6日の10時10分から0時までの間しか取調べにはタッチしていないわけですか。

MM：はい。（甲1・第7分冊2447丁）

イ 録音テープから

9月6日の取調べについては、録音テープが1-5から1-10まで6巻存在する。録音テープの外箱のメモ（甲19）によると、この6巻のテープについては次のような記載がある。

- ①1-5には「午前 開始 自供内容 午后0時10分 終了」
- ②1-6には「午后0時10分開始 前回続き 午后1時25分終了
- (2) 裏面午后1時25分開始 2時30分終了(3)
- ③1-7には「午后2時30分開始 午后3時35分終了(4) 午后3時35分開始(5)」

④ 1-8 には「ゴ 5 : 20~6 : 25 自供録音(6) 裏面午後 6 : 25~7 : 35 (7)」

⑤ 1-9 には「ゴ 7 : 35~后 8 : 40 (8) 后 8 : 40~9 : 45 調書読み聞かせを含む(9)」

⑥ 1-10 には「后 10 : 25~11 : 40 (10)」

ところが、この中には原告が初めて犯行を認め、自白をしたとされる際の録音テープはない。さらに、前述のとおり、MTQJRが、作成した2通の自白調書の取調べ時の録音テープもない。

MTQJRは、9月6日、2通の自白調書を作成した後、午後0時10分以降は、自分は原告の取調べはしていない旨証言している。ところが、9月6日の録音テープ(甲34・1-5-A)は午後0時10分終了のものであるが、その内容は明らかに2通の調書作成後の取調べである。

さらに、午後0時10分開始の(1-6-A)のテープでは、MTQJRがMMYOと共に、原告の取調べをし、甚吉袋、金袋、刃物の入手等について追及をし、その途中からIM原が加わったが、MTQJRは続けて、取調べをしている(1-6-B、1-7-A、1-7-B)。その後、MTQJRは一旦取調室を出ているが、再び取調室に戻り取調べをしている(1-8-B、1-9-A、1-9-B)。

#### ウ 小括

確かに、MTQJRは、その後の供述調書の作成者でもなく、立会人にもなっていない。しかしながら、9月6日の取調べもほとんど主任取調官として関わっていたのであり、同人の証言内容は全くの虚偽である。

### (5) 自白の強要について

#### ア 公判証言

I N : 被告に対して自白を求めるためにおどすような言葉をはいたようなことはありませんか

MM : ありません。 (甲 1 ・ 第 6 分冊 2 3 3 9 丁)

I N : 調べの際のあなたの声の大きさ、それから調子はどの様でしたか

MM : 普通の会話というですか会話調で調べるんですが、矛盾点を追及して黙秘するときには、たまには語氣があらくなるというようなことはあったかもしれません、しょっちゅうということはございません。ほとんど会話調で調べたということです。 (甲 1 ・ 第 6 分冊 2 3 3 9 丁)

I N : 調べの際には、犯人はお前以外には考えられんではないか、とか、指の傷が動かぬ証拠だとか、犯人はお前だ、自白してしまえとか威嚇的に大声でせめ続けるということがありましたか

MM : そういう事実はございません。 (甲 1 ・ 第 7 分冊 2 4 2 6 丁)

イ 録音テープから

取調べに際しては逮捕当初より取調べにあたった者すべてが、原告を犯人として追及していた。

8月18日、任意同行で出頭した原告は「ほんと冗談じゃないよ、こうやって人をほんと、人殺し扱いで」(甲 2 2 ・ 2 - 2 - B)、「自分がやつたって言えっていうんだね」(2 - 4 - B)、「俺は無実でも殺されなきやなんないな、そしたらあんたたちが殺したことだよ」(2 - 5 - B)  
「知らないことを言えって言ったって、これはどこまで行っても無理ですよ」(2 - 6 - B)などと、反論している。初めから原告を犯人扱いし、自白するよう迫っていたことに抗っていたのである。

特に、8月27日の取調べ(甲 2 8 ・ 1 - 3 - B)では、MMは「お前が犯人だ」を連発し、「私が犯人ですとそういうように言ってみい」「世間の人々がわれ犯人だって皆言ってるだに」と責め立てている。そして S Y は、

「お前、いい加減に往生しろや、往生を」と、IMもまた、「往生すれば何ともない」などと、自白を迫っていた。

そして、8月28日にもまた、3人がそれぞれ、IM「謝れ謝れ、迷うじやない袴田」、SY「袴田君どうだ、頭を下げるんだよ袴田君」、MTQJR「今晚と言う今晚は許さないぞ、いいか」と迫っている。これにつき、事件と関係ないと言う原告に対し、さらに彼らは、SY「関係ないとはどういうことだ」、IM「事件とは関係ない?」MTQJR「何関係ない、お前がそんな卑怯なこと言うなよ。誰がそれじゃあ犯人だ」と責め立てている(甲29・2-3-B)。

さらに、9月5日取調べ(甲33・2-A)にあたった羽切は「婆婆に未練があんのか、おまえは、な、諦めなさいよ」「死刑になつてもしょうがないじやあないか、おまえ」と言い、米津は一方的に自白を説得していた。そして、この日、OGは、「お前は犯人だぞ」「お前は犯人だ」「4人殺した犯人だぞ」「お前は4人を殺したぞ」と繰り返し、その間にSYもまた「お前が殺した4人に謝れ、謝れ」と迫っている。

加えて、YM検事もまた、8月29日の取調べ(甲30・2-3-B-2)で、「君以外に犯人がないことはもう確定的なんだよ」、8月31日には(甲31・1-1-A)「君は、犯人だからねえ君に言ってもらわなかんない」、「君がやつたんだろ正直に言いなさい」と自白を迫っている。

#### ウ 小括

間違いなく、取調べ官(警察官、検察官)は原告に自白を強要している。

### (6) 勾留期間について

#### ア 公判証言

I N : 横砂の犯人はお前以外にはないこのまま否認していれば2年でも3年でも勾留して調べを続けるぞ、早く認めて未決へ行き、裁判所で申し開きすればいいじゃないかといったことは

MM : そのようなことはありません。(甲1・第7分冊2433丁)

イ 録音テープから

8月27日の取り調べ(甲28・1-3-B)では、MTQJRが「おまえさんがなあ、ほんとに申し訳なかったって気持ちを出すまではな、ここにずっと置くだぞええか、な、1年でも2年でも置くからな」と原告に言い、さらに、「あれだけの事件をしてな、悪かったっていう気持ちもな表さん野郎は、婆娘に出すあれはないわ」などと発言していた。

ウ 小括

否認すれば勾留が続くという不安を与え、原告を脅して自白を得ようとしていたことは明らかである。

#### (7) 被害者の写真を見せたことについて

ア 公判証言

IM : 写真ですが、見せたのは一番はじめはいつですか。

MM : 1回だけなんで、9月4日です。

IM : それはあんたが

MM : はい

IM : どういうようなことをいいながらみせたんですか

MM : 9月4日の夜だと思いますが、そのときも涙を流して、被害者に対して誠に申しわけないといっておりますので、そのときにたまたま写真を持っておったんで、原告の良心に訴えて、

本当の供述をしてもらいたいという意味で見せたようなわけ  
です。(甲1・第7分冊2433丁)

#### イ 録音テープから

取調べの際、原告に被害者らの写真を見せたのは、8月28日である。  
取調べ録音テープ(甲29・2-3-B)にはこの時の状況が録音されてい  
る。

この時、取調べをしていたのはMTQJR、SYS、IMHの3人であ  
り、初めにSYSが原告に写真を示し、「横におまえな、専務さんを初  
め、CEKさんやな、子供さんたちの子の写真がある。お、君自身だって  
見たってな、ちゃんとな『申し訳ないって気持ち』が起きてくるだろう」  
と迫った。これに対し原告は、はっきりと事件との関係を否認していた。  
そのため、さらにその後MTQJRは「何関係ないんだ、よく見なさい  
よこの写真を、見ているのかお前さんは、事件に関係ないってどうするん  
だ、じゃあこの人たちはどこ浮かばれるか、誰がそれじゃ犯人だ」と迫  
り、3人が、こもごも原告を責め立てていた。

#### ウ 小括

MTQJRの証言とおり、原告に被害者の写真を見せたのは1回だけだ  
としたら、それは、9月4日ではなく、8月28日である。この時原告は  
明確に否認しており、涙ぐんで申し訳ないということを言ったので写真を  
見せたなどと言う状況ではなかったことが録音テープから明らかである。  
なお、MTQJRの証言のとおり、9月4日に写真を見せたというのが  
事実であれば、原告に写真を見せたのは1回だけではないことになる。

9月4日の取調べは、前述のとおり、原告は小便をしたいと言ったのに  
対し、これにすぐには応じてもららず、取調べ室に便器を持ち込まれ、そこ  
で用を足すことを強要されていたのである。また、この日、原告は、小

倉、SYの2人の取調べを受け、ひたすら自白を求められ、沈黙している原告に対し「泣け、泣け」と言われ続けていたのである(1-2-B)。

そのため、この日の取調べ録音テープには、MMの証言にあるような、原告が被害者に申し訳ないと涙ぐんだ事実など全くないのである。この日、MMの証言のような状況があったとしたら、翌5日の取調べ録音テープ(1-2-A)にあるような、ひたすら原告に自白を求め続けるようなことにならないはずである。

#### (8) まとめ

以上から、取調べ官らは、法廷において宣誓の上、全く事実と異なる虚偽の証言を繰り返し行ってきたことが明白になった。これら取調べ官らの偽証は、自ら行った違法行為を隠蔽する目的でなされたものであることが明白であるとともに、自ら違法な取調べを行っていたことを認識していたこと(故意があること)を強く推認させるものである。

### 7 再審公判における認定

静岡地裁は、「警察の求めに応じてSZ警察署に任意出頭してから自白前日までの19日間、夜中又は深夜にわたるまで、1日平均約12時間という相当長時間の取調べを連日受けたものと認められる。また、警察官らは、取調べ録音テープで一部判明した限りにおいても、本件犯行を否認する被告人に対し、被害者らの写真を示しつつ、同人らに対する謝罪を繰り返し求め、自白しなければ長期間勾留する旨を告知して心理的に追い詰め、犯人と決め付けて執ように自白を迫った上、尿意を催した被告人に対し、取調室内に便器を持ち込んで排尿を促すなどの屈辱的かつ非人道的な対応を行ったものである。さらに、被告人は、任意出頭当日に逮捕され、接見

禁止を伴う勾留がされていたにもかかわらず、自白に至るまでの弁護人と  
の接見は3回、合計約40分にとどまり、その初回接見の内容はすべて録  
音されていた。このような取調べの態様及び経過等を考慮すれば、被告人  
が警察官にした自白は、黙秘権を実質的に侵害し、虚偽自白を誘発するお  
それのある極めて高い状況下で、肉体的・精神的苦痛を与えて供述を強制  
する非人道的な取調べによって獲得されたものと認められ、刑訴法319  
条1項の「強制、拷問又は脅迫による自白」であって、任意にされたもの  
でない疑いのある自白」に当たることは明らかである。」と判示している。  
静岡地裁は再審無罪判決において、上述のとおり、弁護人が明らかにし  
た事実をすべからく認めており、違法な取調べがなされたことを認めてい  
るのである。

## 8 警察官による取調べが国家賠償法上違法であること

以上のとおり、警察官による取調べは、取調べの時間、態様、環境等あら  
ゆる面で重大な違法といえ、社会通念上相当と認められる範囲を超えてお  
り、国家賠償法上も違法であることは明らかである。このような警察官に  
よる違法な取調べは、検察官による取調べにも多大な影響下を及ぼし、以  
下で述べる検察官の違法な取調べと相まって、原告は、検察官の前でも虚  
偽自白に追い込まれることとなった。

## 第4 検察官の違法

### 1 違法な取り調べ

以下のとおり、検察官は、警察官と連携して違法な取調べを行った。

#### (1) 8月20日の取調べ

担当検察官であるYME Zが初めて原告を取調べた日である。YMは担当検察官として、警察の取調べとは異なり、原告に言いたいことを言わせる、原告の弁解を聞くというような姿勢はまったくなく、警察官と同様、初めから原告を犯人として自白を得るべく追及している。

当時、犯行着衣とされたパジャマに血が付いていることに対し、「君が刺したときに被害者の血が付いたということ以外に考えられない。」などと言って、原告を犯人であると決めつけた取調べを行っていた。

また、YMは、パジャマに科学捜査の結果油が付いていたと発言している。しかし、この時点で科学的検査結果など出ていなかったのである。油の鑑定書が出たのは、10月20日である。

#### (2) 8月21日の取調べ

同日の取り調べにおいては、「君以外に、誰がこういうことをした。」、「君のパジャマには人の血が付くはずがないというのに、大量の血液が付いている。君が刺したのでなければ、どういうときに付くんだ。」、「君以外に考えようがないじゃないか。」などと虚偽の事実（本件で大量の血液が付いたパジャマなど存在しない。）を告げて自白を強要していた（甲25・2-5-A-1・47分乃至50分）。

#### (3) 8月29日の取調べ

警察官の取調べがあつたのち、検察官が取調べをした。そこでは「あらゆる角度からね。調べをしたんだよ。うん？その結果、君以外に、あらゆる証拠を、その、検討しても犯人がいない。」「いろいろ考えただろうからね（中略）十分考えたはずだろう。考えたならば、もうそろそろね、君は何回否認したってね、無駄だよ。」などと言って、原告を犯人と決めつけ、さしたる証拠がないにもかかわらず、いずれ証拠が挙がるなどということ

を言って自白を強要していた（甲30・2-12-B-1・55分乃至1時間5分41秒）。

#### （4）8月31日の取調べ

警察官の取り調べがあったのち、検察官取調べをした。「君は、が犯人だからねえ。君に言ってもらわないかんな。」、「君がやったんだろう？ねえ。君がやったんだろう？正直に言いなさい。君がやったんだろう？」などと繰り返し自白を強要していた（甲31・1-1-A-2・28分乃至29分、57分乃至58分）。

## 2 再審公判における検察官取調べに対する認定

検察官による取調べは、第3で述べた警察官による違法な取調べの影響下で行われた。検察官は、その影響を遮断するどころか、自らも違法な取調べを行い、警察官の違法な取調べと連携して原告を虚偽自白に追い込んだ。このような検察官による違法な取調べを、再審無罪判決（甲13）も厳しく批判し、その結果作成された自白調書をねつ造された証拠と認定している。以下、引用する。

「検察官は、被告人の逮捕の翌々日から被告人が自白に至るまでの間、警察官と入れ代わり立ち代わり、SZ警察署において、証拠の客観的状況に反する虚偽の事実を交えるなどしながら、被告人を本件犯行の犯人と決め付ける追及的な取調べを繰り返し行っており、被告人が検察官に犯行を自白した昭和41年9月9日においても、勤務庁である静岡地方検察庁において取り調べることなく、同じSZ警察署において、前後の警察官による取調べの間に、連日の非人道的な取調べで心身共に疲弊した被告人に対する取調べを行って本件検察官調書を作成したものである。以上のような検察官の取調べの態様、特に警察官による取調べとの密接な連携を考慮す

れば、本件検察官調書は、警察官による取調べと連携して獲得されたものといえ、本件検察官調書についても、「強制、拷問又は脅迫による自白であって、任意にされたものでない疑のある自白」に当たることは明らかである」（甲13・24頁）、「本件検察官調書は、黙秘権を実質的に侵害し、虚偽自白を誘発するおそれの極めて高い状況下で、警察官と検察官の連携により、肉体的・精神的苦痛を与えて供述を強制する非人道的な取調べによって作成されたものと認められる上、犯行着衣等に関する虚偽の内容を含むものであるから、実質的に捜査機関にねつ造されたものと評価できる」（甲13・25頁）と判示し、検察官の取調べ態様等を違法であると認め、起訴前に作成された自白調書のうち唯一の検察官調書である9月9日付検察官調書の証拠能力を否定している。

以上より、検察官による取調べも社会通念上相当と認められる範囲を超えており、国家賠償法上も違法である。

### 3 違法な取調べの判決に対する影響

#### （1） 1通のみ採用された供述調書

第1審判決では、上述してきた違法な捜査がなされたことを認め、原告の供述調書45通のうち、44通を証拠排除している（異例の附言まで行っている）。ゆえに、これらが、有罪判決の証拠足りえないことは明らかであるから、その後の違法な身柄拘束に影響を与えたことはないといえる。

では、1通のみ証拠採用された9月9日付検察官調書（甲36）はどうであろうか。9月9日付検察官調書は、証拠の標目に掲げられていない。しかし、1審判決を仔細に検討すると、証拠として採用されていない検察官調書が実は有罪判決に多大な影響を与えていたことが明らかといえるのである。

(2) 9月9日付検察官調書での供述中、確定第1審判決が認定した事実

ア 犯行動機について

関係者の供述などを踏まえ、被告人の右供述（検察官調書で述べているアパートを借りるための敷金や権利金にするまとまった金をとることが犯行動機である旨の供述）は、首肯することができると判示している（甲2・52頁、甲36第2項）。この内容は、同調書の記載をなぞって事実認定しただけである。

イ 左手中指の傷

原告は、左手中指の傷は、〇〇と格闘中ナイフを取られようとしたので、これを取られまいとして、左手をナイフの下の方にかけたところ、左手中指がちかっと感じたと供述しており（甲36第15項）、この傷は鋭利な刃物でできた傷だといえるから、くり小刀によって生じた可能性が極めて強いと判示している（甲2・53頁）。この認定も、同調書の供述内容をそのまま認定しただけである。

ウ 現金約5万円の行方

原告は、強取した現金のうち約5万円を、7月11日か12日頃、MSFK宅に持つて行って同人に預けたこと、及びその後半月か20日位たつて取りに行つたが、同人がいなかつたので預けたままになっている旨供述している（甲36第31項）。

これはMSFKが原告から何らかの方法で当該金員を預かったと判断した事実と符合するのみならず、この供述がなされたのが9月9日であるのに対し、焼けた札等がSZ郵便局で発見された（従つて捜査官にも明らかになった）のが9月12日であることも挙げ、この供述はかなり信用性が高いものと認められると判示している（甲2・52頁乃至53頁）。この

焼けた札等がいわゆる秘密の暴露にはならないことは警察と連携していた検察官も知っていたはずである。この事実の認定も、検察官調書をなぞるものである。

#### エ 侵入場所

原告は、被害者宅に侵入した場所について、裏口の右手の方に屋根に接して木が立っていたので、鉄道の防護柵を乗り越えて隣家の庭に降りその木に登って〇〇方の屋根に移って、中庭に面した土蔵の屋根に移り、そこから土蔵の屋根のひさしのところの水道の鉄管を伝って中庭に降り、中庭に面した勉強部屋の右端の五寸位開いていたガラス戸を開けて勉強部屋に入ったと供述している（甲36第9項乃至第11項）。

この供述の通りの方法で捜査官が侵入できるかについて実験をしてみたところ、侵入が可能であった（とくに、水道の鉄管を伝って降りることの可否も、水道の鉄管がくらくらしたが決して降りることができないような状態ではなかった）ことが認められるとし、原告の供述は9月9日であるのに対し、上記実験（実況見分）がなされたのが9月12日であることに照らし、この供述はかなり信用性が高いものといわねばならないと判示している（甲2・55頁）。この事実認定も検察官調書での供述をなぞったものである。

#### オ 脱出した場所

原告は、被害者らを刺したのち、裏口に至り、裏口の戸の下の方についていた、がちゃんと引っかけるようになっている鍵を開けて戸を引張ったところ、上の方は開かなかつたが、下の方が体が出入できる位開いたので、そこから外へ出て、その後石油缶の混合液をもって再び、そこから侵入し、放火ののち、同所から脱出した旨供述している（甲36第19項）。

裏口の扉は、上のかけがねは、いわゆるかけたままの状態で、内側の通路に、扉から2メートル位のところに落ちて居り、下のかけがねは、いわゆるオスの部分だけが扉についていたこと等が認められるが、これは下のかけがねだけはずし、上のかけがねはずさなかつたという供述と合致するとして、信用できるものと判示し（甲2・54頁乃至55頁）、原告の供述とおりに事実を認定している。

### （3） 信用性に疑義を差し挟んでいるもの

以上に対し、①〇〇方に侵入してから、〇〇と格闘するまでの詳細な経緯および格闘の具体的状況の詳細、②C E K、F J K、M I Rを刺した順序およびその具体的状況の詳細、③5点の衣類を一号タンクに入れた際の具体的な状況およびその日時の詳細、④パジャマを着た場所および経緯、犯行後のパジャマの後始末の詳細、⑤パジャマの右肩に存する損傷の生成時期及び生成原因については、③についてはまったく根拠がないと判示し、①、②、④、及び⑤は原告の自白のみであり、これのみで有罪事実を認定できないと判示している（甲2・60頁）。

### （4） 評価

確定第1審判決の認定は、結局のところ、9月9日付検察官調書をなぞっているだけである。つまり、同調書を基に心証形成し、有罪認定しただけなのである。ゆえに、証拠の標目に掲げられなかつたに過ぎない。判決の表面上、同調書に記載された供述に信用性があるか否かを他の証拠による裏付けがあるか否かに求め、丁寧に事実認定をして判断しているかのように思わせている。しかし、その実質は、ほとんど検察官調書の記載に則った事実認定をしているだけである。同調書を基に事実認定したことは明

らかなのである。その結果、原告は死刑判決という有罪判決を受けたといえる。

#### 4 起訴前の警察官及び検察官の違法な取調べによる違法な身体拘束

これまで述べたとおり、警察官と検察官が連携して違法な取調べを行ったことに基づき、起訴前の段階において、虚偽の自白を内容とする警察官調書及び検察官調書がねつ造されている（上記第2章第2. 4 「自白調書すら存在しなかったこと」の予備的主張となる）。

本件では原告の犯人性を立証する証拠として、限定的な証明力を有する情況証拠しかなく、検察官は、一連の自白調書がなければ起訴の判断ができなかったといえる。また、上記で述べたとおり、確定1審で唯一採用された自白調書である9月9日付検察官調書がなければ、原告が有罪判決を受けることはなかった。

従って、原告は、警察官及び検察官による違法な取調べによって起訴され、確定第1審判決を受けたといえる。よって、原告は、警察官及び検察官による違法な取調べによって、起訴から再審開始決定によって釈放されるまでの期間、違法な身体拘束を受けたといえる。

なお、仮に9月9日付検察官調書が有罪判決に影響を与えていなかったとしても、警察官及び検察官による違法な取調べによって起訴がなされている以上、起訴がなければ有罪判決もないのだから、違法な取調べと有罪判決を受けたことの間の因果関係は否定されない。

#### 5 起訴の違法性—証拠に基づかないで起訴していること

##### （1）はじめに

起訴の違法性に関する判例は、「刑事事件において無罪の判決が確定したというだけで直ちに起訴前の逮捕・勾留、公訴の提起・追行、起訴後の勾留が違法となるということはない。けだし、逮捕・勾留はその時点において犯罪の嫌疑について相当な理由があり、かつ、必要性が認められるかぎりは適法であり、公訴の提起は、検察官が裁判所に対して犯罪の成否、刑罰権の存否につき審判を求める意思表示にはかならないのであるから、起訴時あるいは公訴追行時における検察官の心証は、その性質上、判決時における裁判官の心証と異なり、起訴時あるいは公訴追行時における各種の証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑があれば足りるものと解するのが相当であるからである。」というものである（最2小判・昭和53年10月20日・民集第32巻7号1367頁）。

（下線は原告代理人が付した。）

そこで、「起訴時あるいは公訴追行時における各種の証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑」があったといえるかどうかを検討しなければならない。この点、後述するとおり、合理的に判断して有罪と認められる嫌疑があったとはいえないである。

## （2）公訴事実は成立しない

### ア 犯行時間について

起訴状では、犯行着手時間は「昭和41年6月30日の午前1時30分頃」とされている。ところが、確定一審判決は、「罪となるべき事実」について「昭和41年6月30日午前1時すぎ頃」と30分早めて認定した。

起訴段階では、被害者宅への侵入行為ないし物色行為など犯行着手時期が何時なのかを示す客観的な証拠は存在しなかった。

捜査の結果、本件火災の発生を覚知した者の供述、消防署への通報時刻、火災の鎮火時刻、さらには被害者宅の時計の停止時刻等々から火事の発生時刻は「午前2時よりも前」であったと判断された。そのため、6月30日午前1時30分頃に被害者宅に忍び込んだのでは犯行時間の帳尻が合わなくなる。公訴事実にある「忍び込み」、「その後の室内にある金銭の物色」、「専務に発見追跡されての格闘と専務への刺殺行為」、「居間に戻っての家族3人の殺傷行為」、「金銭等の強取」、「(工場に戻って持ち帰って来た)混合油を被害者らに振りかけた上での順次4人への放火行為」など、全ての行動を30分以内に成し遂げることはおよそ不可能である。だからこそ確定一審判決は、起訴状より30分前倒して「6月30日午前1時すぎ頃」と認定したのである（裁判所は、検察官に対し釈明を求め、当事者に論争をさせ、客観的な証拠を吟味すべきであったのであり、この点で不公正の誹りを免れない。）。

したがって起訴状は、もともと公訴事実にある行動を全て達成するには不可能な時刻を犯行着手時刻として起訴していたのであり、証拠に基づいて合理的な判断過程を経た起訴とはいえないである。

他方、検察官は、再審公判における冒頭陳述で、起訴状の公訴事実はそのままにして、被害者宅へ侵入した時刻を「6月30日に日付が変わった頃」と主張した。すなわち6月30日午前0時ころということになる。起訴状の訂正をしないまま犯行着手時間を1時間30分も前倒ししたのである。

これは、本件犯行の全てを一人で成し遂げるには、もはや起訴状にある午前1時30分頃に「忍び込」んで犯行に着手したのでは時間的に到底無理だと自覚していたからに外ならない。しかも検察官は再審公判において

原告の自白調書を使用しないとしていたから、冒頭陳述で前倒しした「日付が変わった頃」に犯行に着手したことを示す証拠を提出できていない。

つまり、再審公判に至り検察官が冒頭陳述で犯行時間を前倒したことによって、起訴状の犯行着手時刻が無理な想定であったことをますます露呈することになったのである。およそ合理性のない起訴であることを裏付けるものである。

#### イ 金品強取の目的（動機）について

起訴状では、本件の犯行動機は「金品強取の目的」とされている。

しかし、起訴の段階で、原告が勤務する会社の専務宅に深夜わざわざ忍び込んで金品を強取する差し迫った動機があったことを示す証拠など存在しなかったのである。

原告は、工場の2階に住み込み、従業員として特に不満もなく生活していた。息子を預けていた浜北の実家に週末には帰り、息子の成長を楽しみに生活をしていた。このような中、日ごろから可愛がられて感謝していた専務宅に深夜忍び込んで金品を奪うという危険を冒さなければならぬほど切迫した事情など全くなかったのである。

この点、検察官は、再審公判の冒頭陳述において、原告が「決して金銭に余裕のある生活をしていたものではない」、「給料以上の金銭を必要とする中、事件の前月頃には、〇〇が月末頃に自宅に持ち帰っていた売上金を意識していたことが推認される」などと主張した。しかし、検察官の主張を推し量ると、およそ「余裕のある生活をしていない者は強盗をする」ということになるが、そのような経験則など存在しない。まして、従業員同士の「冗談話」の中で専務が自宅に持ち帰る布袋の売上金の金額を話題にしたことを強盗の動機に結び付けるのはかなり強引としか言いようがない。

原告に動機がないことは、自白調書を読めば明らかなのである。当初は、①専務の妻と肉体関係があり、家の新築のため専務の妻から放火を頼まれた、その後、②専務の妻との関係が専務にばれたので専務宅に話し合いに行った、さらに、③息子と母と一緒に住むアパートを借りるためであった、などと動機がめまぐるしく変転するのである。このような信用できない供述を基に裁判所が原告に犯行動機がある、などと認定されるとはおよそ考えられないであって、合理的な判断に基づく起訴がなされたとはいえないことを示している。

#### ウ 被害者宅に忍び入った侵入口、方法について

公訴事実中、住居侵入については単に「居宅に忍び入り」とされているだけで、一体どこからどうやって侵入したのかという記載はない。

起訴までの捜査結果では、被害者宅裏木戸は閉まっており、表シャッターも閉まっていたと判断されていた。そもそもどこから被害者宅に侵入したかは全く不明だったのである。侵入口を明らかにできなかつたため起訴状では単に「居宅に忍び入り」としたのである。

起訴後に捜査をし、自分たちの「見立て」を押し付けた原告の自白に基づき、侵入口・侵入方法について捜査報告書を作成した。それによれば、被害者宅の東隣のS Y宅との間にある東海道本線の線路に沿って設置された有刺鉄線が張られた「防護柵」を乗り越え、S Y宅に侵入し、その庭にあった楓の木から被害者宅の屋根に乗り移り、被害者宅土蔵のひさしから水道管を伝って中庭に降り立つという侵入方法が可能だったとしている。

しかし、この捜査報告書が確認した場所・方法で、真っ暗闇の深夜に実際に侵入することは、極めて危険であり困難であることは明らかである。何よりも捜査報告書にあるような侵入場所や侵入方法を裏付ける足跡、防護

柵の変形、屋根のへこみや水道管の歪みなど被害者宅への侵入を示す客観的な「痕跡」は全く存在しないのである。

検察官は、再審公判の冒頭陳述において、被害者宅への侵入口、方法については何も主張しなかった。そればかりか証拠も全く示していない。単に犯人は工場関係者だと想像しているだけである。起訴状の公訴事実にある住居侵入について、一体どこからどうやって侵入したのかも明らかにできなかったのである。侵入口や侵入経路を明らかにしないまま、その後の金銭物色や殺傷行為が被害者宅で起きたのだから侵入したことは間違いないなどとはいえない。「招き入れられた何者かが居直って犯行に及んだ」と考えることも十分可能なのである。侵入口、侵入方法も特定できていないで起訴しているのであり、合理的な判断をしているとはおよそいえない。

#### エ 「金銭を物色中、HMF Oに発見され追跡され、同家裏口付近にて格闘するに至った」ことについて

起訴状では、被害者方居宅に忍び入った原告が「金銭を物色中、HMF Oに発見され追跡され、同家裏口付近にて格闘するに至った」とされている。しかし、居宅内に忍び入った原告が、一体どこで金銭を物色中に発見され追跡されたのか、また実際に専務と格闘したかどうかを明らかにする証拠は何ひとつないのである。

検証調書や実況見分調書によれば、「がま口財布」が裏口付近の通路上で発見されたこと、及び専務の遺体が裏口付近で発見されたことが確認されているだけである。それ以上に、専務が金銭物色中の原告を発見し追跡し格闘したことを示す証拠などないのである。起訴状に記載のある発見・追跡・格闘は、単なる推測・想像に過ぎないのである。

検察官は、再審公判の冒頭陳述において「表玄関近くの土間の机又は棚から、現金の入ったがま口財布を盗みました。」、「がま口を盗んだ後、家人に見付かり、物置でHMF Oさんと相対することになり」などと主張した。

確かに、事件後「がま口財布」は裏口付近の通路上で焼けた状態で発見されていた。ところが、このがま口が元々どこに在ったのかも曖昧であり、犯人が持ち出したのかも明らかではない。まして就寝中だったはずの専務がそれに気付き犯人を発見し追跡したことを見す証拠もない。専務の遺体とがま口の発見場所が近接していたという事実だから、専務が犯人を追跡しそこで格闘したと推測に推測を重ねているに過ぎない。

つまり、起訴状の公訴事実の当該部分もまた、証拠のない想像に基づくものであり、証拠に基づく合理的な判断過程を経た起訴とはいえないものである。

#### オ 所携のくり小刀（刃渡12糀位）について

被害者の創傷からは、クリ小刀は犯行凶器とはいえないことは解剖鑑定書から明らかである。

起訴状には、「所携のくり小刀（刃渡12糀位）」とあり、これが本件被害者4名の殺傷に使われたと凶器とされている。鑑定書では刃体の長さは12.1糀（cm）である。

くり小刀の刃体12.1糀が発見されたのは、被害者宅の仏壇の間であり、次女の遺体の近くである。差押調書には、昭和41年7月2日午後2時30分、土砂や堆積物を取り除きつつ捜索していくと発見され、「水をかぶり鏽びているが本件の凶器と認められたので差押えた」とある。また雨合羽のポケットの中にくり小刀の「鞘」が発見されたことと併せて、本件凶器と認めたとしている。「柄」もなく全体に鏽と炭化物が付着していた

ものが発見時に直ちに犯行の凶器と断定できる状態ではなかった。まして、刃体と鞘が一体のものとの確認はなされていない。

刃体については、7月3日付で刻印銘、7月5日付で血液の付着につきそれぞれ鑑定嘱託がされた。その結果、血液の付着はなかった。刻印銘については電解研磨法による研磨が行われ、その結果刻印銘が判明したが「一部には不明なものが存在した」ことが8月20日付鑑定書に記載されている。

これらの鑑定は、発見されたくり小刀の刃体が本件の凶器であることを疑わせる結果である。起訴段階で発見されたくり小刀の刃体が被害者らを殺傷した凶器と断定できる確たる証拠などではなかった。

また、起訴状はくり小刀を原告が犯行現場に「所携した」としている。「所携」するには、予め購入するなどして入手し保管して所持していた前提事実が必要である。しかし、起訴段階で、このような事実を示す証拠は提出されていない。原告の写真を含む28枚の写真を示されたKM刃物店の店員が原告の写真に「見覚えがある」とした面割り検査報告書が存在するだけである。この検査報告書から、原告がくり小刀を購入して入手し保管して所持していた、だから「所携」していたと認めるには余りにも論理の飛躍がある。

検察官は、再審公判の冒頭陳述においても、「くり小刀を販売していた沼津市内の刃物店店員が28枚の顔写真の中から見覚えがあるとして被告人の写真を選び出したこと」をもって、原告が同店を訪れくり小刀を買った可能性があるとしていた。

当時の検査の結果、同種のくり小刀が静岡県内の3店の小売店に卸され、沼津市内の刃物店にも卸されていたことが判明している。ところが、小売店に卸されていたのは「同種の」くり小刀であり、それと発見された

くり小刀が「同一」のものであるとの科学的な検証は行われていない。店員に示された28枚の写真の中には原告の写真は2枚存在していた。見覚えがあるとされたのはそのうちの1枚だけである。これだけで原告が「くり小刀」を「その店で」購入した可能性があるとはいがたい。しかも、その後、店員はその指示説明を撤回している。

そもそも原告が沼津市まで赴いたとされる時期も不確かであり、赴いた理由もなく、ましてやくり小刀を購入する動機もない。そして、事件前にくり小刀を保管ないし所持していたことを目撃した者がいるなどといった事実も全く存在しない。

検察官は、再審公判の冒頭陳述において「(次女の) FJKさんの遺体があつた場所近くから、くり小刀の刃の部分が発見され、その形状が被害者らの遺体の損傷と合致するなど、くり小刀は本件の凶器と認められます。」と主張した。しかし、客観的な事実として、被害者にはくり小刀では成傷が不可能な創傷が存在している。YY鑑定が指摘するように、最低17.5cmの刃物を要する専務の「右腋窩から肺中葉を貫通し右鎖骨下に向か形成された創傷」、次女の「胸骨柄の貫通や肋骨の切離」、妻の「頸部を貫通した顔面刺創」がそれである。発見されたくり小刀の刃体は、柄がなく12.1cmで全体に鏽と炭化物が付着し、先端がやや欠損していた。しかし、捜査官は、発見された刃体12.1cmを凶器と断定し、発見の翌日には富士市内のKM刃物店でくり小刀(刃体の長さ13.5cm)1本を「同種」のものとして購入した。また、原告を含む28枚の写真を店員に示す前日である7月13日には、沼津市内のKM刃物店で「同種」のくり小刀2本を購入した。そして、このうちの1本は「捜査班用」で、1本を「捜査資料」として領置した。あくまで参考資料としてである。

ところで、発見された刃体の長さは12.1cmであり、起訴状では12cm位とある。捜査班が「同種」のくり小刀として購入したのは刃体の長さが13.5cmのものである。これと、発見されたくり小刀との「同一性」を確認するための検証はまったく行われていない。

検察官は、「凶器は細長い形状の刃物」で「本件くり小刀は凶器として格好ものである」とする法医学者の鑑定があると主張する。しかし、発見された「12.1cm」のくり小刀の刃体が、被害者ら4名の40数か所を突き刺した唯一の凶器であることを明確に認めた鑑定はないのである。

鑑定人UNSGは、被害者らの創傷と成傷器について、「発見された刃体」ではなく、捜査官が「同種のくり小刀として購入したくり小刀」を凶器として鑑定をしている。鑑定書には「本件証拠品のくり小刀は刃長13.6cm、刃巾は柄の付根の部分で2.1cm、刃背の厚さはほぼその全長に亘り0.4—0.35cmであり、刃側は刃先から柄の付け根の部分まで一直線で、全体としての形は細長の直角三角形を作る。しかも刀身の割に柄は大であり、長さ11cm握り太である。」とある。しかし、これは捜査官が購入して「捜査資料」としたくり小刀のことである。そして、鑑定人NTMOは、自分はくり小刀を使用した事件を多く経験しているとして、このUN鑑定を前提にして、捜査官が購入したくり小刀が被害者らを殺傷した凶器として無理・矛盾はないとしているに過ぎない。これがYY鑑定を否定した根拠であるが、全く不十分な根拠と言わざるを得ない。なぜなら、被害者宅で発見された刃体12.1cmのくり小刀が、捜査官が購入した刃体13.5cmのくり小刀と「同一である」ことについて客観的に検証した証拠など存在していないからである。発見時の刃体の長さは、検証調書に12cmとあり、後のSZKS鑑定書では12.1cmとある。発見された刃体と同種とされる13.5cmの刃体のくり小刀の「両者の刃体を重ね合わ

せて」その形状を比較することで「同一であるか否か」は容易に判明する。また、その先端が欠損していたとする部分も正確に計測することができ、その欠損部分が本当に 1.5 cm であるかも明らかにできたはずである。ところが、そのような検証鑑定は全くなされていないのである。「同種」のくり小刀であるとされているだけで、その欠損がいつ、どこで、どうやって生じたのかは全く不明である。焼けて柄のない 1~2 cm 位の刃体が本件の凶器と断定できる裏付けなどはないのである。

結局、起訴状にある「所携のくり小刀」を原告が購入したことも、それが凶器であることも確信できるほどの証拠力がなく、証拠による認定ができるないものなのであって、このことは、証拠を吟味して合理的に起訴、不起訴の判断をするという過程を踏んでいないことを現わしているのである。

#### カ 被害者宅での犯行場所、犯行態様について

起訴状では「このことに気づいた家人をも殺害しようと決意して、同家居間に至り、同所にて同人の妻、同人の長男及び同人の次女の胸部背部等を右くり小刀で夫々突き刺して同人らに瀕死の重傷を加えた」とある。被害者らが「このことに気付いた」とされているが、就寝中であったはずの被害者らのうちの誰が、何に、どうして気づいたのか不明である。また、3 人を突き刺し瀕死の重傷を負わせたとしているだけで、その順番も、刺突行為が行われた場所も全く不明である。起訴段階で判明していたのは、遺体発見場所だけである。

検察官は、再審公判の冒頭陳述においても、被害者らの殺傷行為の場所については妻、専務の遺体が発見された位置を示すだけで、犯行場所については茫漠とした「居住空間」だと釈明していた。また、くり小刀の刃体は次女の遺体のそばで発見された。すると、これが 4 人を刺傷した凶器と

いうことになれば次女が最後に刺傷されたということになるのだろうか。

しかし、それも想像の域を出ないのであり、不明というほかない。

このように、4人の被害者の遺体が発見された場所以外、刺傷された順番も、その場所も、犯人と被害者らの具体的行動も全く分からぬままである。

キ 「HMF Oが保管していた売上現金20万4095円、小切手5枚

(額面合計6万3970円) 及び領収証3枚を強取」について

起訴状には「HMF Oが保管していた売上現金20万4095円、小切手5枚(額面合計6万3970円) 及び領収証3枚を強取し」とある。しかし、これらが、どこで、どのように保管されていたかは明らかではない。

強取したとされた会社の売上現金20万4095円とは、甚吉袋の中に入れられていた金袋3袋に在中していたとされる現金の合計である。昭和41年8月15日付けHTTO作成の捜査報告書(甲1・第12分冊901丁)によれば、会社の売上金は集金した従業員ごとに金袋に入れられ、金袋は甚吉袋に入れられていた。この甚吉袋から3つの金袋がなくなっている、そのうちの2つが被害者宅裏口付近で発見されたとある。2つの金袋のうちの1つには小切手3枚、領収証1枚、もう1つの金袋には小切手1枚、領収証1枚が入っていた。そして、発見されていない布袋には領収証1枚、小切手2枚が入っていたとされている。小切手は合計で「6枚」であり、額面金額も捜査報告書に計算間違いがあり、その合計は6万4970円である。ところが、起訴状では小切手5枚(額面合計6万3970円)とあるから、起訴状は小切手の枚数も額面金額も明らかに間違っているのである。

また、原告は逮捕されるまでの間、常時尾行され、その行動を見張られていた。そば屋で支払った紙幣までその都度警察が入手していた。ところがこの間、原告が奪取したはずの20万円余りもの金銭を特に費消したり、誰かに預けたり、どこかに隠したりしたという行動は認められず、そのような捜査報告書も存在しない。すなわち、原告が3つの金袋にあった金銭等を強取した事実を推認させる証拠は何もなかったのである。

検察官は、再審公判の冒頭陳述において、「表八畳間北側夜具入れの中の甚吉袋にしまわれていた売上金の入った布袋8袋のうち、3点を、自ら取り出すか、又は、被害者のいざれかに交付させるなど、何らかの方法で奪った」と主張した。

そもそも金品強取の目的で深夜侵入し4人の人を殺傷しながら、売上金が入っていた甚吉袋ごと奪わずに3つの金袋だけをわざわざ自ら取り出すことも、3つだけを被害者のいざれかに交付させることも不自然極まりない。さらに、「何らかの方法で奪った」などというのは行為態様を特定できておらず、防御しようがない。つまり、原告の金銭奪取を裏付ける証拠は何もないということなのである。なお、再審公判においても、小切手は5枚（額面6万3970円）のままであり、起訴状の間違いは訂正されていない。

このように、原告による金銭奪取については、裏付ける証拠もなく、小切手の額面金額も間違っている。証拠を精査しないで起訴している証左である。

ク 「犯跡を隠蔽する目的で同人等に混合油をふりかけ」について  
起訴状の公訴事実では「犯跡を隠蔽する目的で同人等に混合油をふりかけ」とされているだけである。単に放火に混合油が使われたとしているだけで、混合油がどこにあったのか、どこから持ち込まれたかなどの具体的

な事実は記載されていない。起訴した段階で、放火に使われたのが混合油（ガソリンと潤滑油の混合物）だったことの鑑定は未了であって未だ明らかではなく、起訴時点で証拠は存在しなかったのである。

事件発生後の7月4日には、工場内にあった混合油を採取するなどし、放火に使われたのではないかとの「見込み」で捜査がされていた。被害者らの焼け残った衣類等に付着していた油の成分等について鑑定嘱託がされたのは6月30日と7月1日である。鑑定書が完成したのは10月20日である（甲1・第15分冊1708丁）。放火に混合油が使われていたとする鑑定書は、起訴後1カ月以上も後になってできたものであった。すなわち、起訴状記載の公訴事実では、証拠がないままに混合油が使用されたとしていたのである（しかも、この鑑定書はその後の鑑定により、放火に使われたのが混合油で工場内に存在した混合油と同一のものであることは否定されている。）。

したがって、本件起訴状は、放火に使用したのが混合油であったことも、それが工場にあったもので工場から運び込まれたなども全く確認されないまで作成されたものなのである。

さらに、起訴後になって、被害者宅裏木戸からの脱出、油の持ち込みについての再現実験をした実況見分調書や捜査報告書が作成されている。しかし、いずれも上部留め金や門がかかったままの状態では脱出は困難であり、ポリ樽に入れた混合油を搬入した再侵入も到底困難であることを示している。起訴状は、放火に混合油が使用されたという「見込み」のもとで作成されたものである。起訴後、それを裏付けるべく補充捜査をしたもの、裏付けには不十分だったのである。

検察官は、再審公判における冒頭陳述で、「混合油はみそ工場に存在した」、「犯行現場はみそ工場の直近である」、「従業員らが混合油を使用した

形跡がうかがえない」、「缶に人血が付着していた」などと主張した。しかし、検察官の主張は論理的ではない。まず、捜査の結果、被害現場で放火に使われた油が混合油であったことが明らかにされることが大前提である。その上で初めてその由来を捜査する。工場にあった混合油が減少していたこと、及び費消した者がいないことを確認する。そして放火現場で検出された混合油と工場に存在する混合油との成分等の同一性を鑑定する。さらに、石油缶に付着した血液と事件との関連の検討をする。論理的に考えればこのような捜査手法になるはずである。しかし、捜査機関は、当初から犯人はみそ工場関係者であるとの「予断」を持ち、工場にあった混合油が使われたとの「見込み」から捜査を始めていた。放火に使われた油が何であるかの捜査も、工場にあった混合油がそもそも減少していたのかどうか、費消した者が本当になかったのかについての捜査も十分に尽くされていなかった。また、みそ工場に存在した混合油缶に人血が付着し、混合油が減少し、放火に使われたのであれば、みそ工場の18リットル缶から何かの入れ物に移し、それを工場から被害者宅まで運ばねばならない。そもそも4人の被害者を刺傷した後、どこから脱出し、どこから混合油を持って入ったのかも解明されているわけではないのである。

ところが、検察官は、再審公判において、工場の混合油が使われたとするだけで、どこから、どのようにして被害者宅に運び込まれたかについて具体的な主張立証を行っていない。つまり、単に主張しただけである。この主張を裏付ける証拠など何もないるのである。

### (3) 結論

以上のとおり、本件起訴は、「起訴時あるいは公訴追行時における各種の証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑が

あ（る）」とは言えず、公訴事実を証明するに足る証拠もないままなされた違法、不当なものであることが明らかである（当時の冒頭陳述も起訴後の捜査で作成した後付けの証拠を付け加えただけである）。さらに、検察官は、このままでは公判を維持できないと考え、当初の冒頭陳述を訂正し、犯行着衣は5点の衣類であるとしたが、後述のとおり、5点の衣類は捜査機関がねつ造した証拠であり、これを知りつつ訴訟を追行した。つまり、本件訴訟追行も違法であったのである。

捜査機関は、拷問的取調べによって原告から「見立て」に合わせた自白を獲得し、検察官が起訴した後は、第1回公判期日までの間に自白の裏付け証拠（補強証拠）を作成していたのである。自白が虚偽であれば補強証拠も虚偽もしくは殆ど無意味となることは当然の理である。

再審公判においても、検察官は、そもそも起訴状の公訴事実中、住居侵入、金品強取、殺傷行為、放火について具体的な行動を何ら明らかにできない今まで、原告の犯行であると主張するだけであり、立証にも成功できなかった。原告が無実であり、犯行を証明する証拠など何もないから当然のことである。

したがって、公訴事実を立証するに足りる証拠もないままに行われた本件の起訴は違法なのである。

## 6 本件起訴が有罪判決に与えた影響

本件において、検察官は、警察官と一体をして、連携して原告を犯人と決めつけ、自白を強制していたことは、上述したとおり明らかである。再審無罪判決もその旨判示しているところである。検察官と警察官が連携して捜査（証拠収集）をしていたのであるから、検察官は警察官の違法捜査を認識していたはずである。そして、違法に収集された証拠には証拠能

力及び証明力がないということは、検察官であれば分からぬはずがない。にもかかわらず、本件起訴に及んだことにより、原告に有罪判決が下され、原告はこれにより長期間にわたる身柄拘束下に置かれるという損害を被ったのである。

ゆえに、検察官の本件起訴が有罪判決に影響を与えたことは明らかである。

## 7 起訴後の取調べの違法

### (1) 起訴後の取調べが許されないこと

検察官は公訴を維持するに足る証拠があるとの確信がなければ、起訴することは許されないのであるから、検察官が起訴した以上、原則としてさらに捜査をする必要はないはずである。

また、検察官によって起訴された被告人は、被訴追者として単なる被疑者よりも不利益な立場に立たされると同時に、一方の訴訟当事者として検察官と対等の地位となるのであり、起訴後はすぐにでも検察官による弾劾に対する防御活動にとりかからねばならない。

捜査機関が、起訴後に、このような性格を帶びた相手方当事者たる被告人に対して証拠資料獲得の手段としての取調べを行い、不利益な供述を引き出そうとすることは、本来必要性に乏しい上に、刑事訴訟法の当事者主義的訴訟構造に反し、被告人の訴訟当事者としての防御権を侵害するものである。

検察官ないし捜査官が起訴後において被告人を当該公訴事実に関して取り調べるのは、被告人が自ら供述する旨を申し出て取調べを求めたか、あるいは、取調べのための呼出に対し、被告人が取調室への出頭を拒み、または出頭後いつでも取調室から退去することができることを十分に知ったう

えで、出頭し、取調べに応じた場合にかぎられる（大阪高裁昭和43年12月9日判決・判例時報574号83頁等）。

昭和40年当時においても、起訴後の取調べが許容されるのか否かという問題意識は存在していた。最三小判昭和36年11月21日刑集15巻10号1764頁は、「刑訴197条は、捜査については、その目的を達するため必要な取調べができる旨を規定しており、同条は捜査官の任意捜査について何ら制限をしていない」ことを理由に、「起訴後においても、捜査官はその公訴を維持するために必要な取調べを行うことができるものといわなければならない。なるほど起訴後においては被告人の当事者たる地位にかんがみ、捜査官が当該公訴事実について被告人を取り調べることはなるべく避けなければならないところであるが、これによって直ちにその取調べを違法とし、その取調べの上作成された供述調書の証拠能力を否定すべきいわれはな〔い〕」と判示している。この判例は、あくまで任意捜査について述べたものであり、強制捜査としての起訴後の取調べが許容されていたわけではない。

## （2）確定一審における証拠排除

原告に対しては、起訴後も起訴前と変わらない態様で、とうてい任意とはいえない取調べが継続された。

確定一審公判に提出された原告の警察官に対する供述調書28通のうち18通、検察官に対する供述調書17通のうち16通は起訴後に作成されたものである。この中で作成日付の最も遅いものは10月13日付であり、起訴後も1か月以上にわたって取調べが行なわれていた。

確定一審判決が警察官に対する供述調書を全て「任意にされたものではない疑いのある自白」として証拠排除したことは上述したとおりであるが、検察官に対する起訴後の供述調書16通についても、証拠から排除し

ている。確定一審判決は、その理由として「勾留中の被告人」に対して、捜査官の方から、取調べのための出頭を求める場合には、その取調べに終始弁護人を立会せない限りは、捜査官において、取調べのための出頭を求める際に、被告人の場合は被疑者の場合とちがって、(イ)、取調べのための出頭要求に応ずる義務のこと、(ロ)、一たん出頭要求に応じて出頭して取調べに応じても、何時でも取調べを拒んで退去することができること、を、明示することが「任意捜査としての被告人の取調べ」であるための不可欠の要件（明らかに、右のことを熟知していると認められる被告人の場合を除いて）であるといわざるをえない。」との立場をとり、「本件検察官が起訴後に行なった被告人に対する取調べは、すべて、「任意捜査としての被告人の取調べ」ということはできず、刑事訴訟法第197条第1項但書に違反する取調べである」と述べている。

### (3) 国賠法上の違法

#### ア 検察官の認識

YM検察官は、公判で起訴後の取調べの態様について尋問を受けている。尋問の中では、「起訴前になるべく調べてしまうのが理想的でしたので9月前の起訴前の調べで全般について調べてしまいました。9月10日以後は個々の部分、犯罪の部分、動機の部分を敷衍して調書を作ったという状況です」と説明し、起訴前と起訴後とで留置場から取調室に呼ぶ方法に違いがなかったことを証言している（甲1・第7分冊2583丁）。

すなわち、YM検察官は「起訴前に調べてしまうのが理想的」だとして起訴後に取調べを行うことに問題意識を持っていながら、起訴後も起訴前と何ら変わらない態様で取り調べを進めたのである。起訴後に強制捜査と

しての取調べを行うことは、確定審も認定したように憲法第31条に反する重大な違法であり、1966（昭和41）年当時であっても、一般的な検察官であればその認識を持つべきであった。

それにもかかわらず、YM検察官は、起訴後には出頭に応じる義務のないことや出頭後もいつでも退出できることを原告に説明せずに、起訴前と変わらない態様で取調べを継続しており、少なくとも重大な過失があったというべきである。

#### イ 違法性の程度が高いこと

そもそも、確定審が唯一証拠として採用した9月9日付検察官調書（甲36）も、「強制、拷問又は強迫による自白」であって、「任意にされたものではない疑いのある自白」に当たることは明らかであり、「実質的にねつ造された」ものであることは無罪判決が断じたとおりである。

そして、起訴前にとどまらず、本来であれば強制捜査としての取調べが許されないはずの起訴後も、調書の実質的なねつ造が続けられたという点で、違法性の程度は非常に強い。

#### ウ 取調べの違法が与えた影響

検察官が、起訴後も取り調べを続けて調書を作成したのは、これらがなければ公判の維持ができないと判断したからにほかならない。検察官は、起訴時に存在する調書だけでは証拠が不足しているとの認識がありながら、起訴後にも取調べを継続して調書を作成することを見越して起訴に踏み切ったものとしか考えられない。起訴後の取調べが公判の維持ひいては有罪判決に影響を与えたことは明らかである。

## 第5 起訴後の補充捜査の違法

### 1 被害金のねつ造

#### (1) 郵便局で発見された焼けた紙幣入り封筒のねつ造

##### ア 被害金の行方が不明であったこと

警察は、事件直後から逮捕までの50日間、原告を尾行したり、他の従業員に聞き取りをしたりして行動確認をしていた。県警作成の捜査記録には、「被告人を逮捕するまでに油質の鑑定などに日数を要したため、50日間被告人を泳がせたが、この間被告人稼働の午前8時ころから午後5時ころまでの間を除いては連日連夜、張り込みを実施し、また被告人が他出すれば尾行を行った」とある（甲21）。警察は、原告が事件後にどこで何を買い、何を食べたのかということを把握し、原告が使った金額を調べ上げていた。

例えば、原告がよく通っていたTHそば店では、警察から依頼されて原告の来店日時や食べたものを記録し、原告が支払いに使った紙幣を保管して警察に提出していたほどであった。

そして、捜査の結果、事件前に原告が所持していた金額、事件から逮捕までの間に原告が受け取った給与及び被害者宅から強取された金額を合わせた額から、事件から逮捕までに原告が費消した金額を差し引いた金額が、逮捕時に原告が所持していた金額とは一致せず、約5万円が不足しているとの結論に至っていた。

本件は、強盗殺人放火事件であるから、金品奪取は犯罪の構成要件となる重要な事実である。原告が犯人であるとすれば所持している（又は使ってしまった）はずの金銭を、原告が所持していない（又は使っていない）ということになれば、原告の犯人性自体に疑義が生じかねない。

捜査機関にとては、被害金の行方の解明は絶対に必要な事項であつた。

#### イ 原告の自白内容

1966（昭和41）年9月6日、自白に転じた日の取り調べで、原告は強取した金銭の使途を問われて答えに窮し、井戸に捨てた、使ってしまったなどと答えるが、取調官はこれを退けて誘導的な取り調べを行い、「奪った現金は8万円位あり、一旦は温釀室の仕込み樽の下に隠し、その後取り出して3万円を使い、5万円を元同僚のMSFKに預けた」という内容の自白調書（甲1・第27の2分冊1986丁）を作成した。

この日の取調べの録音テープには、MSFKに5万円を預けたという供述を原告から引き出そうとして、捜査官が執拗に誘導する場面が録音されている。「MSFK」の名前は、原告が自発的に述べたものではなく、捜査官の側から出されたものであった（甲34・95頁、甲35）。

#### ウ SZ郵便局での焼けた紙幣入り封筒の発見

1966（昭和41）年9月13日に、SZ郵便局の事故係の机の上の事故郵便物の中から、焼けた紙幣5万700円などが入ったSZ警察署宛の封筒が発見された。

この封筒には、宛名の住所の記載はなく、鉛筆書きで「シミズケイサツショ」とあるのみで、差出人の名前もなく、切手も貼付されていなかつた。

通常であれば、切手が貼られていない郵便物であっても、宛名があればそのまま配達する扱いがとられているが、発見者はこの封筒を開封した。

封筒の中には、「ミソコオバノボクノカバンノナカニアッタ」とカタカナで書かれた便箋と、紙幣（1万円札3枚、5千円札2枚、千円札10枚、五百円札1枚、百円札2枚）が入っており、紙幣はその番号部分が全

て焼かれた状態であった。また千円札2枚には鉛筆で「イワオ」と書かれていた（甲1・第13分冊1106丁、同1099丁）。

#### エ 焼けた紙幣入り封筒の捜査状況

焼けた紙幣入り封筒が、いつ誰によって収集されたのかについての証拠は、郵政監察官が調査した結果として「9月11日、12日のSZ局勤務の集配人、および郵便物を取揃えた者SZ市横砂696の3SY他14名について個別に事情を聴取したが、いづれも該郵便物を集めた者、取揃えた者は発見できなかった。郵便局から警察に現金を提出したSZ博主事の供述によると、9月11日昼頃、事故郵便物を処理したときには本件の郵便物発見できなかつたが、9月13日昼頃発見したから警察に提出したと供述していることより本件郵便物は9月11日昼から13日朝までに集められた郵便物であることが判明した。」と記載された捜査報告書（甲1・第13分冊1104丁）があるだけである。

個別に事情聴取されたという15名の聴取結果を記した報告書等は証拠として提出されていない。弁護人は、再審請求審において、個別の聴取結果を示す報告書の開示を求めたが（甲105）、検察官からは「存在しない」との回答であった。

しかも、上述の捜査報告書では事情聴取を受けたことになっているSYMM氏は、弁護団の調査に対して「郵政監察官から事情聴取を受けたことはなく、焼けた紙幣入りの封筒の話など聞いたこともない」旨を供述している（甲37）。

焼けた紙幣入りの封筒は、SZ警察署宛であり、その中身の便箋の記載内容や、紙幣の番号が焼かれて「イワオ」と書かれていたという状態から、事件との関係が直ちに想起される非常に重要な物品であった。それに

もかかわらず、その出所について十分な操作が行われた形跡がなく、このことは極めて不自然であるといえる。

#### オ ねつ造を疑う事情

##### (ア) 物自体の不自然さ

封筒の中には、片仮名で「ミソコオバノボクノカバンノナカニアッタ」書かれた便箋と、「イワオ」と書かれた千円札2枚が入っており、これがね味噌の事件及び原告との関連があることを示唆する意図があることは明らかである。

一方で、上記の文字は筆跡の特徴がつかみにくい片仮名で書かれており、紙幣はその番号部分が全て焼かれており、わざわざ照合を困難にする工作も行われている。

仮に、この紙幣等の工作を行った人物に、警察によって筆跡や番号の照会が行なわれたら困るという事情があるのであれば、そもそも警察署宛に紙幣を送らなければよいだけの話であるし、手元に置いておきたくないのであれば紙幣全体を燃やしてしまうことも容易だったはずである。

それにも関わらず、敢えて事件との関連を想起させる書き込みを行い、番号を焼いた上で警察署宛に送付するという行為の目的が全く不明であり、極めて不自然である。

##### (イ) 発見直前に盗まれた現金の金種の検査が行われたこと

盗まれたとされる金袋には、集金した売上金が入っていたところ、これを集金した従業員（I YHR）の昭和41年8月1日付調書（甲1・第12分冊906丁）では、金袋に入っていた現金は「82,325円」という合計額が述べられたのみで、金種についての言及はなかった。合計額についても、入金伝票に書かれている金額と現金が合致して

いるはずであるとの理由で伝票の記載から推測しているだけであり、集金した金を会社に持ち帰った状況の詳細については、「毎日のことですので係の皆に伺ってみても覚えがない」と述べていた。

しかし、焼けた紙幣入り封筒が発見される直前（9月9日）になつて、事件前日に集金した金額の金種別について、同じ従業員の供述調書が作成され、これには「1万円札が2、3枚位 5千円札も2、3枚位 千円札、百円札については、ぜんぜん判りませんが、千円札は、百円札よりも多かった」と金種が記載されている（甲1・第12分冊925丁）。

時間から1か月以上経った後に、金袋の中の金種についてのみ、供述調書を取り直していること自体が不自然であるが、その直後にS Z郵便局で焼けた紙幣入り封筒が発見され、供述内容と紙幣の金種が一致するということになれば、単なる偶然とはおよそ考えられない。

#### (ウ) 原告の自白とは金種が一致しない

一方で、原告は、「5万円」をMSに預けたと自白していた（甲1・確27の2分冊1986丁）。また、金種は、一万円札1枚、千円札9枚、五百円札2枚と供述していた（甲1・第27の2分冊2385丁）。

しかし、S Z郵便局で発見された金額は「5万700円」であり、原告の自白とは一致しない。

#### (エ) 捜査機関によるねつ造であること

S Z郵便局で焼けた紙幣入り封筒が発見された当時、盗まれた金袋の金額と原告が使用した金額の差額（行方不明となっている金額）が約5万円であることを認識していたのは、捜査機関のみである。

また、盗まれた金袋の現金の金種も、9月9日に従業員（I YHR）を取り調べて判明した事実であるから、捜査機関にしか知りえなかつたことである。

そうすると、被害金と金種まで一致させて焼けた紙幣をねつ造できるのは、捜査機関しかなかつたこととなる。

また、次に述べるように、MSに対する違法捜査が行われたことも、捜査機関によるねつ造を裏付ける事実である。

## （2）MSに対する違法捜査

### ア 警察が原告とMSの関係を疑っていたこと

MSがこがね味噌に勤務していたのは、2か月程であり、事件前には退社していた。そして、7月17日にはYZ氏と見合いをして一緒に生活していたもので、原告とは特別な関係にはなかつた（甲1・第4分冊1274丁）。

しかし、警察は、事件当初より原告とMSFKの関係を疑い7月20日にはMSFKの実家に赴き取調べをしていた（甲1・第4分冊1352丁）。そして原告を逮捕した直後の8月22日にもMSの実家を「被害金品、凶器、包装紙、預金通帳等々」と共犯者と想定しての捜索をしている（甲1・第27分冊1766丁）。

このときには、差し押えるべきものは何も発見されなかつた。

さらに、9月7日にも桜橋派出所で取り調べを行つた（甲1・第14分冊1375丁）。

### イ 焼けた紙幣入り封筒発見前後の不自然な捜査

警察は、焼けた紙幣入り封筒が見つかる前日の9月12日にはMSの母、妹及び兄までも取り調べをしている（甲1・第4分冊1350丁）。まるで、お札が発見されることが予め分かっているかのようである。

焼けたお札が入った封筒が発見されたのは9月13日の午後2時40分頃であるが、警察は翌日の9月14日早朝には、MSFKが投函したものとして、同人の実家及び婚約者YZT方の二か所に対する捜索差押を行つた（甲1・第27分冊1775丁、1782丁）。8月22日の捜索では、何も差し押えるべきものはなかったのに、SZ郵便局でお札が見つかった直後に今度はMSFK自身だけではなく、婚約者の自宅まで家宅捜索を行つたのである。

そして、あろうことか、捜索差押と同じ9月14日に、MSFKを別件の脅迫罪で逮捕までした（甲1・第4分冊1375丁）。別件でMSを逮捕した後は、警察は、原告から現金を預かったことを認めるように、文字通り連日執拗に迫つた（甲1・第4分冊1350丁、1375丁、1393丁）。

それでも、MSは原告からお金を預かったと認めなかつたため、警察は、9月23日には、改めてMSを今度は贓物寄藏罪で逮捕したのである（甲1・第4分冊1393丁）。この贓物寄贈罪については勾留請求が却下されたが、この間の執拗な取り調べにおいても、MSは原告から現金を預かったことなど一切認めなかつた。

#### ウ MSに対する捜査もねつ造の一環であったこと

結局、MSに対して行われた捜査も、盗んだ金をMSに預けたという警察の見立てに沿つた証拠を作出すべく行われており、ねつ造の一環だったのである。

#### （3）ねつ造が判決に与えた影響

焼けた紙幣入り封筒は、原告が被害金を所持していないことへの疑問を払拭すると同時に、秘密の暴露を作出することで自白の信用性を高めようとして、捜査機関がねつ造したものであるとしか考えられない。

そして、捜査機関の思惑どおり、確定一審判決及び確定控訴審判決は、MSFKが原告から現金を預かったと認定し、さらに、焼けた紙幣入り封筒がSZ郵便局で発見されるよりも前に原告の供述があったことを、自白の信用性を高める事情と評価しているのである。

ねつ造が、有罪認定に与えた影響は大きかったといえる。

#### (4) 無罪判決での言及

無罪判決は、「本件紙幣もまた捜査機関の者によってねつ造されたものであることが強く疑われる」と指摘しながら、ねつ造の直接的な証拠は見当たらず、「本件紙幣の送付が捜査機関の者によるものでないとするならば説明が極めて困難であるとはいえないから」捜査機関の者がねつ造したとまでは認められないと結論付けている。

しかし、本件紙幣の送付が捜査機関の者によるものでないとするならば、説明は極めて困難である。

仮に、紙幣を送付したのが捜査機関以外の者だとすれば、そのようなことをするのは、原告に罪を擦り付けようとする真犯人か、または愉快犯であるとしか考えられない。しかし、そうであるとすれば使途不明となっている金額及び、盗まれたとされる現金の金種と焼けた紙幣入り封筒の中身が一致することの説明がつかない。使途不明となっていた金額及び、盗まれたとされる現金の金種を知っていたのは捜査機関のみだからである。

起訴翌日である9月10日の静岡新聞朝刊では、「いぜんわからぬ金のゆくえ」との見出しで「九日いっぱい拘置期間が切れるため、同日は盗んだ金の行くえを中心に調べがすすめられた。しかし、この日の自供でも袴田は金を工場内のミソだるの下にかくしたといっており同署は再三にわたる捜査で発見されていないため、ついに盗んだ金については裏付けがとれないままとなった。」(甲95)と報道されていたほどであり、使途不明に

なっている金額や金種が報道された形跡はない。真犯人や愉快犯が焼けた紙幣入り封筒を作出したのであれば、金額及び金種の一致は単なる偶然だったこととなるが、いずれもが偶然に一致するとはおよそ考え難い。

金額及び金種を知っている者（つまりは捜査機関）によってねつ造されたと考えなければ説明がつかないのである。

## 2 脱出・再侵入・再脱出口の捏造

### （1）位置付け

捜査機関は、「犯行当夜被害者方の表出入口のシャッターは閉まっており、かつ表通りに面しているのでそこからは犯人の心理からいって出入しにくくいし、2個の金袋が裏口の前に落ちていたことから見て裏口ないしは、裏の屋根が犯人の侵入脱出経路と推定される」とした上で、このことを犯行と工場との結びつきの一つと位置付けていた（甲21）。つまり、犯人の侵入脱出経路が裏口であるという事実は、工場関係者と犯行を結びつけるために重要な意味を持っていた。

一方で、次に述べるとおり客観的な事実として、被害者宅裏口の木戸（以下「裏木戸」という。）は閉まっていた。そうすると、閉まっていたはずの裏木戸から犯人はどのように出入りしたのかということが、問題となつたはずである。

### （2）裏木戸は閉まっていた

#### ア 目撃者の供述

現場にいた複数の者は、裏木戸が閉まっていたと供述している。

たとえば、現場で消火にあたった消防団員のOGBIは、裏出入口が閉まっていて放水できず、開き戸を手で押してみたが開かず、更に頭大の石を投げつけその後5、6回足蹴りにしてようやく向かって右側の戸だけ開けた旨を供述している（甲38～40）。

また、近隣住民のF Z MKも、裏の開き戸を押したが中から鍵がかかっていたのか開かないので引き返した旨を供述している（甲41）。

同じく近隣住民のI NYHも、裏出入口付近に来た時に扉は開いていなかったと供述している（甲42）。

#### イ 裏木戸の燃焼状況

裏木戸の燃焼状況からも、裏木戸が閉まっていたことは明らかである。

裏木戸は、扉と密接する柱や、観音開きの扉が互いに密接している部分、底の部分が全く燃えていないか、他の所と比べて燃焼の程度が低い。裏木戸が閉まっていたからこそ、火にさらされず、燃えなかつたのである。

裏木戸の西側の扉と接している建物側の柱は、扉と接している面が焼けていない（甲43の写真24及び35）。

また、西側の扉も柱と接している部分は焼けていない（甲44の写真5～7）。

裏木戸の東側の扉が建物の柱に接している部分も焼けていない（甲44の写真13）。

東西の両扉の合わせ目も焼けていない（甲44の写真14、甲45の写真⑦⑨）。

さらに、裏木戸には沓摺という下枠が付いていたため、扉と地面との間には段差があった（甲44の写真1、2）。このため、仮に扉が開いていれば、地面との間に隙間ができるが、扉の底の部分も焼けていない（同写真18～21）。

#### ウ 再審公判における検察官の主張

再審公判において、検察官は、「裏木戸の扉の隙間から火が見えた」旨の目撃証言があることを理由に、裏木戸が開いていたかのような主張をした。

しかし、裏木戸の西側扉上部には、トタンを扉に止める留め金が外されていた部分があった（甲44の写真24）。この部分は、トタンの枠を留めるための釘穴が中まで炭化しており、火災前から釘が抜かれていたことは明らかである（同写真27～30）。留め金が外された部分は、中から外を見るためにあえて隙間が作られていたものと思われる。

そして、検察官の主張する扉の隙間から火が見えたとの証言は、このトタンが外された部分の隙間から火が見えたものである可能性が高い。

#### （3）裏木戸が閉まっていたことを前提とする取調べ

原告に対する取り調べも、裏木戸が閉まっていたことを前提に行われていた。

取調べ録音テープには、捜査官が、裏木戸は閉まっていたのだから裏木戸から出たはずないと原告に詰め寄る様子が録音されている（甲34、35）。

結局、裏木戸が閉まっていた事実と整合させるために、裏木戸の上の留め金だけはかかっていたが、門と下の留め金だけを外して出入りしたという自白調書が作成された。

#### （4）自白と整合する証言、捜査報告書の存在

原告の自白の裏付けとして、警察は、裏木戸と同じ寸法の木戸を作成して再現実験を行い、裏木戸の上の留め金が掛かっていても脱出は可能であるとの結果を示した捜査報告書を作成した（甲46）。

さらに、この捜査報告書を作成したH J S Jは、公判でも同様の証言（甲1・第4分冊1430丁）。

(5) 捜査報告書がねつ造であること

ア 留め金が写っていないこと

警察による再現実験の報告書は、上の留め金が掛かっていても脱出が可能であるとの内容であるにもかかわらず、一番肝心なはずの留め金部分を写した写真は添付されていない（甲46）。

イ 専門家による再現実験

東洋大学工学部建築科のMD NM教授らが、警察による再現実験と同様の方法での実験（裏木戸と同じ寸法の木戸を作成しての再現実験）を行ったところ、上の留め金をしたままで人が出入りしようとなれば、留め金が外れてしまうという結果となった（甲47）。

ウ 捜査報告書の写真の検証

東海大学工学部光工学科のY T E J教授が、捜査報告書に添付された写真から、写真に写っていない上部の留め金が外れた状態だったか、止まった状態だったかを工学的に鑑定したところ、写真に写っていない上部の留め金の位置で木戸が接しているとは考えにくいとの結論が出された（甲48）。

エ 弁護団による再現実験

弁護団においても、裏木戸と同じ寸法の木戸を作成して、捜査報告書と同様の結果が得られるかを実験したところ、報告書の写真と同じ姿勢になると、上の留め金の位置では扉が大きく開いてしまうとの結果が得られた（甲49）

オ 小括

専門家による鑑定及び弁護団による実験と比較すれば、警察が作成した「裏木戸の上の留め金が掛かっていても脱出は可能である」との実験結果を記した捜査報告書は、実際には上の留め金を外して実験を行ったもので

あつたこと、意図的に上の留め金が写りこまないような構図で撮影した写真を添付したものであったと考えるしかない。

すなわち、実験結果そのものを偽るという極めて悪質なねつ造が行なわれたのである。

#### (6) ねつ造が判決に与えた影響

確定一審判決は、9月9日付検察官調書（甲36）の信用性を検討するにあたって、脱出の可否についての実験が行われるよりも前に原告が裏木戸から脱出したという供述をしていることをもって、この供述は「かなり信用性が高い」と評価している。

裏木戸に関する捜査報告書のねつ造が、有罪判決に与えた影響もまた大きかったといえる。

### 第6 5点の衣類及び端布のねつ造の違法

#### 1 総論

事件発生から約1年2か月後の1967（昭和42）年8月31日、本件事件現場に隣接するみそ工場に設置された1号タンク内で麻袋が発見され、その麻袋内から5点の衣類が発見された。5点の衣類は、白ステテコ、白半袖シャツ、ネズミ色スポーツシャツ、緑色パンツ、鉄紺色ズボンである。5点の衣類には血痕が付着していた。

また、同年9月12日、原告の実家の搜索が行われ、端布が発見、押収された（甲1・第17分冊2323丁）。

検察官は、同年9月13日、原告がパジャマではなく5点の衣類を着て犯行に及んだとする内容に冒頭陳述を変更した（甲1・第5分冊1670丁）。検察官は、変更した主張を立証するために5点の衣類に関連する証拠の取調べを請求し、取調べが行われた。

1968（昭和43）年9月11日、静岡地裁は、原告に死刑判決を言い渡した。静岡地裁は、5点の衣類を犯行着衣と認定した。また、端布が鉄紺色ズボンの裾を切断した共布であると認定する等して5点の衣類は原告のものであると認定した。静岡地裁は、5点の衣類を、原告の犯人性を認定するための最も中心的な証拠とし（甲11・特別抗告審決定書8頁）、原告を有罪とした。

しかし、5点の衣類及び端布は、警察が作出したねつ造証拠である。警察が5点の衣類及び端布をねつ造したことは、国家賠償法上違法である。そして、5点の衣類及び端布がねつ造証拠であることを、当時公判を担当していたYM検察官も認識した上で、冒頭陳述の変更及び関連証拠の請求をしている。YM検察官がねつ造証拠に基づく主張・立証を行ったことも国家賠償法上違法である。5点の衣類及び端布がなければ、静岡地裁は、原告を有罪と認定することはできなかった。

以下、5点の衣類及び端布がねつ造証拠といえる理由を述べる。

## 2 犯行直後に1号タンク内に5点の衣類を隠すことはあり得ない

（1）犯人が5点の衣類を1号タンクに隠すとすれば犯行直後であること  
犯人が5点の衣類を1号タンク内に隠すとすれば犯行直後以外はあり得ない。犯行直後でなければ、犯行後に5点の衣類を1号タンク以外の場所に一旦は隠匿しておき、警察の捜索等によっても発見されていないのに、既に捜査が開始されている状況下で、隠匿場所から5点の衣類を持ち出

し、犯行現場の直近で人目にも付きやすい1号タンクに隠匿したことになる。そのようなことは、常識的には想定できない（甲12・差戻し即時抗告審決定書46頁、甲13・再審無罪判決書62、63頁も同旨）。

(2) 1号タンクに5点の衣類を隠すことができるだけのみそはなかったそもそも、事件当時、1号タンクは衣類を隠す場所に使うことはできなかつた。当時、1号タンクには、約80kgの返品みそが入っていただけだったからである（甲50、甲51）。

80kgのみそは、タンクが縦2.29m横2.03mもある（甲1・第17分冊2274丁・昭和42年9月4日付HTTO実況見分調書）ため、ならせば底から約1.5cmの高さにしかならず、およそ隠すことなどできなかつた（甲52）。

(3) 1号タンクは隠匿場所として極めて不自然である  
1号タンクには当時返品みそが入っており、みその色の調整に使っていた（甲51）。従つて、1号タンクのみそはいつ取り出されてもおかしくない状況であり、みそを取り出す際にはほぼ確実に発見されたはずである。そのことは、みそ会社の従業員であった原告はよくわかつていた。そうであれば、原告が1号タンクに隠そうなどと考えるはずがない。

そもそもみその中に5点の衣類の入った麻袋を隠すには時間も手間も要する上、いま述べたように、いつ他の従業員に5点の衣類が見されるかもしけず、しかもその後必ず取り出さなくてはならない。みそで汚れた麻袋をタンクの中から引き上げて運ぶという行為はきわめて異様な行為で手間もかかり、かつその行為も見つかる危険が高い。工場内は、4人の従業員が寮として住んでおり、毎日、宿直室には担当の従業員がいた。従業員がみそタンクに物を隠すことなど、頭に浮かべることも考えられるはずがない。

(4) 犯人が隠したなら事件直後の捜索で見つからないはずはない

事件発生の4日後にあたる1966（昭和41）年7月4日、警察官が4人で1号タンク内を懐中電灯で照らすなどして捜索を行っても5点の衣類は発見されていない（甲1・第23分冊337丁警察官HMMEの控訴審第2回公判証言、甲1・第5分冊1930丁警察官TYKの第一審第20回公判証言）。これは実際には5点の衣類が1号タンクに隠されていなかったことを示している。

3 5点の衣類の色に関する証拠はねつ造であることを示している

(1) 総論

5点の衣類の色に関する証拠は、5点の衣類がねつ造であることを示している。

発見された5点の衣類のみぞ色は薄く、血痕には赤みが残っていた。

1年以上みぞ漬けにされていたとすれば極めて不自然である。5点の衣類は1年以上みぞ漬けにされていたのではない。警察が発見の少し前に原告を有罪にするために入れたのである。

事件発生は1966（昭和41）年6月30日であり、1号タンクには同年7月20日に4t376kg、同年8月3日に3t850kgのみぞが仕込まれている。

同年7月20日以降、原告が1号タンクに5点の衣類を隠すことは不可能である。

同年8月20日、原告は逮捕された。

翌年の1967（昭和42）年7月25日以降、1号タンクからみぞの取り出しが始まった。そして、同年8月31日、5点の衣類は1号タンクから発見された。

発見された5点の衣類のみぞ色は薄く、血痕には赤みが残っていた。

1年以上みぞ漬けされていたとすれば、みぞ色はもっと濃くなり、血痕には赤みは残っていないはずである。これはみぞ漬け実験が示し、専門的知見によって裏付けられている。

5点の衣類は1年もみぞ漬けされていたのではない。発見の少し前に隠されたのである。拘束されていた原告が隠すことは不可能である。

原告は5点の衣類を隠していない。5点の衣類は警察が原告を有罪にするために隠したのである。

(2) 5点の衣類のみぞ色は薄く、血痕には赤みが残っていた

ア 5点の衣類を発見当時見た者の供述等

(ア) 実況見分調書の記載（甲1・第17分冊2274丁）

従業員のMNGZがみぞを取り出していたときに、5点の衣類の入った麻袋がまるめられた状況でみその中に入っているのを発見した。そこで、警察に通報がなされ、現場で実況見分が実施された（甲1・第5分冊1691丁、甲1・第17分冊2274丁）。

1号タンクは、1967（昭和42）年7月25日頃からみぞが取り出され始め、同年8月31日は、作業前にはみぞがタンクの底から約35cmのところまで入っており、同日は、全部取り出す予定であった（甲1・第17分冊2274丁）。

麻袋と5点の衣類の発見時の状態は下記のとおりである（甲1・第17分冊2274丁）。

①麻袋

「全般に味噌の水分、塩分などに濡れじめじめしている。持ち上げると焦茶色の汁がたれる」状態であった。

②白ステテコ

「全般的に味噌がしみて薄茶色を呈しているが、特に両膝部などにおびただしい血痕ようの赤紫色の付着が認められる」。

③白半袖シャツ

「しわまみれで、薄茶色になって濡れている」「赤紫色の血痕ようの付着があ（る）」。

④ねずみ色スポーツシャツ

「味噌の水分、塩分などがしみて濡れているので色は明確でないが、見分時において、黒色ようを呈する」。血痕についての記述はない。

⑤緑色パンツ

「薄茶色のしみ込んだ中にもグリーン色がはっきり認められ濡れている」「赤紫色の血痕ようの付着があ（る）」。

⑥鉄紺色ズボン

表地は「味噌の水分、塩分などで濡れてやや固くなり、しわまみれ」とされているが、血痕についての記述はない。

裏地は、「両足部の膝下部までの裏が白っぽい化せん様のもの、ポケットと上部の腰廻り部が白っぽい木綿ようの裏地で、いずれも味噌がしみて薄茶色になっているが、さらにごく薄く赤紫色の血痕ようのものが全般的にしみ込んでいる」とされている。

(イ) S T S I 作成の鑑定書（甲1・第17分冊2348丁）

発見翌日（1967（昭和42）年9月1日）に鑑定に着手したS T S I 作成の鑑定書（甲1・第17分冊2348丁）から麻袋及び5点の衣類の状況（特に濡れていたか、生地の色、血痕の色に関する状況）をみると、以下のとおりである。

①麻袋

「味噌臭著明、湿潤し大きさは96×58cmで色調は全般に濃茶褐色を呈している」。

②白ステテコ

「全般的に湿潤、味噌の臭氣著明で黄褐色に汚染」「濃赤色乃至淡赤褐色の血痕様のもの」が全面的に付着しており、「血痕の付着部は左足外側に上下38cm、前後約30cm弱の範囲、右大腿前面に10×15cm、その上部に手掌大、股下部の左右に夫々手掌大弱の範囲が濃赤褐色を呈し、その他にも全般に不整形の淡赤褐色の汚染が認められる」。

③白半袖シャツ

「赤褐色の血痕の付着部は右上腕部、左肩部とV襟下方前側に直径約5cm位のもの計3ヶ所」が認められる。

④ねずみ色スポーツシャツ

「味噌臭が強く全般的に淡黒色を呈し裏返しになっており」「肉眼的には両前の胸から前面全般と左肩の部分に赤褐色の血痕が付着している」。

⑤緑色パンツ

「味噌の湿潤により濃緑褐色を呈し味噌臭著明」で、「裏返しになつており、下半分は全般に淡赤褐色を呈している」。

⑥鉄紺色ズボン

「湿潤、味噌臭強く、しわだらけ」で、「生地が黒色様で血痕付着は色調から稍々不鮮明である。資料を裏返しにするに裏地（脛あて、ポケットなど）は全般に淡赤褐色乃至赤色を呈し広範囲に血痕の侵潤が認められる」。

(ウ) みそ工場の従業員の証言

MNGZは、1967（昭和42）年8月31日午後3時40分近い頃、1号タンクの一番下の方で5点の衣類を発見し、その場で麻袋をあけて衣類を広げて見て、「血のついたものがみえた」「しきうとがみても血だということがわかりました」と証言している（甲1・第5分冊1691）。

また、IKSは、1号タンクより5、6メートル先で麻袋をあけて衣類を見て、「衣類が血だらけだった」と証言している（甲1・第5分冊1711丁）。

#### (エ) 小括

以上のとおり、実況見分を行った警察官は血痕の色を「赤紫色」、白ステテコの生地の色を「薄茶色」等と記載している。また、血痕の鑑定を行ったSTSは、血痕の色を「赤色」「濃赤色」「淡赤褐色」「赤褐色」「濃赤紫色」、白ステテコの生地の色を「黄褐色」等と記載している。

そして、5点の衣類を発見当時見たみそ工場の従業員の2名は、一見して血だとわかったと証言している。特に最初に5点の衣類を発見した従業員MNGZは、深さ167cmもある1号タンクの底に近いところで見て、血のついたものが見えたと話している。光の少ない場所でも赤いとわかったからだと考えられる。

#### イ 発見当時撮影されたカラー写真

##### (ア) カラー写真の色調

STS作成の鑑定書（甲1・第17分冊2348丁）には5点の衣類のカラー写真が添付されている。

もともとの生地の色が白色であったと推測される白ステテコ、白半袖シャツ及び鉄紺色ズボンの裏地のカラー写真は血痕の色及び生地のみそ

色を観察しやすい。血痕の色は、付着部位によって赤紫色、淡赤褐色、赤褐色といった色合いであることが確認できる。生地の色は、白に近い薄いベージュかせいぜい薄茶色のみその色に染まっている程度である。

また、第2次再審請求審の地裁での審理段階で開示された5点の衣類のカラー写真からはより鮮明に衣類と血痕の色を確認することができる(甲53)。白ステテコ、白半袖シャツ及び鉄紺色ズボンの裏地の血痕の色は、より赤色が強い赤紫色、淡赤褐色、赤褐色であることが確認できる。そして、生地の色は、そのほとんどの部分が白色に近い色であることが確認できる。新たに開示された緑色ブリーフのカラー写真は、生地はみその色に染まっているようには見えず、生地の明るいライトグレーと血痕の薄い赤褐色部分が確認できる。

(イ) カラー写真の色調は5点の衣類を見た者の供述と整合している  
上記のとおり、実況見分を行った警察官は血痕の色を「赤紫色」、白ステテコの生地の色を「薄茶色」と記載している。また、STSは、血痕の色を「赤色」「濃赤色」「淡赤褐色」「赤褐色」「濃赤紫色」、白ステテコの色を「黄褐色」と記載している。また、MNGZとIKSは、5点の衣類を一見して血痕が付着を認識している。

上記の色調の表現やMNGZ及びIKSが一見して5点の衣類の血痕を認識していることは、カラー写真の色調と整合している。

#### ウ 結論

以上のとおり、5点の衣類を発見当時見た者の供述等及び5点の衣類のカラー写真より、5点の衣類の血痕には、誰が見ても一見してわかる程度にわかりやすい赤みが残っていたこと、生地のみその色はせいぜい薄いベージュか薄茶色という程度であったといえる。

(3) みそ漬け実験（生地のみそ色は濃くなり、血痕の赤みは消失する）

ア はじめに

第2次再審請求審以降、布に血痕を付着させてみそ漬けにする実験が何度も行われている。

これらの実験は一つの結論を示している。血液を付着させた布を1年以上みそ漬けにすれば、生地のみそ色は濃くなり、血痕の赤みは消失することである。

以下、詳述する。

イ 第2次再審請求地裁の審理段階で提出した実験報告書

(ア) 味噌漬け実験報告書（甲54）

市販のたまりと赤みそをいろいろな割合で混合し、その液体に血液を付着させた生地を漬け、また、5点の衣類と類似した血痕を付着させた衣類を入れた麻袋を赤みそに漬けた実験である。

わずか20分足らずで、みそに漬かった衣類の色の具合、血痕の状態、しわの発生具合等、5点の衣類のカラー写真と同様の衣類を作成可能であることが明らかとなった。

(イ) 1年2ヶ月味噌漬け実験報告書（甲55）

市販の赤みそを使用して血液を付着させた5点の衣類に類似した衣類を麻袋に入れて1年2か月間みそ漬けにした実験である。

血痕部分は赤みが消失して黒褐色となり血液が付着していることは判別不能となった。また、5点の衣類のカラー写真の血痕とは異なり、血痕部分の濃淡の色むらもなく一様に黒褐色となった。

生地の部分は、漬けた赤みその色と同様に濃い茶色となった。

実験を行ったYZTKは、5点の衣類のカラー写真と実験試料は「全く別物」であり、1年2か月みそ漬けにすれば、5点の衣類のカラー写真のようにはならないと明言している（甲57）。

(ウ) 再現仕込み味噌・味噌漬け実験報告書（甲56）

事件記録の記載から、当時の1号タンクで製造されていたと同様の材料で赤みそを作り、5点の衣類に類似した衣類を麻袋に入れてその赤みそに1年2か月間みそ漬けにした実験である。

血液を衣類に付着させただけで、みそに漬けなくとも数日で血痕が褐色変している（甲56・13、14頁）。

みそ漬けから半年経過した試料の生地は、血液を付着させてからみそ漬けまでの期間に関係なく（最大18日経過後にみそ漬けしている。同14頁）、同様に発酵により赤みそとなったみそ色と同様の色に染まっていた。血痕部分は赤みが消失してむらなく黒褐色となり、血液が付着していることは判別不能となった。

実験を行ったYZTKは、5点の衣類のカラー写真と比較し、あまりにも色調が違いすぎる、5点の衣類がみそにつかっていたとしても、極めて短時間ではないかと証言している（甲57）。

ウ NNHA作成の意見書（甲58）

NNHA作成の意見書（甲58）のみそ漬け実験（以下、同意見書のみそ漬実験を「NN実験」という）は布に血液を付着させてみそ漬けにした場合のDNAの分解の程度等を鑑定する目的のものである。

しかし、血液を付着させたTシャツをみそ原料（発酵前のみそ）に漬けたコンテナを14個作成し（30kgみそ原料を入れ、その上に試料のTシャツを入れ、上から70kgのみそ原料を入れたコンテナ）、8日後、15日後、30日後、59日後、92日後、125日後、150日後、1

81日後、245日後、307日後、365日後、407日後、427日後に取り出してTシャツの写真を撮影しており、血痕及び生地の経時的な色調の変化を観察することができる。

みそ漬けにした試料のTシャツは、乾燥血痕（血液付着後丸一日乾燥後麻袋に入れてみそ漬け）、未乾燥血痕（血液付着後未乾燥のまま麻袋に入れてみそ漬け）、直漬け血痕（血液付着後丸一日乾燥後麻袋に入れず、直にみそ漬け）の3種類である。

取り出された試料の血痕の色調は、期間が経過するごとに黒褐色化が進み、第2次再審請求審特別抗告決定が説示しているとおり（甲11・6頁）、遅くともみそ漬けから30日後には黒くなり、5か月後以降は赤みが全く感じられない（甲58、甲59）。また、生地の色調も期間が経過するごとにみそ色が濃くなり、約1年2か月後の427日後の時点では、淡色味噌という程度ではなく、相当程度濃い茶色になっている。

乾燥血痕、未乾燥血痕、直漬け血痕の差異は、麻袋に入れた乾燥血痕及び未乾燥血痕に水分がしみ込むのに若干日数を要しているものの（15日後の試料だと乾燥血痕及び未乾燥血痕は部分的に水分がしみ込んでいない）、色調の差異は認められず、一様に血痕は黒褐色化し、生地は相当濃い茶色に染まっている。

弁護団の行った1年2ヶ月味噌漬け実験（甲55）や再現仕込み味噌・味噌漬け実験（甲56）と比較すると、血痕が黒褐色化していることは変わらず、生地のみそ色の濃さは若干NN実験の方が薄いといえる。もっとも、みそ色にほとんど染まっておらず、血痕に赤みが残っている5点の衣類のカラー写真とは全く異なっている。

エ 1号タンクのみその色は相当濃い茶色であった

みそ漬け実験は、血液を付着させた布を1年以上みそ漬けにすれば、生地が濃いみそ色に染まることを明らかにした。

そして、実際の1号タンクのみその色からしても、5点の衣類が1年以上みそ漬けにされれば、相当濃い茶色に染まっていなければおかしいといえる。

前述のとおり、仮に犯人が5点の衣類を1号タンクに隠すとすれば、1966（昭和41）年6月30日の犯行直後としか考えられない。そして、事件発生時、1号タンクには赤みそが残っており、仮に犯人が5点の衣類を入れた麻袋を隠したとすれば、この赤みその中に入れたということになる。

そうすると、5点の衣類は、こがね味噌で通常出荷される赤みそよりもかなり濃い黒褐色化した赤みそである返品みそ（赤みそを作る際に色をつけるために返品みそを混ぜていた）の中に、1966（昭和41）年6月30日から1968（昭和42）年8月31日までの約1年2か月間、隠されていたことになる。そして、この返品みそは、みその熟成が進む気温の上がる夏をさらに2回越していたことになる。返品みその色は、さらに濃くなり、たまりも発生していたはずである。

確かに、返品みその上から新たにみそ原料が仕込まれており、この新たに仕込まれたみそから発生する水分が5点の衣類の生地の色に影響を与える可能性はある。しかし、5点の衣類が発酵の進んだ返品みその濃いみそ色の影響を受けることは間違いない。

また、新たに仕込まれたみそも、5点の衣類が発見された時点で仕込みから1年2か月が経過しており、みそ原料を使用した再現仕込み味噌・味噌漬け実験報告書（甲56）、NN実験、検察官実験の結果からも、相当に褐変が進行していたといえる。MNGZは、弁護団のみそ漬け実験のみ

その色と比較し、こがね味噌で作っていた赤みその色を「もう少し薄い」と供述しており（甲 60）、新たに仕込まれたみそも相当濃い茶色に褐変していたといえる。

上記実況見分調書（甲 1・第 17 分冊 2284 丁）には、5 点の衣類が入った麻袋を持ち上げると「焦茶色の汁がたれる」と記載されており、みその色が黒に近い色であったことを裏付けている。

従って、仮に 5 点の衣類が 1 号タンクに 1 年 2 か月もみそ漬けにされていたとすれば、生地の色は相当濃い茶色に染まっていなければならない。しかし、上記のとおり、実際の 5 点の衣類の生地のみその色はせいぜい薄いベージュか薄茶色という程度であり、整合しない。

#### オ 結論

以上のみそ漬け実験は一つの結論を示している。

血液を付着させた布を 1 年以上みそ漬けにすれば、みそ色は濃くなり、血痕の赤みは消失するということである。

これは実際の 5 点の衣類のみそ色が薄く、血痕に赤みが残っていたことと相容れない。みそ漬け実験は、5 点の衣類が 1 年以上もみそに漬けられていたものではないことを示している。みそ漬け実験は、5 点の衣類がねつ造であることを示している。

#### （4） 血痕の赤みが消失する化学的機序

##### ア はじめに

これから述べる S Z K K 教授（以下、「S Z 教授」という）、OD K H 助教（以下、「OD 助教」という）及び I M K I R 教授（以下、「IM 教授」という）の意見等は血液を付着させた布をみそ漬けにした場合に褐変する化学的機序を明らかにし（以下、S Z 教授及び OD 助教の意見を「S Z ・

OD鑑定」という)、5点の衣類が1年以上みそ漬けにされていたとすれば、血痕に赤みが残ることはない結論付けた。

以下、詳述する。

#### イ 血痕の赤みが消失する化学的機序

##### (ア) ヘモグロビンの変性・分解、酸化による赤みの消失

SZ・OD鑑定が明らかにした血痕の色調変化の化学的機序は下記のとおりである。

血液が赤い原因は血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンが赤いからである(甲61・2頁、甲67・2頁)。一般的に、血痕は時が経てば空気と光の作用を受けて血色素がメトヘモグロビンからヘマチンに変化し、赤みを失う(甲72)。

しかし、5点の衣類に付着した血痕はみそ漬けという特殊な環境下にあった。みそのpHは、仕込み時で6程度、熟成時には5を下回り、弱酸性の環境にある。また、一般的なみその塩分濃度は10パーセント程度である。

血痕がみそに漬けられた場合、上記のみその低いpHと高い塩分濃度によって赤血球の細胞膜が破壊され、溶血が生じる(甲61・9、10頁、甲67・1頁)。みそ内の環境で溶血が生じる大きな要因は、塩分濃度10パーセントの環境では、血液がもともと持つ血漿浸透圧の10倍以上の浸透圧となるため、赤血球内外の水分バランスを乱し、赤血球の膜が破れて、ヘモグロビンを外に放出するからである(甲61・10頁、甲69・7頁)。

溶血によって赤血球内部にあるヘモグロビンが弱酸性かつ高塩分濃度の環境の影響をより受けやすくなり、変性・分解、酸化が生じ、様々な色の物質に変化し、減法混色の原理により、赤かった血痕は黒ずみ、最

終的に黒褐色調に至る（甲 61・13 頁、甲 67・1、2、5～8 頁）。

(イ) 各種実験による裏付け

上記血痕の色調変化の化学的機序は、OD 助教が行った下記の実験によって裏付けられている。

OD 助教は、ヘムを含むタンパク質を扱った研究、血液の変性や色調変化を専門的に行ってき経歴を持ち（甲 69・1 頁）、下記の各種実験を行う専門性を有する。

① 溶血性の検証実験（甲 61・9、10 頁、甲 69・7 頁） p

H と塩分濃度の組み合わせによる条件下で溶血を観察したところ、生理的条件に近い pH 7 の時よりも pH 5 の時に強い溶血が認められた。また、10 パーセントの塩化ナトリウムを加えた時は、pH による差を観察できないほどの顕著な溶血が認められた。このように pH 5 かつ塩分濃度 10 パーセントの環境は溶血を促進させる。

なお、光学顕微鏡による観察の結果、pH 5 と 10 パーセント塩化ナトリウムの環境において、調製直後から赤血球の細胞膜が破れヘモグロビンが漏出し、2 日後には細胞膜の破壊と内容物の漏出が顕著となり凝集塊が大きくなり、明瞭な赤血球は観察できない状態となり、まさに溶血が生じている様子が確認できる（甲 65）。

② 血液の色調変化実験（甲 61・8、9 頁、甲 63、甲 69・2、3 頁）

血液と各 pH に調製した塩化ナトリウムを含む緩衝液を、チューブの中で混合し、その色調変化を観察した。1 日後では pH 3 から 9 の間では pH が低いほど血液が暗赤色調に変化した。2 日後では対照を含めて全体的に赤みを帯びた黒色調に変化した。3 日後では試料間の差がほぼ

認められないほど変色が進み、全体的に黒褐色調に変化した。このように pH 5程度の弱酸性の環境下でも短期間で血液の赤みの消失が進行する。

なお、チューブの血液をろ紙に塗布して色調を観察した場合であっても、茶褐色や黒茶褐色調の色調については、チューブで観察された試料の色調との間に違いはなかった。

(3)ヘモグロビンの変性・分解、酸化の検証実験（甲 61・10～13 頁、甲 69・7～9 頁）

血液に塩化ナトリウムを添加して、pH 5に調製した血液の紫外・可視吸収スペクトルを測定した。低い pH と高い塩分濃度にさらしたとき、調製直後でははっきりと観察されてきた酸素化ヘモグロビンや一酸化炭素ヘモグロビンの吸収極大は、2日、4日と日を追うごとに不明瞭となり、4日後にはほぼ平坦となった。これはヘモグロビンの変性・分解が進行し、ヘムが酸化してヘミンが生成していることを示している。

なお、一度変性したタンパク質が元に戻ることはなく、酸素結合能を失ったヘモグロビンが空気にさらされても再び赤みを帯びることはない。

(4)血液と血痕の差異を考慮して結論を導いている

SZ 教授及びOD 助教は、血液と血痕の差異を考慮して結論を導いており、上記の一連の実験で血液を用いていることは結論を左右しない（甲 62、甲 67・9、21 頁、甲 69・11 頁）。

また、OD 助教は、血液ではなく血痕を使用した実験も実施しており、血痕を使用しても比較的短時間で赤みを失うという結論となった（甲 64、甲 69・3～5 頁）。

(ウ) pHと塩分濃度に着目していることの合理性

上記の実験で明らかになったとおり、高塩分濃度の環境は強い溶血性を示し、また、ヘモグロビンの変性・分解、酸化を促進する方向で極めて強い影響を及ぼす。

また、そもそも胃や食道で出血した血液がpH1の胃酸に触れると黒褐色調を呈することは医療関係者の常識である（甲67・4頁、甲74）。また法医学の教科書においても血痕が「酸・アルカリ・酸化物などにふれたことにより、容易に色調は変化することも考慮しておく必要がある。」という指摘がなされている（甲73）。酸性の環境が血液の色調に影響を及ぼすことは一般的な知見といえる。

SZ教授が、pHと塩分濃度に着目した理由について、「赤血球を変性され、血色素ヘモグロビンを変性させる条件の中で非常に強いものがこの酸性度と塩分濃度」（甲67・15頁）であると指摘し、「この2点が圧倒的な要素であると考えた」（甲67・16頁）ことは極めて合理的である。

さらに、OD助教は、pH及び塩分濃度以外の要因についても検討し、微生物の与える影響を考慮したうえで、「微生物に関しては、有機物を分解する性質を持っていますので、もし、加えることが可能であったならば、より早く変性や分解が進行したと考えています。」（甲69・12頁）と述べている。このようにpH及び塩分濃度以外の要因は血痕の赤みをより早く消失させる方向で作用すると考えられる。

(エ) IM教授も同意見である

IM教授の専門は、ヘモグロビンのようにヘムを含むタンパク質の分子レベルでの機能、構造及び反応であり特に、ヘム鉄に結合する酸素などについても研究している（甲66・8頁、甲71・1頁）。

IM教授は、SZ・OD鑑定が明らかにした血痕の色調変化の化学的機序に異論はないという意見である（甲66・5頁、甲71・1頁）。

このように、ヘモグロビンの専門家であり、SZ教授及びOD助教とは専門分野が異なり、何の利害関係も有さないIM教授が、SZ・OD鑑定に賛同していることは、SZ・OD鑑定の信頼性を強く支える事情といえる。

(5) メイラード反応によって血液の褐変はより進行する（甲75、甲76）

#### ア 血痕の色調変化に対するメイラード反応の影響

上記のとおり、血液がみぞ漬けにされた場合、血液の赤みの原因であるヘモグロビンの変性・分解、酸化等が血液の赤みを消失させ、黒褐色化させる大きな化学的機序となっている。

加えて、メイラード反応も血液の褐変に無関係ではない。血液がみぞに漬けられた場合、数か月という長期間でみれば、血液を組成するアミノ酸やタンパク質がみその成分とともにメイラード反応生成物を生じることにより、血液の褐変は進行する（甲75、甲76）。

みぞ漬けにされた血液の化学的変化を長期的にみれば、ヘモグロビンの変性・分解、酸化等にメイラード反応が合わさって進行することにより、血液はより黒褐色化ないし黒色化する。

イ みぞ漬けの血液にメイラード反応が進行することについての専門的知見

### ①メイラード反応とは

メイラード反応とは、タンパク質などのアミノ基と糖などのカルボニル基との間におきる一連の反応を総括的に表したもので、アミノカルボニル反応とも呼ばれる。メイラード反応は、条件によって反応速度に差があるとはいえ、アミノ基を有するアミノ酸等と、カルボニル基を有する糖等が存在すれば、進行すると考えてよい。メイラード反応は、初期・中期・後期の3段階に分けられ、メイラード反応による褐変の色調変化は、最終生成物であるメラノイジンやその前駆体と考えられる低分子化合物などの色素の生成による。

### ②生体内におけるメイラード反応

生体内においても、ヘモグロビンとグルコースによりアマドリ転位生成物であるヘモグロビンA1cが生じるというメイラード反応の初期段階が起きている。

血液中にメイラード反応に必要な物質が含まれるのであるから、血液が体外に出た場合にも、メイラード反応は生じる。

### ③血痕がみそに漬けられた場合、メイラード反応が生じる

みその原料である白色の煮大豆や米麹が褐色化するのはメイラード反応に因るものである（甲75・1頁）。米麹では麹菌の糖化酵素の反応により多量の糖が生成され、大豆は多量のタンパク質を含んでおり、メイラード反応が進行する条件が整っている。

他方、血液は、細胞成分を構成する赤血球内のタンパク質であるヘモグロビンを始め、白血球や血小板にもタンパク質を含み、血漿にもタンパク質が含まれている。

血液中にはメイラード反応に関与する様々なアミノ化合物（アミノ酸・ペプチド・タンパク質・核酸塩基など）が存在しており、味噌中に糖が存

在していることから、理論的には血液をみそに漬けた場合に、通常の醸造環境下であればメイラード反応が起こることは間違いない。

S Z・OD鑑定も、長期間（数週間～数か月）での変色について、タンパク質分解産物のペプチドやアミノ酸と味噌に含まれる還元糖とのメイラード反応が起り、褐色のメラノイジンを生成すること、常温におけるメイラード反応の進行が非常に緩やかであることを指摘し、長期間において中期間よりもさらに混色が進行し、黒茶褐色～黒褐色の色調に変化する一つの要因としてメイラード反応を挙げている（甲61・7頁）。

#### (6) 結論

5点の衣類を発見当時見た者の供述等及び5点の衣類のカラー写真より、5点の衣類の血痕には、誰が見てもわかる程度にわかりやすい赤みが残っていた。また、5点の衣類の生地のみその色はせいぜい薄いベージュか薄茶色という程度であった。

弁護人、検察官が行ったみそ漬け実験は、血液を付着させた布を1年以上みそ漬けにすれば、みそ色は濃くなり、血痕の赤みは消失するという一つの結論を示している。そして、S Z教授、OD助教及びIM教授は、1年以上みそ漬けにされた5点の衣類の血痕に赤みが残ることはないといえる化学的機序を明らかにした。

これは実際の5点の衣類のみそ色が薄く、血痕に赤みが残っていたことと相容れない。

これまで説明した5点の衣類の色に関する証拠は、5点の衣類が1年以上もみそに漬けられていたものではないことを示している。5点の衣類は、発見の少し前に隠されたのである。拘束されていた原告が隠すことは不可能である。

原告は5点の衣類を隠していない。5点の衣類は警察が原告を有罪にするために隠したのである。

#### 4 5点の衣類がねつ造であることを示すその他の証拠

##### (1) 緑色ブリーフが2枚存在すること

###### ア 従業員の誤解

原告は、もともと実母である袴田とも（以下、「とも」という）が、浜北市のS Z屋洋品店で購入して送ってくれた緑色ブリーフを1枚持っていた。原告が居住していたこがねみその寮はみそ工場の2階にあり、1階には風呂場があったため、とくに夏の間は原告が裸に近い格好で動いていたことから、こがねみそ従業員の多くが、原告が緑色ブリーフを持っていたことを知っていた。そのため、5点の衣類が発見されたとき、その中に緑色ブリーフが入っていたことで、従業員らは同衣類が原告のものであると思い込んでしまったのである。

###### イ 原告の緑色ブリーフは兄が所持していた

5点の衣類が発見されたとき、原告の緑色ブリーフは、原告の兄のK T M（以下、「KT」という）が保管していた。KTが保管していたブリーフが原告の緑色ブリーフであるならば、発見された緑色ブリーフが原告のものでないことは疑いない。原告の家族は原告が無罪になると喜び、KTが保管していたブリーフは1967年（昭和42）年11月17日の第2回公判で証拠提出された。

###### ウ 原告の兄が緑色ブリーフを所持していた経緯

KTが保管していたのは、次のような事情からであった（甲1・第6分冊2015丁K T M証言）。

原告の緑色ブリーフは、逮捕後、実家に送られ、ともが保管していた。

K Tは、1966（昭和41）年10月に実家に帰った際に、ともから頼まれて原告に差し入れするために緑色ブリーフを預かった。K Tは、緑色ブリーフやその他の差入れのための衣類を持って静岡拘置所に行ったところ弁護人を通すように言われて、弁護人であったS T J N S弁護士（以下、「S T弁護士」という）に差入れを依頼した。しかし、S T弁護士は、緑色ブリーフは拘置所に差し入れるのは派手すぎると考え、ズボンだけを取り出して緑色ブリーフと残りの衣類については、K Tが持ち帰った。

#### エ 確定審における原告の兄の供述の信用性の評価

K Tは、以上の経緯を一審第21回公判で証言したが、裁判所は、K Tの証言を信用せず、S Z屋洋品店の店主の証言をもとに、K Tが保管していた緑色ブリーフはS Z屋洋品店では販売していなかったものであると誤った認定をした。

控訴審では上記認定が誤りであったことが明らかにされたものの、K Tの証言は信用できないと判断された。それは、以下のような事情からであった。

K Tは、自分がS T弁護士に差し入れを依頼したのは、ブリーフとズボンだったが、S T弁護士がズボンのみを取り出して差し入れをしたと証言した。しかし、拘置所の記録によれば、この頃、S T弁護士が差し入れをしたのは、ズボンの他に茶セーターなど4点の衣類とされているため、重要な点で誤りがあるから信用できないとされたものである。

#### オ 確定控訴審の信用性判断の誤り

しかし、一緒に差し入れた物品の数等の記憶が不正確だから、差し入れた事実そのものの記憶も信用できないことにもならない。

加えて、実際には、KTの証言に何の間違いもなかつたことは、確定記録を注意深くみればすぐにわかつたことである。

すなわち、KTと同じころに、原告の兄のSJも、ST弁護士を通して差し入れを依頼していた。そのため、ST弁護士は、SJが依頼した衣類と、KTが依頼したズボンを合わせて、原告に差し入れをしたのである

(甲1・第21分冊11丁・昭和41年20月28日付袴田SJ作成の接見禁止者に対する物件授受許可申請書)。そのために、拘置所の記録上、差し入れた衣類の数が、KTの証言よりも多くなっていたのである。

従って、KTがズボンだけの差し入れを依頼したと証言しても、何ら不自然なところはないのである。

カ ST弁護士は、控訴審で、差入の際の事情を今度は自らが証人になって、証言しようとした(甲1・第22分冊98丁・昭和44年7月5日付STJNS外証拠申請書(その1))。

キ KM証言は信用できない

これに対して、検察官は、緑色ブリーフを製造していた鐘百メリヤス有限公司のKMR I(以下、「KM」という)の証言(甲1・第6分冊2257丁・KMR I証言)によって、同社製のムーンライトという製品が、5点の衣類の緑色ブリーフであり、SZ屋洋品店で販売していたものであると主張した。

しかし、KMは、5点の衣類の緑色ブリーフがムーンライトであると判断した根拠を問われて「形全体、ミシンの縫製の形、付属等の使い方」という漠然とした答えしかしておらず、具体的な根拠は一切述べていない。

しかも、検察官は、KMからムーンライトのブリーフを入手しながら(甲77)、同人の証言尋問の際に、そのムーンライトのブリーフと比較

しながら証言させたものでもない。同じ製品を見せて、比較しながら証言する方がより説得力があったはずである。

それにもかかわらず、そのような証言をさせなかつたということは、要するに、本件ブリーフがKHM-Yで製造しているムーンライトであるという確実な根拠など何もなかつたということではないかと考えられる。

#### ク 結論

以上のとおり、KTが保管していた緑色ブリーフが、原告のものであり、5点の衣類の緑色ブリーフは、ねつ造されたものであることは明らかである。

#### ケ 無罪判決の認定の誤り

なお、無罪判決（甲13）は、「弁護人は、被告人が着用していた緑色パンツは、本件事件後に被告人の兄が保管していたから、1号タンク内から発見された緑色パンツは被告人のものでないと主張する。そこで検討すると、被告人の兄であるKT実は、被告人が逮捕された後の昭和41年10月頃、被告人に差し入れるため、実家で被告人の荷物の中から緑色パンツを預かり、拘置所に差入れを申し出たが、弁護人を通じて差し入れるように指示され、弁護人に依頼するとズボンだけを差し入れることになったので、緑色パンツを自宅に持ち帰って保管していた旨証言する（甲1・第6分冊2015丁）。しかし、KTMの上記証言は、被告人の実家に荷物を送付したSTKG及びSTS Gが緑色等のパンツを送った記憶はない旨証言していること（甲1・第5分冊1814丁、1837丁）、袴田ともが本件会社から送付された被告人の荷物の中に5点の衣類に類似する衣類はなかつたと供述していること、昭和41年10月27日に弁護人がズボン等の複数の衣類を被告人に差し入れていること（甲1・第20分冊2760丁）と整合しない上、ズボンだけを差し入れることになった上記経緯

等も不自然な内容であって、信用できない。従って、KTMの上記証言に基づき、被告人が着用していた緑色パンツを被告人の兄が保管していたとの疑いは生じない。」と認定している。

しかし、こがね味噌の寮において原告の衣類は乱雑に保管されており、荷物を送付した従業員らが緑色パンツのことを記憶していなかったからといって、緑色パンツが含まれなかつたと認定するのは論理の飛躍がある。同様に、ともが送付を受けた衣類の内容を詳細に覚えていないとしても何ら不自然ではない。ズボンだけを差し入れることとなつた理由としてST弁護士が「拘置所に差し入れるには派手すぎる」と考えたことも、当時としては、緑色の下着が珍しかつたこと（そつであるからこそ、従業員の記憶に残つていたのである）からすれば、何ら不自然とはいえない。

無罪判決が、5点の衣類の緑色パンツが原告のものでないとはいえないと認定したことは誤りである。

## (2) 右上腕部の身体の傷は1つであるのに、対応する衣服の損傷は2組（5点の衣類とパジャマ）になったこと

原告は、逮捕された際、右上腕部に怪我を負つていた。原告は、自白前の取り調べでは、この傷を事件当日の消火活動の際に受傷したものだと説明していた。実際に、事件当日に着ていたパジャマの右袖にはカギ裂きの損傷があり、カギ裂き部分には血が付いていた（甲1・第15分冊1700丁）。

原告が消火活動で受傷したと説明していたこの傷について、警察官らは、連日連夜の違法な取調べによって、犯行時にくり小刀で負つた傷であると原告に自白させた。

一方で、5点の衣類が発見されると、スポーツシャツと白半袖シャツの右袖上部には小さな穴があいており、白半袖シャツの穴の内側には、原告と同じB型の血液が付着していた（甲78）。

つまり、原告のケガに、一見合致するような損傷が2組の衣類に存在するのである。

この様な現象について常識的に考えれば、たまたま、原告と同じ血液型で同じような傷を負った人物が5点の衣類を隠したなどという偶然はおよそ考えられないのだから、パジャマか、5点の衣類か、どちらかが意図的に作られたものであると考えるのが自然である。

そして、パジャマは、事件直後から多くの目撃者もある中で、損傷が存在していたものであることを考えると、合理的に考えれば後から「発見」された5点の衣類が作出されたものと推測すべきである。

## 5 端布のねつ造

### (1) はじめに

鉄紺色ズボンの共布とされた端布は警察にねつ造された証拠である。

原告の実家にあったのは、ズボンの共布などではなく「喪章」であつた。それを警察が鉄紺色ズボンの共布とすり替えたのである。

以下、その理由を説明する。

### (2) 端布を発見した経緯が極めて不自然であること

#### ア 原告の実家を捜索する必要性はなかった

警察は、5点の衣類発見後の1967（昭和42）年9月10日、犯人が犯行時に着用していた可能性がある物として、手袋及びバンドを目的とした捜索差押許可状を取得した。そして、同月12日午前8時15分から同日午前10時35分までの間、原告の実家を捜索した。その結果、バン

ド一本を押収したというM T Q J R 警部（以下、「MM警部」という）名義の搜索差押調書（甲1・第20分冊2754丁）が作成されている（この日は犯行着衣を5点の衣類に変更した公判期日の前日である）。

I T T J 警部補（以下、「I T警部補」という）は、同じ日の午前8時50分頃、実家の整理ダンスの抽斗内に黒色様布片1枚を発見したとして「証拠品発見報告書」を作成した（甲1・第17分冊2323丁）。

しかし、そもそも、原告の実家を搜索する必要性はなかった。それは、次の理由からである。

まず、指紋など、犯人の「個人識別」を目的とした捜査は行われていない。なぜなら、被害者宅は放火され、凶器とされたくり小刀の柄も焼失したとされており、犯人を個人識別する手掛かりがなかったからである。そうなると、犯人が手袋をしていたという疑いが出て来る余地はなく、原告の手袋などを搜索する必要はない。

しかも、警察は「血痕または混合油付着の手袋、衣類」等を目的として、既に1966（昭和41）年8月18日には、原告の実家はもちろん、姉たちの結婚先に至るまで徹底的に搜索していた（甲79～83）。搜索は既に終わっていたのであり、手袋について再び実家を搜索する必要はなかったのである。

イ 端布を鉄紺色ズボンの共布と直ちに判断したことは極めて不自然である

検索差押調書と証拠品発見報告書を記載されているままに読むと、布片について、次のことがわかる。

I T警部補は、その布片は5点の衣類である鉄紺色ズボンと「同一生地、同一色でその寸をつめて切りとった残り布と認められた」ので、MM

警部に報告し、袴田ともから任意提出を受け領置したと報告している。なお、報告書には写真が添付されているが、端布の形状は分からぬ。

報告を受けたMM警部もその判断をよしとして、任意提出を受けるよう指示をしたということである。

ズボンと布片が同種の生地であり、染色も似ていて、切断面に一致する部分があるとする近藤彰鑑定書ができたのは、実に3か月も後の1967（昭和42）年12月4日になってからである（甲1・第18分冊2497丁）。

常識的にいって、何の変哲もない布片を一目見ただけで、発見されたばかりの、それもみそに漬かっていたズボンから切り取られた布片であるなどと判断できるはずがない。

しかも、共布であれば片方ではなく両足分2枚あるのが普通である。そういうものにも拘わらず、警察の搜索では1枚しか発見されず、もう1枚の行方が不明であることも不可解である。警察がもう1枚を搜索したという形跡もない。

にもかかわらず、IT警部補とMM警部は、手袋とバンドを搜索する過程でたまたま発見した布片を、一目見ただけでズボンの共布であると断定できたというのである。特に、搜索責任者であったMM警部は、発見された布片が何であるかを瞬時に判断できたということである。

これは極めて不自然である。

さらに、バンドや端布以外にも原告の所有物や関連性の有無が問題になりそうなものがあったはずなのに、一見しただけで関連性が明白とは考えにくい端布を、目的物とされてもいないのに押収し、それ以外には何も差し押さえていないことも不自然である。

ウ 捜査官自身がねつ造を示唆する供述したこと

I T警部補は、後日、原告の支援者に対し、おおよそ次のように供述している。

上司に指示されて原告の実家の捜索に赴いたが、MM警部ほか1名が先に来ていて、本当にビックリした。そしてMM警部から「タンスの引き出しの中を探してはどうか」と声掛けされたので、そこを捜索し布片を発見した。自分はそれが何なのか分からなかったが、MM警部が5点の衣類のことを説明し、ズボンの共布に間違いないと言った。そして、共布を見つけるとMM警部は「捜索をもう終わりにしよう」と述べた。捜索開始から30分も経っていなかった、というものである（甲85）。

端布を発見した経緯についての証人は、実際に発見したI T警部補ではなく、MM警部であった。I T警部補の証人尋問を実施すれば、上記の不都合な事実が露見してしまい、不都合だったからである。

#### エ 荷物を実家に送った従業員にはズボンの端布の記憶がないこと

さらに、荷造りをして原告の実家に荷物を送ったSTKGは、公判において、「（布切れはあったように思うが、）『輪になっている見たことありません』と証言した。（甲1・確1審第18回公判・甲1第5分冊1814丁）。同様に荷造りを手伝ったSTSGも、「（ズボンの端切れみたいなものを入れたかどうか記憶に）ありません」と公判で証言している（甲1・確1審第18回公判・甲1・第5分冊1837丁）。

2人とも、それがズボンの端布を入れた記憶がないのである。

#### オ 小括

以上のとおり、そもそも原告の実家を捜索する必要性が乏しく、端布の発見経緯は極めて不自然であり、発見した捜査官自身がねつ造を示唆する供述をしている。警察が、強制、拷問又は脅迫による非人道的な取調べによって自白調書をねつ造したこと、5点の衣類もねつ造であることも合わ

せて鑑みれば、当該端布についても、警察が、原告の実家の搜索の際に、持ち込むことによってねつ造したとしか考えられない。

### (3) YM検察官の立証活動の不自然性

YM検察官は、1967（昭和42）年9月11日、1号タンクから発見された5点の衣類等について、原告が犯行時に着ていた着衣であるとして証拠請求している。

しかし、端布が発見されたのはその翌日である。搜索に立ち会ったともの事情聴取を行ったのは同月17日である。YM検察官は、原告と5点の衣類を結びつける具体的な証拠が乏しい状況で5点の衣類を犯行着衣と断定していたことになる。また、同月13日の公判では、犯行着衣をパジャマから5点の衣類に変更する冒頭陳述の訂正をしている。この時点で、端布は発見されているものの、その切断面が一致する旨の鑑定結果も出ていない。

YM検察官は、端布が原告の実家から発見されること、その切断面が鉄紺色ズボンと一致することを事前に知っていたのである。

### (4) 原告の母が手にしたのは「共布」ではなく「喪章」

ア 原告の母は喪章と認識していたこと

「証拠品発見報告書」には、次の事実が記されている。

原告の母親であるTMは、この布片を見せられて「巖のもので、巖がこがね味噌の葬式の時使ったものではないかね」と述べたことである（甲1・第17分冊2323丁）。

また、TMは、搜索後、検察官に対し、送られてきた荷物の中にあった物を「まだ新しい様だし、喪章かなと思って、ベビーダンスの引き出しの中にしまっておいた」と供述している（甲1・第19分冊2704丁裏～

2705丁表・TMの昭和42年9月17日付け検察官に対する供述調書)。

さらに、捜索に出向いていたMM警部も、公判において、TMが「どうも巖が何か喪章でも送ってきたかなと思った」と述べていたと証言している(甲1・第8分冊2893丁・確定第1審第29回公判MTQJRの証言)。

共布は切断面がギザギザになっており、その色や形や大きさから言っても、喪章と見間違うはずもないものである。

そして、原告は、こがね味噌の葬式の際に「喪章」を腕につけて出席していた(甲84)。

以上のとおり、TMは、こがね味噌の葬式の時使った「喪章」をしまつていたと認識し、そのとおり供述していたのである。

イ 実家に送られてきた荷物に香典返しが入っていたこと

TMは「荷物が送られてくる前には家に巖の物は何もなかった」と証言している(甲1・第6分冊2013丁裏~2014丁表)。

そして、TMは、送られた荷物の中に「こがねさんからのお砂糖もその中にあったと思います。」と証言している(甲1・第7分冊2354丁、2362丁)。

同じことは「こがね味噌の葬式のとき貰ったらしい砂糖の箱が一箱」と検察官に対しても供述しているから(甲1・第19分冊2702丁~2703丁)、この「こがねさんからのお砂糖」とは香典返しであったのである。

そうすると、原告が喪章を付けて葬儀に出席をしていたことからも、荷物の中に「喪章」も一緒にあったと考えるのが最も自然で合理的である。

## (5) 結論

以上のとおり、原告の送られた荷物の中にズボンの共布があったのではない。あったのは「喪章」で、それは警察が持ち込んだ端布とすり替えられたのである。

従って、端布は、警察によってねつ造された証拠である。

## 6 5点の衣類及び端布をねつ造したのは検査機関であること

以上のとおり、5点の衣類及び端布はねつ造された証拠である。

そして、以下で述べるとおり、ねつ造をしたのは検査機関（1次的には警察）であり、検査機関にはねつ造の動機があり、ねつ造が現実的にも可能でもあった。

### 5点の衣類及び端布は検査機関によるねつ造であること

検査機関以外の者が、犯行着衣に多量の血痕を付着させる等の加工を行い、発見に近い時期に1号タンク内に隠匿する事態は想定できない。端布は、5点の衣類と合わせて、原告を有罪にするためのいわばセットといえる証拠であり、端布を原告の実家に持ち込むことができたのも検査機関だけである。従って、5点の衣類及び端布をねつ造したのは検査機関である。

第2次再審請求の再審開始決定（甲9）、差戻し即時抗告審決定（甲12）、再審公判における無罪判決（甲13）も検査機関によるねつ造を認めている。

以下、該当部分を引用する。

#### ① 再審開始決定書

「このような証拠をねつ造する必要と能力を有するのは、おそらく検査機関（警察）をおいて外にないと思われる。警察は、袴田を逮捕した後、連日、深夜にまで及ぶ長期間にわたる取調べを行って自白を獲得しており（MMQ JR・甲1・第6分冊2301丁以下）、その検査手法は、袴田を有罪と認定

した確定判決すら、「適正手続の保障という見地からも、厳しく批判され、反省されなければならない」と評価するほどである（甲2・11丁以下）。そこには、人権を顧みることなく、袴田を犯人として厳しく追及する姿勢が顕著であるから、5点の衣類のねつ造が行われたとしても、特段不自然とはいえない。公判において袴田が否認に転じたことを受けて、新たに証拠を作り上げたとしても、全く想像できることではなく、もはや可能性として否定できないものといえる。」（甲9・50頁）

「5点の衣類についてのねつ造の疑いが現実化している以上、この端布は、5点の衣類のいわばセットの証拠といえるから、ねつ造の疑いをも視野に入れて検討せざるを得ない。そうすると、その収集過程等に生じる疑いを払拭できないのであれば、5点の衣類についてのねつ造の疑いを受けて、端布についてのねつ造の疑いも強まったと判断すべきである。袴田の実家から端布が出てきたことを装うために、捜索差押えを行ったとすれば、収集過程の不自然さも容易に説明が付く」（甲9・58頁）

## ② 差戻し即時抗告審決定

「A（原告）以外の第三者が1号タンク内に隠匿してみぞ漬けにした可能性が否定できず（この第三者には捜査機関も含まれ、事実上捜査機関の者による可能性が極めて高いと思われる。）」（甲12・74頁）

## ③ 再審無罪判決

「5点の衣類が本件の犯行着衣でない以上、5点の衣類は、何者かによつてねつ造されたものと考えるほかない。真犯人又はその関係者によるねつ造の可能性も想定されるが、捜査機関以外の者が、犯行着衣を加工し、その発

見に近い時期に1号タンク内に隠匿するといった事態はおよそ想定し難く、5点の衣類を犯行着衣としてねつ造した者として、事実上、捜査機関の者以外に想定することはできない」（甲13・70頁）

「以上のような端切れが押収された経緯と押収後の検察官の立証活動等は、被告人の実家から押収されたという端切れが、捜査機関の者による持込みなどの方法によって本件捜索以前に被告人の実家に持ち込まれた後に押収されたものと考えなければ、説明が極めて困難である。そして、捜査機関による「強制、拷問又は脅迫」によって被告人の自白が実質的にねつ造されたと評価できること、5点の衣類が捜査機関によってねつ造された証拠と認められること、確定第1審における検察官による有罪の立証活動の困難な状況などの本件捜索前の状況も併せ考慮すると、5点の衣類と被告人を結び付けるという端切れも、捜査機関によってねつ造されたものと認めるのが相当である。」（甲13・89頁）

## （2）ねつ造の動機があったこと

原告は、捜査機関による非人道的な取調べによって犯行を自白して起訴された。しかし、第1回公判で犯行を否認した。5点の衣類発見前の証拠関係をみると、原告が犯人であるとすれば整合する程度の限定的な証明力を有するにすぎない状況証拠しか存在しなかった。また、原告の自白は、非人道的な取調べによる任意性のないものであり、証拠能力が否定される可能性が十分想定される状況であった。そうすると、5点の衣類を除く当時の証拠関係からすれば、原告が無罪になる可能性は否定できない状況にあったといえる。原告が無罪になれば、世間の強い批判が捜査機関に向けられることは想像に難くなく、捜査機関は到底容認できない事態といえる。

従って、捜査機関には、原告を確実に有罪にするために5点の衣類をねつ造する動機があったのである。

### (3) ねつ造が現実的に可能であったこと

警察は、1966（昭和41）年7月4日に原告が当時居住していたみそ工場の従業員寮の搜索等を実施しており、原告の着衣を把握していた。原告が同年8月18日に逮捕されて以降、原告の着衣を管理していた者はいない。原告の荷物が同年9月27日頃に実家に送付されるまでの間に原告の着衣入手してねつ造に及ぶことも可能であった。

警察が5点の衣類を1号タンク内に隠匿できたかどうかについては、みそ工場の北側出入口は操業時に施錠されておらず、従業員以外の者も出入りが可能であった。夜間も門とくぐり戸に打ち付けられた釘にひもを掛ける程度の施錠しかされていなかった。従って、警察が、従業員に気付かれずに1号タンク内に5点の衣類を隠匿することは可能であった。また、従業員の協力を得ることが困難といえるだけの事情はなく、従業員の協力を得て、5点の衣類を隠匿することも可能であった。

### 7 5点の衣類及び端布のねつ造を検察官も認識し、利用したといえること

本件で捜査、公判を担当したYM検察官は、1967（昭和42）年8月31日に5点の衣類が発見された後、従前の訴訟活動を一変させ、同年9月11日には、5点の衣類が本件犯行時に原告が着用していた着衣であるとして、5点の衣類を含む証拠物とその証拠物を発見した従業員2名及び警察官1名の証人を証拠請求するとともに、みそタンク等の現場検証を申請し、同月13日の第17回公判期日において、犯行着衣をパジャマから5点の衣に変更した冒頭陳述の訂正を行っている。

また、YM検察官は、上記のとおり、5点の衣類と原告を結び付ける端布の押収や捜索の立会人からの事情聴取の前から、具体的な根拠が乏しい状況で、ねつ造された証拠である5点の衣類が原告の着衣であると断定していた。

このように、YM検察官は、警察の捜査活動と連携しながら、5点の衣類の発見から2週間程度という近接した時期に、本件のような重大事件の立証方針を一変させ、5点の衣類が本件犯行時に原告が着用していた着衣であるという臨機応変かつ迅速な主張・立証活動を行って、ねつ造された証拠である5点の衣類を利用している。

以上より、YM検察官は、5点の衣類及び端布のねつ造を認識したうえで、原告を有罪にするために利用したといえる。

## 8 結論

以上のとおり、5点の衣類及び端布は、警察によってねつ造され、検察官は、ねつ造証拠であることを認識したうえで、原告が5点の衣類を着て犯行を行ったこと及び端布が鉄紺色ズボンの共布であることを主張・立証した。警察による5点の衣類及び端布のねつ造、検察官によるねつ造証拠を利用した訴訟追行が国家賠償法上違法であることは明らかである。

そして、確定一審判決は、5点の衣類及び端布を原告の犯人性を示す最重要証拠として位置づけ、原告に死刑判決を宣告し、確定控訴審及び確定上告審も死刑判決を維持して確定した。5点の衣類及び端布以外の情況証拠の証明力は極めて限定期的であり、5点の衣類及び端布がなければ原告を有罪とするることはできなかった。

よって、原告が無実であるにもかかわらず死刑判決を宣告されたことによる損害は、警察及び検察の上記違法行為と相当因果関係のある損害といえる。

## 第7 検察官の公訴追行の違法

### 1 カラー写真

#### (1) 緑色ブリーフ

5点の衣類の一つである緑色のブリーフは、昭和42年8月31日、こがね味噌従業員のMNGZが、1号タンク内から発見をしたものである(甲1・第5分冊1691丁、同第2274丁))。

緑色ブリーフは、発見後にSZ警察署のHTTO司法警察員によって実況見分が行われた(甲1・第17分冊2274丁)。

発見当初の緑色ブリーフは、「薄茶色のしみ込んだ中にもグリーン色がはつきり認められ濡れている」「赤紫色の血痕ようの付着があ(る)」とされており、発見後、数度にわたって写真撮影されている。

この撮影された写真は、静岡地方検察庁に保管されており、その他、これに関連するネガも存在しており、清水警察署において保管されていた。

#### (2) 茶色のブリーフ (ST鑑定書添付)

確定審で証拠とされた緑色ブリーフの写真は、STS1鑑定書(甲1・第17分冊2348丁)に添付されていた茶色のブリーフの写真であった。

上記の緑色ブリーフの写真とは明らかに色合いが異なっているものであった。

その為、確定審では、緑色ブリーフの色合いについて、S T S I 鑑定書に添付されていた茶色のブリーフの写真を前提に審理がなされており、緑色ブリーフの色についての議論がなされることはなかった。

### (3) 証拠開示

弁護団は、第1次再審請求及び第2次再審請求において、カラー写真及びネガの証拠開示を求めてきた（甲36乃至甲38）。

これに対して、検察官は、証拠開示に消極的であり、開示することによる支障がない客観証拠であるカラー写真及びネガの証拠開示を拒み続けた。検察官がカラー写真の開示に応じたのは、第2次再審請求審の第1審担当裁判官が証拠開示に積極的であり、証拠開示を促した結果であった。

5点の衣類のカラー写真が証拠開示されたのは、第2次再審請求審第1審の2010（平成22）年12月1日のことであった。

### (4) 検察官の訴訟追行上の違法性

検察官は、確定審の審理時点において、緑色パンツの色調が緑色であるというカラー写真（再審請求審で証拠開示請求によって開示されたもの）を保管していたことは明らかである。

検察官は、公益の代表者として、有罪立証に必要か否かに関わらず、証拠を的確に把握し、その証拠を分析したうえで、公判追行をする責務を負っている。この点、現在の検察庁のホームページにおいても、「我が国の検察制度の特色」として、「第1に、検察官は、自ら被疑者、参考人などを取り調べるなど証拠の収集を直接かつ積極的に行っていていることです。第2に、検察官は、的確な証拠によって有罪判決が得られる高度の見込みのある場合に限って起訴することとしていることです。」として、証拠収集を直接かつ積極的に行ってていること、的確な証拠の重要性を謳っており、これは、袴田事件の確定審当時においても変わりはない大原則である。

特に本件は、検察官が当初犯行着衣としていたパジャマから、5点の衣類に犯行着衣が変更されるという異例の過程を経ており、その証拠の精査にはより一層の精密さが必要となる事件であったということができる。

そうであるとすれば、緑色パンツの色調が明らかに異なる写真があることについては、検察官が証拠を的確に把握したうえで、一つの証拠として当然開示され、または、証拠提出されるべきものであった。

しかし、実際には、検察官は、緑色パンツの色調に関連する証拠を提出しなかった。これは、5点の衣類が長期間味噌漬けになっていたか否かを争点にする前提を隠したものと評価されるべきものである。

このような検察官の訴訟追行は、提出すべき証拠を提出せず、またはこれを隠して、さらには、有罪を立証する方向にしか証拠を検討せずにいるべき検討を行っていなかったというべきものであり、的確に証拠を把握し、検討するという一般的な検察官の職務で期待されるべき行為を行わずに、漫然と訴訟追行したものであるから、確定審における検察官の訴訟追行は違法である。

## 2 ズボンのサイズ

### (1) 「B」が色の記号であることを示す証拠を隠していたこと

鉄紺色ズボンのサイズについて、確定審において、検察官は、「B」体であるとして、鉄紺色ズボンのタグに記載された「B」をサイズに関するものであるとして主張していた。

検察官は、5点の衣類発見後、直ちに追加の捜査を始め、「5点の衣類の販売先や製造元の解明捜査も行い、鉄紺色ズボンについては、鉄紺色ズボンの布片に記載された通産省承認表示者番号を基に、卸会社が名古屋市のS3株式会社であることを把握し、昭和42年9月4日から同年9月5日

にかけて、同会社や、同会社の縫製の発注先であるS4縫製に対する捜査も行った」（甲89・12頁）。

その中で、捜査機関は、鉄紺色ズボンを縫製納品したFS株式会社の専務取締役（OZHO）に対して、1967（昭和42）年9月18日に事情聴取を行ったうえで、供述調書を作成している。供述調書には、鉄紺色ズボンのタグの「4」はズボンの寸法を表す数字であり、4号が腰回り約76cmであること、IO株式会社から仕入れた6602番の布地A色、B色、C色の内B色の布地が使われており、タグの「B」が生地の色を示していること等が記載されていた（甲90、甲91）。

すなわち、検察官は、確定審第1審の時点において、鉄紺色ズボンのタグに記載されていた「B」が生地の色を表すものであって、サイズを示すものではないことを承知しており、その証拠を有していながら証拠提出をせず、隠していたということができる。

（2）「B」がサイズであると検察官が嘘をついたこと

#### ア 確定控訴審での虚偽の主張

確定控訴審においては、鉄紺色ズボンのサイズが争点の一つとなっていた。確定控訴審では、3度にわたって、原告が鉄紺色ズボンを履くという装着実験が行われ、いずれの装着実験でも原告が鉄紺色ズボンを履くことができないという結果になった。そのような中で、検察官は、原告が太ったことがズボンを履けない原因であるとし、さらに、塩分等の為に変質し、ズボンが収縮している、ズボンのしわが固着して容易に伸びない状態などと主張して、検察官が独自に履けなかつた理由を考え出して、鉄紺色ズボンのサイズはB体4号であるとして自身が有している手持ち証拠と明らかに異なる主張をし続けた（甲1・第28分冊2839丁以下）。

その結果、確定控訴審は、「本件ズボンの腰まわりの寸法は前示「B 4」の規格寸法8 4 センチより約1 センチ小さく縫製され、小売店でさらに3 センチつめられたとしてもなお約8 0 センチあることになる」と認定し、原告は「本件発生時には本件ズボンを優にはけたものと認められる」として有罪判決を維持することとなった。

#### イ 確定上告審での虚偽の主張

検察官は、確定上告審においても、確定控訴審の主張を維持し続けた。検察官は、「本件ズボンのサイズがB 4号であるとする原判決の認定を疑う余地は全くない」などと主張し、原告が鉄紺色ズボンを装着実験において履くことができなかつたのは、原告が太った事、ズボンが収縮したことが原因であるとの主張を引き続き行った。この中で、確定上告審を担当したTM検察官は、「B体」としてサイズに関する主張を行っており（甲1・第30分冊3400丁第一・三・3）、はつきりと「B」が色を表すものであるという手持ち証拠と異なる主張を行つた。

#### （3） 検察官の訴訟追行上の違法

上記のように、検察官は、鉄紺色ズボンのサイズに関する証拠である昭和42年9月18日付OZHOの供述調書について、証拠を隠し、さらには、この証拠ととなる主張を繰り返した。

検察官が、証拠を的確に把握・収集し、これに基づく主張立証を行うべきことは上記で主張した通りである。

鉄紺色ズボンのサイズについては、確定審の時点において、争点化していた。その上で、鉄紺色ズボンの装着実験が3度も行われるという異常な審理経過をたどっており、検察官が訴訟追行するにあたっては、鉄紺色ズボンに関連する証拠を精査すべきことは明白である。

しかし、検察官は昭和42年9月18日付OZHOの供述調書を証拠として有していたにも関わらず、この証拠を隠し、または、適切に内容を把握しないままに、的確に証拠収集することを怠ったものである。

さらには、検察官は、この証拠と矛盾する内容である「B」がサイズを表すものであるとの主張を確定審で繰り返し行い、虚偽の主張を繰り返したものである。

このような、適切な証拠を提出せず、さらには、手持ち証拠と矛盾する主張を行う行為は、一般の検察官に期待されるような職務上の責務に反する行為であることは明らかである。

検察官は、少なくとも鉄紺色ズボンのサイズが争点化した確定控訴審の時点において、手持ち証拠を再度精査し、昭和42年9月18日付OZHOの供述調書を裁判所に提出するなどして裁判所の判断を誤らせないよう主張立証をすべきであったにもかかわらず、これをせずに漫然と訴訟追行したものであるから、検察官の訴訟追行は違法である。

## 第8 起訴前裁判所の違法

### 1 逮捕状・勾留状発付の違法

原告に対する逮捕状及び勾留状の発付は、その時点の犯罪の嫌疑について相当な理由もなく、必要性もなかったから違法である。特に勾留質問を清水署において実施したことは当事者主義を無視し、被疑者たる原告に裁判官の公平・中立性を誤解させるものであり、違法である。

### 2 捜索差押許可状の乱発

原告が住み込んでいた従業員寮に対する「被疑者不詳」による搜索差押許可状の発付は、不詳の被疑者の立回り先など分る筈もないから違法である。また、手袋やバンドという全く同一の対象物を目的として原告の実家に対する複数回の搜索差押許可状を発付したことは違法であり、親戚宅に発付したことも違法である。

### 3 MSFKに対する搜索差押許可状、逮捕状・勾留状発布の違法

昭和41年8月21日MS方の搜索許可状の発付は違法である。それは原告の自白もまだなく、しかも結果として差し押さえるべきものがなかったことから明らかである。にもかかわらず、さらに原告が5万円を預けたと決め付けMSを取調べ、否定した同女に対し、脅迫罪と贓物寄蔵罪で2回も逮捕状を請求し、いずれも裁判所は発付した。しかし相当な嫌疑もなく必要性にも欠くから違法である。贓物寄蔵罪でのMSの逮捕は本件の事後従犯と「見込んだ」実質は「別件逮捕」だからである。

MSに対する捜査は原告に対する「見込み捜査」に基づくものであるから、令状裁判官はそれを容認し加担したと評価されるものであり、令状裁判官には付与された権限の趣旨に明らかに背いて行使したものであるから重大な過失がある。

## 第9 確定審裁判所の違法

### 1 確定第一審裁判所の違法

#### (1) 5点の衣類捏造の可能性を見過ごす

5点の衣類は、発見されたときから捏造の可能性があることは、誰にも明らかだった。それは、第1に、5点の衣類は、この事件の犯人の着衣のように見えるものであったが、発見されたのは事件発生から1年2ヶ月も経過した1967（昭和42）年8月31日であったことである。もちろ

ん、通常、発見されそうもないところから見つかったのであれば理解できる。しかし、発見されたのは、事件発生当時、実際に使用されていたみぞタンクであり、従業員がみぞを取り出したりすれば、すぐに見つかってしまうところであって、重要な証拠を犯人が隠すような場所ではなかったからである。

## (2) 血痕の重大な問題を見過ごす

第2に、もちろん、5点の衣類は原告の犯行着衣である可能性も考えられたが、捏造証拠であるという可能性も否定できなかつた。端的に言えば、原告の犯行着衣か原告を犯人に仕立てるための捏造証拠か、2つの可能性しかなかつたと言つてよい。それは、右腕上部に損傷とB型の血痕が付着していた衣類が2組あつたからである。5点の衣類の上衣の右腕上部にも損傷があり、B型の血痕が付着していた。原告の血液型はB型であつたが、同人は、事件当日消火活動により右腕上部に怪我をし、着用していたパジャマにはかぎ裂きの損傷があり血痕もあつたのだ。かぎ裂きの損傷の部位は、警察によって隠されていたが、存在したことは捜査機関も原告も認めていた。また、血痕の付着についても、原告はもちろん、捜査機関も、少なくともルミノール反応があつたことは認めていた。

そうすると、真犯人がたまたま原告と同じB型であり、同じ日に右腕上部の同じような部位に怪我をしたということはおよそ考えられない。すると、右腕上部に怪我をした原告の身体は1つであるのに、それに対応する損傷と血液付着のある衣類が2組出てきているのだから、5点の衣類かパジャマのいずれかが捏造証拠であるのは確実であつた。

加えて言えば、緑のパンツも、原告は1つしか持つていなかつたのであるから、同様に、5点の衣類の中の緑色パンツか、親族が提出した緑色パ

ンツのどちらかが原告のものであり、もう一つは捏造であったことになる。

### (3) 捏造を無視した認定

以上のとおり、2つの衣類のうちどちらかが捏造証拠なのである。つまり、5点の衣類が原告の犯行着衣であれば、もう一つが原告による捏造証拠ということになり、5点の衣類が捜査機関による捏造証拠であれば、もう一つが原告の物ということになる。このように5点の衣類は、原告の犯行着衣か捏造証拠のどちらかであるから、裁判所としては、5点の衣類が犯行着衣であると認定するためには、捏造の可能性を否定しなければならなかつたのである。

それを頭に入れて確定一審判決の認定をみると、上記の判別にとって何の理由もなっていないことが書かれているだけであることがわかる。

確定一審判決が5点の衣類が犯行着衣であると認定した部分は、次のとおりであった。

「右〈89〉ないし〈93〉の着衣の入った麻袋は、昭和四一年七月二〇日以前に前記一号タンクに入れられたものと認められる。即ち、〈98〉〈136〉〈185〉〈152〉を総合すると、本事件直前には、右一号タンクには少量の味噌しか残って居なかつたこと、こがね味噌では七月二〇日に右タンクに新しく味噌の原料をタンク一杯に仕込んだこと、新しく仕込んだのは、右〈89〉ないし〈93〉の着衣の入った麻袋〈95〉を一号タンクの底から二〇センチメートル位の深さまで埋めることは殆ど不可能であること、捜査官は七月四日に令状に基いて工場内の搜索を行なつたが、その際は右一号タンク内の搜索はしなかつた等の事実が認められるからである」（34、35頁）といふのである。

### (4) 衣類投入時期の疑義への省察の次如①

しかし、上記判旨の内容は、5点の衣類が原告の犯行着衣か、原告を犯人に仕立てるための捏造証拠であるかの判別にまったく役に立たない。たしかに「7月4日の搜索の際には、1号タンクの搜索はしなかった」等の事実は、事件直後に1号タンクに入れられていた可能性をうかがわせるものであるのかもしれない。しかし、上記のとおり、犯行着衣であると言うためには、捏造証拠であることを否定しなければならないのである。捏造であれば、当然、発見直前に1号タンクに入れたことが考えられる。そうだとすれば、本件では、発見直前にみそタンクに入れた可能性があることは明らかであるにもかかわらず、確定一審判決は、その可能性についてまったく検討していないからである。

繰り返すが、発見直前に入れたものであれば、捏造証拠であると強く推認される。したがって、一審判決は、発見直前に入れた可能性を否定しなければならなかつたのに、同可能性について検討すらしていない。発見直前に入れた可能性が考えられることは明らかであるにもかかわらず、何も検討しないまま、換言すれば何の証拠もないにもかかわらず同可能性はないとしてしまつたのである。

そうであれば、5点の衣類は、犯行着衣であると判断できないことは明らかなのであるから、有罪の証拠としてはまったく無価値であったということである。

#### (5) 衣類投入時期の疑義への省察の欠如②

第2に、1967(昭和42)年9月13日には、裁判官ら3人は、法廷で5点の衣類を直接確認し、さらにこがねみそ第1工場に赴き、みそタンクを見て、同タンク内の赤みその色も確認している(甲1・第6分冊1950丁)。ところが、一方で、半袖シャツやステテコは、血痕が付着しているところやみそが浸みているところを除き、白い生地がはっきりと残っ

ていたからである。つまり、1年2ヶ月もみそタンクに入っていれば、みそがしみ込み、みそ色に染まるのは当然のことである。だから、白い生地が残っているのは、直前に入れられたと判断する以外にないのである。

#### (6) パジャマとの矛盾など証拠認定の重大な欠陥

上記の5点の衣類が、みそが浸みていなかった事実は、発見直前にみそタンクに入れられたことを強く推認させる。そうすると、確定一審判決の5点の衣類についての前記認定は、

ア 5点の衣類が発見直前に入れられた可能性が否定できないにもかかわらず、証拠もなく同可能性を否定していること

イ 5点の衣類にみそが浸透していなかった事実が、発見直前に入れられたことを強く推認させるにもかかわらず、同事実をまったく無視したこと

という点で、犯行着衣であるとする証拠もなく、むしろ捏造証拠であることを推認させる事実をまったく無視して、事件発生直後に入れられた犯行着衣であると認定したことである。

加えて言えば、前述のとおり5点の衣類を犯行着衣であると認定したのであれば、パジャマの右腕上部の損傷が存在することについて、何らかの説明をしなければならない。ちなみに控訴審判決は、「被告人が後刻パジャマの損傷を作出することは可能である」（甲3・48丁）と、証拠もなく原告の捏造であると認定しているが、一審判決は、パジャマの損傷の説明を何もしないまま放置してしまっている。この点も、犯行着衣と認定するのに都合の悪い事実をまったく無視し、あるいはまったく気がつかないという点で、悪意があったのでなければ、きわめて重大な落ち度があつたことを推測させるところである。

#### (7) 結論

以上のとおり、確定一審判決は、5点の衣類について犯行着衣であるとする証拠など何もないのに、犯行着衣と認定した結果、誤った有罪判決を言渡したものである。証拠の評価を誤ったものではない。捏造であることを否定して、犯行着衣であることを認定する証拠など何もないのに、犯行着衣であると認定したのである。

これは、裁判所が、故意ではないかもしれないが、証拠の評価を誤つたのではなく、証拠が何ら存在しないことが明らかであるにもかかわらず有罪を認定したという意味で、過失であるとしてもきわめて重大な過失である。そうであれば、確定一審の裁判官はその付与された権限の趣旨に明らかに背いて行使したものであるから、国家賠償上の過失として、国は責任を負うというべきである。

## 2 確定控訴審の違法

### (1) 5点の衣類に対する認定の違法

確定控訴審たる東京高裁（横川敏雄裁判長）は、1976（昭和51）年5月18日、原告の控訴を棄却した。

1年2か月後に発見された「5点の衣類」について、犯行着衣であり原告の物で、決定的な証拠だとし、その理由について、①血痕が付着、損傷部分あり、隣のみぞ工場のタンクから発見されたこと、②事件後の昭和1966（昭和41）年7月20日に新しく味噌が仕込まれ、その後はタンクの底部に隠すことはほぼ不可能であること、③本件と関係なく血染めの衣類が入れられたことを窺わせる出来事は全くないことを挙げている。

しかし、①では犯行着衣かねつ造かを区別できず、②は発見直前に入れられた可能性を考えておらず、③はねつ造の可能性を全く考えていないから、誤りであることは明らかである。

したがって、犯行着衣であるとする根拠は何もなかった。

## (2) 装着実験の評価判断の違法

5点の衣類の鉄紺色のズボンについて3回の装着実験が行われ、3回とも原告は履くことができなかつた。

ところが確定控訴審は、ズボンが収縮したこと、勾留されていた原告が運動不足で太ったことなどを理由に犯行当時は履けたものと認定した。

しかし、ズボンのタグは「色」を示すものだったから（甲90、91）、原告にとって最適のズボンは発見された鉄紺色のズボンより大きかつたと言えるから、結局「履けないズボンで死刑」を維持した誤判である。

## (3) 結論

確定控訴審は一審の事実誤認をさらに拡大再生産した誤判であるから違法である。

## 3 確定上告審の違法（甲4、5）

最高裁第2小法廷（宮崎悟一裁判長）は、4年半もかけて、1980（昭和55）年11月19日、上告を棄却、同年12月12日、判決訂正の申立も棄却して、原告の死刑判決を確定させた。

審理不尽の誤判を繰り返した下級審に迎合し、その誤判を正すことはなかつた。

## 4 結論

以上、確定審の各裁判所の裁判官はその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものであるから、いずれも重大な過失が認められる。

## 第10 第1次再審請求審裁判所の違法

第1次再審請求において、弁護人は、5点の衣類が入れられていた麻袋が「1号タンクに隠匿された時期」は、1966（昭和41）年7月25日から発見さ

れた同年8月31日までの間であり、その間に身柄拘束されていた原告が入れることは不可能であるから本件犯行の直後ではない、したがって5点の衣類は犯行着衣ではなく原告の物でもないと主張して再審開始を求めていた。

その後一審の最終意見書において初めて「捜査機関によってねつ造された証拠である可能性が極めて高いことになる」と主張するに至った。

## 1 一審の違法

静岡地裁（清水勝利裁判長）は、1994（平成6）年8月8日、再審請求を棄却した（甲6）。一審は前任の裁判体を含め13年4か月もかかったが、その間、三者協議は14回しか開かれず、証拠開示を促すことも全くせず、5点の衣類の血痕に関するDNA鑑定の申立も採用せず、事実の取調べなど実質的な審理を全く行わなかった。5点の衣類の血痕に赤みが残っていることを認定せず、その究明を怠るという審理不尽を犯して事実を誤認する誤判をした。

## 2 即時抗告審批判

東京高裁（安廣文夫裁判長）は、2004（平成16）年8月26日、10年もかけて即時抗告を棄却した（甲7）。

東京高裁は、5点の衣類に付着した血痕のDNA鑑定をするよう命じたが、その結果は、「判定不能」と「検出不能」だった。

それを受けた東京高裁は、5点の衣類はねつ造の可能性が高いとの主張に対し「所論も・・・何時誰がおおよそどのようにしてねつ造したのか、その具体的な内容の主張すらできないでいるのであり、この点の所論は、単なる抽象的な仮説ないし憶測の域を出ないといつても過言ではないのである。旧証拠を仔細に検討しても、味噌タンクから発見された5点の衣類がねつ造であることを窺わせるような証拠は何も存在しないだけではなく、これらの発見経緯等に照らしても、ねつ造の疑いは容易には生じない」とした上、裏木

戸やズボンに関する鑑定を一切無視して原決定を容認、即時抗告を棄却した。

しかし、確定一審と同様、抗告審もみそ漬けされた5点の衣類の血痕の色調に疑問を抱くことができた。

そうすると、「味噌タンクから発見された5点の衣類がねつ造であることを窺わせるような証拠は何も存在しないだけではなく、これらの発見経緯等に照らしても、ねつ造の疑いは容易には生じない」と言うことはできず、抗告審も審理不尽による事実誤認を犯した違法は免れない。

さらに、抗告審決定は、ねつ造論に対し「所論も・・・何時誰がおおよそどのようにしてねつ造したのか、その具体的な内容の主張すらできないでいるのであり、この点の所論は、単なる抽象的な仮説ないし憶測の域を出ないといつても過言ではないのである」と説示した。

しかし、これは暴論である。再審請求人は確定判決の認定に「合理的な疑いを生じさせれば足りる」のであるから、いつどこで誰がどうねつ造したのか具体的に主張する必要はない。みそ漬けされた血痕の色に赤みが残っていることは不合理なことだから「第三者がねつ造した疑いが高い」ということで必要十分なのである。

現に第2次再審の差戻し後の抗告審決定は「A以外の第三者が1号タンクに隠匿してみそ漬けにした可能性が否定できず（この第三者には捜査機関も含まれ、事実上捜査機関の者による可能性が極めて高い～）」と説示した。また、白鳥事件最高裁決定（最1小決昭和50年5月20日）が「証拠弾丸に関し第三者の作為ひいては不公正な捜査の介在に対する疑念が生じうることも否定しがたい・・・右のような疑念があるとすれば、新証拠と他の全証拠との総合的な評価により原判決の認定に合理的な疑いを生じることになる

かどうかを判断するにあたって、このことを充分に念頭に置き、とくに厳密な審査を加えることを要する」と判断していることは周知のとおりである。

そもそも抗告審決定は、犯行を自白しながら5点の衣類について供述していないことは不合理でそれは原告が隠していないからだとの主張に対し、「犯行着衣を取りあえず味噌タンクの中に隠すのが最も安全であると考えたとしても不思議ではない。そのまま放置すればいずれは必ず見付かるとしても、請求人としては、善後策を講じる時間的余裕はできると考えたものと思われる」などと、それこそ「抽象的な仮説ないし憶測」を述べて否定している。憶測で事実認定をすることは裁判ではない。

したがって、抗告審は「疑わしきは被告人の利益に」という鉄則が当然に適用されたとした白鳥・財田川決定に反しており、法令解釈の誤りに基づく訴訟手続の法令違反を犯し、事実を誤認した違法がある。

### 3 特別抗告審批判

最高裁第2小法廷（今井功裁判長）は、2008（平成20）年3月24日、3年7か月で特別抗告を棄却した（甲8）。

そして同決定は、「5点の衣類及び麻袋は、その発見時の状態等に照らし長期間みその中につけ込まれていたものであることが明らかであって、発見の直前に同タンク内に入れられたものとは考えられない」と判示している。

しかし、衣類と麻袋を見ただけで「長期間みその中につけ込まれていた」と分かるはずがない。ましてや「長期間」が1年2か月なのか数日なのかを判断できる筈もない。当時はそんな実験をした者など誰もいなかったからである。

また「発見時の状態に照らし」というがSTS鑑定書に添付された5点の衣類のカラー写真から導かれる血痕に赤みが残っている状態、半袖下着とステテコが白っぽくみそ色（茶色）に染まっていない状態を看過している。最高裁は、下級審同様、赤みが残る血痕とみそ色に染まっていない衣類の色について全く問題意識を持つことなく、客観的な裏付けもないのに「感覚的かつ直観的な判断」をしたとの非難を免れない。しかも、赤みが残っていることは第2次再審請求での最高裁が関係者の供述などから認定していることからすれば、当時の最高裁も自ら審理不尽を犯し、事実を誤認したものであることは明らかである。

このように最高裁が不合理な認定をした理由は、白鳥・財田川決定の趣旨を正しく理解することなく、抗告審と同様に「合理的な疑い」についての解釈を誤り「疑わしきは確定判決の利益に」と考えていましたからに外ならない。

4 そして、第1次再審請求審の各裁判所の裁判官はその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものであるから、いずれも重大な過失がある。

## 第11 第2次再審請求審裁判所の違法

静岡地裁は、2014（平成26）年3月24日、再審開始決定をするとともに、死刑及び拘置の執行停止をして原告を釈放した（甲9）。これに対し、検察官は、2014（平成26）年3月31日、再審開始決定に対し即時抗告した。

### 1 即時抗告審の違法

#### （1）抗告理由と審理方針

検察官の抗告理由は、静岡地裁がHD鑑定人のDNA鑑定とみそ漬け実験のいずれも新証拠であると認めた点を事実誤認とするものだった。

#### （2）抗告審における証拠開示批判

即時抗告審でも弁護側は「5点の衣類」に関する証拠開示を求めていたところ、東京高検の検察官は、2014（平成26）年9月10日、原審で「存在しない」としてきた「5点の衣類」発見直後のカラー写真とそのネガ約93枚を開示した。さらに2015（平成27）年1月30日、前年に静岡県警で見つかったとされる原告の「取り調べ録音テープ」（オープシリール23巻）などを開示した（結局、開示された証拠は地裁分を含め累計約600点に及んだ）。

カラー写真等は5点の衣類に赤みが残っていることを再確認させるものだった。また、取調べ録音テープは自白を強要する状況を生々しく伝えるもので、その中で弁護士との接見が盗聴録音され、取調室で排尿させていたことが判明した。いずれも本件の雌雄を決定づける極めて重要な証拠であった。

とりわけ録音テープは、これが確定審で開示されれば、自白を強要する取り調べに関する原告の証言が裏付けられ、取調べ警察官たちの偽証が明らかとなり、自白の信用性は失われ、それと連動して検察官面前調書の信用性も否定されていた筈である。また原告が初めから消火活動に参加していたという従業員らの原始供述調書、ズボンのタグの「B」が色を示す証拠などと相俟って（甲90、91）、捜査過程も見直され、各証拠も厳格に見直され、有罪の認定などできる筈もなかった。

### （3）取消し決定批判

ところが、東京高裁（大島隆明裁判長）は、検査機器が自動的にラベルしたオフラーの表示を削除した点について「自らの判断等に従ってチャート図の表示を変えたものであり、同チャート図の正確性について自ら疑わぬかねないような行為をしている」などとHD鑑定人が鑑定をねつ造したかのような説示を始めとして、HD鑑定人の考案した「細胞選択抽出

法」という手法や同鑑定人の判断について不合理性だと多岐にわたって指摘し、弁護人らが行った再現実験をHDの指導の下で行ったから再現実験とは言えないと排斥し、DNA鑑定の信用性を否定した。

また、みそ漬けされた血液に赤みが残っているか否かの色問題についても、カラー写真も劣化で信用できないとして「大まかな色も把握することができない」などと矮小化してまともな審理をしなかった。

挙句の果てには、取調べ録音テープという重大な新証拠の提出を受けながら、それに基づき自白調書が違法な取調べの結果であるとの弁護人の主張に対し、「確定判決は、袴田の警察官調書については証拠排除しており、検察官調書については1通のみ採用したものの、実質的には袴田の犯人性を推認する証拠としては用いていないのであるから、袴田の取調べ状況に関する新証拠（注：取調べ録音テープ及びそれを供述心理学の立場から分析したHMD SO教授の鑑定書）を提出しても、原則として、袴田の犯人性に関する確定判決の認定に合理的な疑いを生じさせることが明白な証拠とはいえない。」という詭弁を弄して排斥した。

その上で、「捜査段階における袴田の取調べ方法に（長時間の強引な取調べや便器に排尿させるなどの）問題があることを踏まえても、取調べの結果、犯行のほぼ全容について袴田の供述を得て、犯行着衣についてもそれがパジャマである旨の自白を得た捜査機関が、新たにこの自白と矛盾するような5点の衣類をねつ造することは容易には考え難いというべきであり、袴田の取調べ状況から、5点の衣類のねつ造を結び付けることは、かなり論理の飛躍があると言わざるを得ない」と断じた。しかも「否認している被疑者に対して厳しく自白を迫ることは往々にしてあることであって、それが、捜査手法として許される範囲を超えるようなことがあったとしても、他にねつ造を疑わせるような具体的な根拠もないのに、そのよう

な被疑者の取調べ方法を用いる捜査当局は、それ自体で犯罪行為となるような証拠のねつ造をも行う傾向があるなどとすることはできず、そのような経験則があるとも言い難い。」などという啞然呆然とする独自の見解を披歴して5点の衣類のねつ造の可能性を否定し、2018（平成30）年6月11日、静岡地裁の再審開始決定を取り消した。但し、釈放は維持した（甲10）。

しかも、東京高裁は、原告の実家からズボンの共布だとする端切れを発見した当の本人である元警部補の証人尋問も採用しなかった。同人はその後死亡し、本件において極めて重要な争点である共布についての真相究明を永遠に不可能にしたのである。

## 2 結論

以上のとおり、東京高裁には論理則・合理則・経験則に違反する違法があり、かつ、その付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものであるから重大な過失があることは明らかである。

### 第12 再審公判における検察官の違法

#### 1 検察官は再審公判で有罪立証することを表明した。

これまで分析検討してきたとおり、もともと本件は起訴を誤ったものであった。しかも、検察官は、原告の自白調書を使用せず、また清水郵便局で発見された焼かれた紙幣等も証拠として使用しないと公言した。

本件起訴が誤ったものであるという指摘を待つまでもなく、これでは検察官の有罪立証方針は無謀と言う外はなく、立証責任を果せる見通しもないのに原告を二重の危険に晒し、さらに鞭打つ行為以外の何物でもなかった。

検察官が有罪立証に踏み切った理由は今もって理解ができない。その後の検事総長談話で弁明されているが、「公益の代表者」として説得力など全くない。

## 2 結論

以上のとおり、検察官の有罪立証には憲法31条、39条、刑訴法1条に違反する違法があり、少なくとも重大な過失を免れない。

## 第3章 損害

---

### 第1 はじめに

被告らの違法行為によって原告が被った損害は、次の通りである。

原告の損害は、①身体拘束期間中（1966（昭和41）年8月18日から2014（平成26）年3月27日まで）の損害、及び②釈放後の損害に大別される。

### 第2 身体拘束期間中の損害

#### 1 逸失利益

##### (1) はじめに

原告は、本件で逮捕された1966（昭和41）年8月18日から拘置の執行停止により釈放されるまでの2014（平成26）年3月27日までの1万7389日間、刑事施設に収容され、就労の機会が制限された。これによって逸失利益が発生している。

##### (2) 基礎収入

原告は、本件で逮捕されていなければ、各年度の賃金センサス第1巻第1表産業別・企業規模計・学歴計・男子計による該当年齢の平均賃金を得られていた。

各年度の該当する平均賃金は、別表の通りである（なお、賃金構造基本統計調査は、1981（昭和56）年以前は、3年ごとに企業規模5人以上を対象とする大規模調査が、その他の年には企業規模10人以上を対象とする小規模調査しか行われていなかったため、小規模調査しか実施されていない年は、企業規模10人以上の調査結果を使用している。）。

(3) 逸失年収

1976

(昭和41) 年の逸失年収は、同年の基礎収入を同年8月18日から同年12月31日までの日数135日で日割計算した額になる。

1977 (昭和42) 年ないし2013 (平成25) 年の逸失年収は、各年の基礎収入の通りである。

2014 (平成26) 年の逸失年収は、同年の基礎収入を同年1月1日から同年3月27日までの日数85日で日割計算した額になる。

各年度の逸失年収は、別表の通りである。

これを合計した金額は、1億9003万7400円である。

(4) 生活費控除

原告は、刑事施設に収容されている間、生活費の負担をしていなかった。

原告には妻子がいた。本件逮捕当時は妻子と別居していたものの、本件により逮捕されていなければ、妻と復縁し、妻及び長男と同居する見込みであった。

上記事情からすると、逸失利益の算定にあたり、生活費控除としてその3割を減額するのが相当である。

生活費控除後の逸失利益は、1億3302万6180円である。

2 身体拘束期間中の慰謝料

(1) 身体拘束そのものに対する慰謝料

原告が1976 (昭和41) 年8月18日から2014 (平成26) 年3月27日までの間、原告が逮捕、起訴前勾留、起訴後勾留、又は拘置として身体拘束を受けてきた。原告の身体拘束期間は合計1万738

9日間に及ぶ。これらの身体拘束を受けたことによる精神的苦痛は、金銭で評価すれば1億5000万円を下ることはない。

#### (2) 取調に対する慰謝料

原告は1976（昭和41）年8月18日に逮捕されてから身体拘束中に警察官及び検察官による取調を受けてきた。その取調は、第2章で詳述した通り、違法なものであった。

原告がこのような違法な取調により精神的苦痛を被ったことは、単なる違法な身体拘束による精神的苦痛の範囲にとどまるものでない。その額は、1000万円を下ることはない。

#### (3) 死刑執行の恐怖に対する慰謝料

原告は、1980（昭和55）年12月12日死刑判決が確定してから、2014（平成26）年3月27日に死刑及び拘置の執行停止が決定されるまでの間、死刑確定者として死刑執行の恐怖にさらされてきた。

死刑執行については、1975（昭和50）年ころまでは執行の前日までに死刑確定者に対して執行が告知されていた。しかし、原告の死刑確定者となったときには、運用が変更されおり、死刑確定者に対して当日の朝に執行が告知され、告知の1、2時間後には執行されるという運用がとられていた。そのため、原告は、いつ死刑が執行されるのかがわからず、日々死刑執行の恐怖に直面していた。

原告が冤罪であったこと、捜査機関の故意による証拠ねつ造などに基づいていることなどの事情を加味すれば、その理不尽さに対する悔しさと死への恐怖の狭間での苦しみは察して余りあり、その結果、原告が精神の変調まで來したことも考慮すれば、この慰謝料は極めて大きいと言うべきである。

原告が死刑執行の恐怖を受けたことによる精神的苦痛は、金銭で評価すれば1か月あたり100万円を下ることはない。原告に対して死刑判決が確定してから、死刑及び拘置の執行停止がなされるまでの期間は3年3か月（399か月）を超えている。

死刑執行の恐怖に対する慰謝料は、3億990万円を下ることはない。

#### (4) 小括

身体拘束期間中の慰謝料は、計5億5900万円である。

### 3 刑事補償給付の控除

身体拘束中の逸失利益及び慰謝料の合計は、6億9202万6180円である。

原告は、2025（令和7）年4月15日、刑事補償給付として2億1736万2500円を受領した（甲93）。原告が給付を得た刑事補償の填補の対象となる損害は、身体拘束期間中の逸失利益及び慰謝料に関する損害賠償金の元金に相当する部分と同性質であり、相互補完性を有するから、損益相殺的な調整がなされる。

原告が受給した計補償給付の額を身体拘束中の逸失利益及び慰謝料の元金から控除するとその元金は4億7466万3680円になる。

### 4 小括

身体拘束期間中の損害の元金は、4億7466万3680円である。

## 第3 釈放後の損害

### 1 慰謝料

原告は、長期間の身体拘束により精神に問題をかかえており、釈放後も通常の日常生活を過ごすことができずにいる。再審公判でも出頭を免除さ

れ、法廷で自らの言葉で無実を訴えることもなく、無罪判決を自らの耳で聴くことも適わなかった

原告については、2014（平成26）年3月27日再審開始決定がなされたものの、検察官が再審開始決定に対する即時抗告を申立てたことにより、再審請求の手続が続くことになった。再審開始決定が確定したのは2023（令和5）年3月20日のことであり、再審開始決定がなされてから確定するまでの間に約9年間もの期間を要している。この間、原告は、再審開始決定、並びに死刑及び拘置の執行停止決定が取り消され、再び拘置所に収容される可能性がある、という著しく不安定な地位に置かれていた。

上述の事情を考慮すれば、釈放後の原告が被った精神的苦痛は、金銭で評価すれば3500万円を下ることはない。

## 2 介護費用

原告は、長期間の身体拘束により精神に問題をかかえており、日常生活にも介護が必要である。現に、釈放後は、同居する袴田ひで子や支援者が原告の介護を行ってきた。これらの介護費用は、1日あたり800円と評価されるべきである。

釈放された日の翌日である2014（平成26）年3月28日から無罪判決確定の日である2024（令和6）年10月9日までの3849日間に相当する介護費用は、3079万2000円である。

無罪判決が確定した時点では、原告は88歳である。その時点の原告の平均余命は、4.97年、すなわち約5年である。5年に対するライブニッツ係数（5パーセント）は、4.3295である。将来の介護費用は、1264万2140円（=8000円×365日×4.3295）である。

介護費用の合計は、4343万4140円である。

### 3 小括

釈放後の損害は、合計7843万4140円である。

## 第4 遅延損害金

被告らの違法行為は、2020（令和2）年4月1日よりも前の行為であるから、平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金が発生する。

有罪判決が存在することによって生じた損害については、その損害の性質上、再審による無罪判決が確定するまでは損害が生じたものとして取り扱うことはできない。遅延損害金の起算日は、再審無罪判決が確定した2024（令和6）年10月9日となる。

2024（令和6）年10月9日から原告が刑事補修給付を受領した2025（令和7）年4月15日まで（280日間）は、①身体拘束中の損害に関して刑事補償給付による控除前の元金6億9202万6180円と②釈放後の損害の元金7843万4140円の合計額である7億7046万0320円に対する遅延損害金が発生する。その金額は、2955万1903円である。

## 第5 民事訴訟に関する弁護士費用

原告は、本訴を提起するために弁護士に依頼することを余儀なくされた。上記第2及び第3記載の損害額の合計額は5億5309万7820円となるところ、被告らに負担させるべき弁護士費用相当額は、5530万9782円が相当である。

## 第6 小括

以上の次第により、本訴請求金額は、①損害賠償金元金6億0840万7602円、②刑事補償給付を受領した日までの遅延損害金2955万1903円、及び③刑事補償給付を受領した日の翌日から支払みまでの遅延損害金である。

## 第4章 結語

---

よって、原告は、被告らに対し、国家賠償法 1 条 1 項、同法4条、及び民法 719条前段に基づき、連帶して、損害賠償金6億0840万7602円、再審無罪判決が確定した日から刑事補償給付を受領した日である令和7年4月15日までの遅延損害金2955万1903円、及び刑事補償給付を受領した日の翌日である令和7年4月16日から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

### 証拠方法

証拠説明書記載のとおり

### 添付書類

- |   |         |    |
|---|---------|----|
| 1 | 訴訟委任状   | 1通 |
| 2 | 登記事項証明書 | 1通 |
| 3 | 訴状副本    | 2通 |
| 4 | 証拠説明書   | 3通 |

別表

年	原告年齢	平均賃金	証拠(甲)	逸失年収
1966(昭和 41)年	30	627,900	92-1	232,237
1967(昭和 42)年	31	629,900	92-2	629,900
1968(昭和 43)年	32	825,500	92-3	825,500
1969(昭和 44)年	33	948,200	92-4	948,200
1970(昭和 45)年	34	1,118,300	92-5	1,118,300
1971(昭和 46)年	35	1,391,200	92-6	1,391,200
1972(昭和 47)年	36	1,586,900	92-7	1,586,900
1973(昭和 48)年	37	1,878,200	92-8	1,878,200
1974(昭和 49)年	38	2,397,000	92-9	2,397,000
1975(昭和 50)年	39	2,735,900	92-10	2,735,900
1976(昭和 51)年	40	3,135,800	92-11	3,135,800
1977(昭和 52)年	41	3,456,600	92-12	3,456,600
1978(昭和 53)年	42	3,681,000	92-13	3,681,000
1979(昭和 54)年	43	3,871,000	92-14	3,871,000
1980(昭和 55)年	44	4,180,700	92-15	4,180,700
1981(昭和 56)年	45	4,553,900	92-16	4,553,900
1982(昭和 57)年	46	4,780,900	92-17	4,780,900
1983(昭和 58)年	47	4,945,600	92-18	4,945,600
1984(昭和 59)年	48	5,182,600	92-19	5,182,600
1985(昭和 60)年	49	5,377,900	92-20	5,377,900
1986(昭和 61)年	50	5,360,200	92-21	5,360,200
1987(昭和 62)年	51	5,505,500	92-22	5,505,500
小計				67,775,037

年	原告年齢	平均賃金	証拠(甲)	逸失年収
1988(昭和 63)年	52	5,719,400	92-23	5,719,400
1989(平成元)年	53	6,041,100	92-24	6,041,100
1990(平成 2)年	54	6,436,900	92-25	6,436,900
1991(平成 3)年	55	5,851,100	92-26	5,851,100
1992(平成 4)年	56	6,057,500	92-27	6,057,500
1993(平成 5)年	57	6,196,300	92-28	6,196,300
1994(平成 6)年	58	6,361,200	92-29	6,361,200
1995(平成 7)年	59	6,464,000	92-30	6,464,000
1996(平成 8)年	60	4,640,600	92-31	4,640,600
1997(平成 9)年	61	4,641,900	92-32	4,641,900
1998(平成 10)年	62	4,603,500	92-33	4,603,500
1999(平成 11)年	63	4,584,400	92-34	4,584,400
2000(平成 12)年	64	4,412,200	92-35	4,412,200
2001(平成 13)年	65	4,094,500	92-36	4,094,500
2002(平成 14)年	66	4,049,700	92-37	4,049,700
2003(平成 15)年	67	3,887,900	92-38	3,887,900
2004(平成 16)年	68	3,965,300	92-39	3,965,300
2005(平成 17)年	69	3,769,400	92-40,43	3,769,400
2006(平成 18)年	70	3,574,900	92-41,43	3,574,900
2007(平成 19)年	71	3,746,700	92-42,43	3,746,700
2008(平成 20)年	72	4,028,200	92-43	4,028,200
2009(平成 21)年	73	3,831,700	92-43,44	3,831,700
小計				106,958,400

年	原告年齢	平均賃金	証拠（甲）	逸失年収
2010(平成 22)年	74	3,480,600	92-43, 44	3,480,600
2011(平成 23)年	75	3,790,200	92-44	3,790,200
2012(平成 24)年	76	3,850,200	92-44	3,850,200
2013(平成 25)年	77	3,361,700	92-44	3,361,700
2014(平成 26)年	78	3,526,600	92-44	821,263
小計				15,303,963
合計				190,037,400

## 当事者目録

〒430-0937

静岡県浜松市中央区利町302番地の23 302ビル3F-A

原告

袴田 巍

〒432-8025

静岡県浜松市中区栄町2番地

石塚・村松法律事務所

原告法定代理人成年後見人 村松 奈緒美

〒420-0064

静岡市葵区本通6-2-1 カメリアビル

OGHY法律事務所（送達場所）

電話 054-653-2230

FAX 054-254-5233

原告訴訟代理人弁護士 OGHY

〒170-0002

東京都豊島区巣鴨1-18-11 第1扇屋ビル5階

村崎法律事務所

電話 03-5978-3456

FAX 03-5978-3458

原告訴訟代理人弁護士 村崎 修

〒060-0042

札幌市中央区大通西12丁目 北海道高等学校教職員センター

北海道合同法律事務所

電話 011-231-1888

FAX 011-281-4569

原告訴訟代理人弁護士 笹森 学

〒420-0837

静岡市葵区日出町5-3

日出町法律事務所

電話 054-269-4590

FAX 054-269-4591

原告訴訟代理人弁護士 間 光洋

〒160-0004

東京都新宿区四谷4-28-15 慶和ビル

弁護士法人法律事務所 MIRAI

電話 03-6843-6010

FAX 03-6859-9340

原告訴訟代理人弁護士 伊藤 修一

〒102-0083

東京都千代田区麹町2-12-13 LYNX麹町7階

戸舘佳之法律事務所

電話 03-3288-0112

FAX 03-3288-0113

原告訴訟代理人弁護士 戸舘 圭之

〒359-1161

埼玉県所沢市狭山ヶ丘1-2996-5 ウエストヒルプラザ203号

所沢りぼん法律事務所

電話 04-2938-1012

FAX 04-2935-4098

原告訴訟代理人弁護士 K.T. 英典

〒420-0034

静岡市葵区常磐町1-8-6 常磐町アイワビル7階南

ハフアンドパートナーズ法律事務所

電話 054-204-6688

FAX 054-204-6678

原告訴訟代理人弁護士 白山 聖浩

〒420-0031

静岡県静岡市葵区呉服町1-3-14 Y S 静岡呉服町ビル7階

弁護士法人市民の森静岡第一法律事務所

電話 054-205-7000

FAX 054-205-7001

原告訴訟代理人弁護士 西澤 美和子

〒100-8977

東京都千代田区霞が関1-1-1

被告 国

上記代表者法務大臣 S Z 馨祐

〒420-8601

静岡市葵区追手町9番6号

被告 静岡県

上記代表者知事 S Z 康友